

## 会 議 録 目 次

平成29年第2回曾於市議会定例会

会期日程 .....	1
○6月9日(金)	
議事日程第1号 .....	3
開 会 .....	6
開 議 .....	6
会議録署名議員の指名 .....	6
会期の決定 .....	6
議長諸般の報告 .....	6
市長の一般行政報告 .....	6
常任委員会の閉会中の所管事務調査報告 .....	7
承認案第2号～承認案第4号 .....	14
報告第3号、報告第4号 .....	20
議案第40号～議案第52号 .....	21
散 会 .....	27
○6月13日(火)	
議事日程第2号 .....	29
開 議 .....	31
一般質問	
徳峰 一成 議員 .....	31
上村 龍生 議員 .....	55
泊ヶ山正文 議員 .....	71
八木 秋博 議員 .....	89
散 会 .....	100
○6月14日(水)	
議事日程第3号 .....	101
開 議 .....	103
一般質問	
宮迫 勝 議員 .....	103
湊合 昌昭 議員 .....	117
岩水 豊 議員 .....	129
散 会 .....	150

○ 6月16日（金）

議事日程第4号	151
開 議	153
議案第44号	153
議案第40号	154
議案第41号	154
議案第42号、議案第43号	166
議案第45号	169
議案第46号、議案第48号	175
陳情第1号	176
散 会	176

○ 6月28日（水）

議事日程第5号	177
開 議	180
議案第40号	180
議案第41号	181
議案第42号、議案第43号	186
議案第45号	188
議案第46号、議案第48号	195
議案第47号、議案第49号～議案第52号	198
陳情第1号	201
同意案第13号	202
同意案第1号～同意案第19号	205
発議第2号	237
閉会中の継続審査申出について	238
閉会中の継続調査申出について	239
議員派遣の件	239
発議第3号	240
閉 会	242

# 平成29年第2回曾於市議會定例会

## 会 期 日 程

平成 29 年第 2 回曾於市議會定例会会期日程

会期 20 日間

月	日	曜	会 議	摘 要
6	9	金	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○閉会中の事務調査報告 ○議案等の上程・提案理由の説明
	10	土	休 日	
	11	日	休 日	
	12	月	休 会	
	13	火	本 会 議	○一般質問
	14	水	本 会 議	○一般質問
	15	木	休 会	
	16	金	本 会 議	○議案審議・表決・委員会付託
	17	土	休 日	
	18	日	休 日	
	19	月	休 会	委員会
	20	火	休 会	委員会
	21	水	休 会	委員会
	22	木	休 会	
	23	金	休 会	
	24	土	休 日	
	25	日	休 日	
	26	月	休 会	

月	日	曜	会 議	摘 要
6	27	火	休 会	
	28	水	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

**平成29年第2回曾於市議會定例会**

**平成29年6月9日**

**(第1日目)**

## 平成29年第2回曾於市議会定例会会議録（第1号）

平成29年6月9日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長諸般の報告

第4 市長の一般行政報告

第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

（総務常任委員長・文教厚生常任副委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

第6 承認案第2号 専決処分の承認を求めることについて

（曾於市税条例の一部改正）

第7 承認案第3号 専決処分の承認を求めることについて

（曾於市国民健康保険税条例の一部改正）

第8 承認案第4号 専決処分の承認を求めることについて

（平成28年度曾於市一般会計補正予算（第13号））

（以下2件一括議題）

第9 報告第3号 継続費通次繰越しの報告について

第10 報告第4号 繰越明許費繰越しの報告について

（以下13件一括議題）

第11 議案第40号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について

第12 議案第41号 曾於市新地公園グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について

第13 議案第42号 曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第14 議案第43号 曾於市過疎地域産業開発促進条例及び曾於市工業開発促進条例の一部改正について

第15 議案第44号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

第16 議案第45号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について

- 第17 議案第46号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第47号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第48号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第49号 平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第50号 平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第51号 平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第23 議案第52号 平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（17名）

- |     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 岩水豊   | 2番  | 渕合昌昭  | 3番  | 泊ヶ山正文 |
| 4番  | 上村龍生  | 5番  | 宮迫勝   | 6番  | （欠員）  |
| 7番  | 九日克典  | 8番  | 伊地知厚仁 | 9番  | 八木秋博  |
| 10番 | 土屋健一  | 11番 | 山田義盛  | 12番 | 大川内富男 |
| 13番 | 大川原主税 | 14番 | 海野隆平  | 15番 | 久長登良男 |
| 16番 | 谷口義則  | 17番 | 迫杉雄   | 18番 | （欠員）  |
| 20番 | 原田賢一郎 |     |       |     |       |

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 19番 徳峰一成

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

- 事務局長 浜田政継 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 吉田宏明  
 専門員 津曲克彦

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

- |              |   |      |        |           |        |      |
|--------------|---|------|--------|-----------|--------|------|
| 市            | 長 | 五位塚剛 | 教      | 育         | 長      | 谷口孝志 |
| 副            | 市 | 長    | 八木達範   | 教育委員会総務課長 |        | 外山直英 |
| 副            | 市 | 長    | 大休寺拓夫  | 学校教育課長    |        | 中村涼一 |
| 総            | 務 | 課    | 長      | 今村浩次      | 社会教育課長 | 河合邦彦 |
| 大隅支所長兼地域振興課長 |   | 東山登  | 農林振興課長 |           | 竹田正博   |      |
| 財部支所長兼地域振興課長 |   | 吉野実  | 商工観光課長 |           | 荒武圭一   |      |

企 画 課 長	橋 口 真 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	桂 原 光 一	建 設 課 長	新 澤 津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	持 留 光 一
介 護 福 祉 課 長	小 園 正 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 元 剛
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	川 添 義 一		

開会 午前10時00分

---

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより平成29年第2回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（原田賢一郎）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（原田賢一郎）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、岩水豊議員及び  
比治合昌昭議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から6月28日までの20日間といたし  
たいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、会期は20日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 議長諸般の報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

---

#### 日程第4 市長の一般行政報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告（総務常任委員長・文教厚生常任副委員長・建設経済常任委員長報告）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山田義盛）

おはようございます。

御報告申し上げます。

総務常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

県外調査。

1、調査地及び調査事項。

（1）石川県小松市。

定住促進支援制度について。

空き家バンクの取り組みについて。

（2）石川県輪島市。

災害に強い、安全・安心のまちづくりについて。

2、調査期間。

平成29年5月8日（月曜日）から10日（水曜日）、2泊3日で行いました。

3、調査委員。

総務常任委員会7名全員であります。

4、調査内容。

（1）石川県小松市。

小松市は、石川県の西南部、加賀平野の中央部に位置し、東には霊峰白山を望み、西は日本海に面し、風光明媚で豊かな自然に恵まれた環境を有しています。人口は約10万8,000人で南加賀の中心都市として発展しています。

地域の産業は、世界的建設機械メーカー「コマツ」と、その協力企業等による機械産業群が形成されています。また、小松市には自衛隊と民間航空との共用の小松空港があります。日本海側の拠点空港として重要な役割を果たしています。

定住促進支援制度は、4つの奨励金の助成金があります。

①「『ようこそ小松』定住促進奨励金」は、新築・増築50万円、中古住宅購入30万円。

②「3世代家族住宅建築奨励金」は、新築・増築・購入に20万円。

③「まちなか住宅建築奨励金」は、購入30万円。市内不動産業者利用や年齢による加算もあります。

④「住まいる小松奨励金」は、分譲地購入に10万円。

以上4つの奨励金を条件に合わせて併用できる仕組みとなっています。

空き家対策について、現状として平成25年度3月の空き家調査では、空き家は1,504件、空き家率13.9%で年々増加しています。

対策として、空き家の持ち主に対して、空き家を改修して賃貸住宅にする場合、限度額40万円、改修費の2分の1を助成しています。また、空き家バンク制度を通じて借りた方へ、家賃補助として、期限が1年間、45歳以下の条件でひと月当たり、家賃の2分の1、限度額2万円の補助をしています。

空き家バンクの登録件数は現在194戸で、契約件数は170戸となっており、利用状況は高いと思われます。市としては、利用希望者へ情報提供を行います。交渉・契約等は宅地建物取引業者や当事者同士で行っているとのこと。

このほか、空き家対策として、老朽危険空き家解体補助事業では、市内の解体業者が行う場合に、所有者へ限度額30万円を助成しています。また、老朽危険空き家跡地活用事業で、空き家を土地とともに市へ寄附してもらい、市が解体撤去して、跡地は自治会等で管理する活用方法もとられていました。

その他、小松地域産材利用促進制度が創設されており、住宅・店舗・工場を新築・増築などを行う場合、小松石材・九谷焼・小松瓦・小松表畳・かが杉を利用すれば、工事費の20%を補助する制度も設けられていました。

それぞれの事業で、宅建・建設協会・設計事務所などと定期的に意見交換会を開催しています。

今回の事務調査で、曾於市の定住促進対策や空き家対策とは異なった方法で参考になる点が多くありました。

## (2) 石川県輪島市。

石川県輪島市は、能登半島の日本海に面した港町で、人口は2万7,835人です。輪島塗や朝市、NHK連続テレビ小説「まれ」の舞台になったことでも有名な漁業と観光が主な産業です。

平成19年3月、マグニチュード6.9の能登半島地震で多大な被害が出ましたが、これまでの防災や地域活動の取り組みが再認識されました。

1つ目は、地区輪番制で毎年実施してきた地区・自治会住民参加型の防災が役立ったこと、2つ目として、日ごろからの近所づき合いや町内会・公民館単位の活動で地域のきずながあったことです。

輪島市では、これまでの防災意識の高さと震災の教訓を生かした取り組みとして、防災士の育成と自主防災組織の促進に力を入れています。防災士とは、防災の専門知識を持ったリーダーのことであり、NPOの研修・認定試験を経て取得できる資格です。輪島市は市単独事業で防災士の資格取得を進め、現在591名、うち女性138名の防災士が活躍しており、災害対応、救急対応、自主防災活動推進などのフォローアップ研修参加、救急救護訓練、避難所運営訓練へ参加してリーダーの役割を担うことになっています。

自主防災組織の結成促進と活動の助成制度として、自主防災組織活動促進事業として補助金制度を創設し、現在145組織（組織率70%）されています。自主防災組織では、防災機材の設置、消火・救護・保存食点検・炊き出しなどの防災訓練を行っており、参加者は多いとのこと。なお、山間部の小集落や高齢者のみの集落の活動停滞が自主防災の課題となっているようです。

曾於市では、さらなる自主防災への意識向上を図るため、自主防災組織化とリーダーとなる防災士の育成が必要であると感じました。

以上であります。

#### ○議長（原田賢一郎）

次に、文教厚生常任副委員長の報告を求めます。

#### ○文教厚生常任副委員長（上村龍生）

徳峰委員長が欠席をされた視察になりましたので、副委員長がかわって報告いたします。

文教厚生常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

県外調査。

##### 1、調査地及び調査事項。

###### （1）青森県十和田市。

日本一を目指した特色ある教育活動事業について。

事業の取り組みに至る経緯と評価、今後の展開について。

###### （2）青森県むつ市。

むつぼし健康マイレージ事業について。

事業構築に至る経緯と評価、今後の展開について。

##### 2、調査期間。

平成29年5月10日水曜日から12日金曜日、2泊3日。

##### 3、調査委員。上村龍生、八木秋博、大川原主税、原田賢一郎。

#### 4、調査内容。

##### (1) 青森県十和田市。

十和田市は青森県南東の内陸部にある人口約6万3,000人、面積725.65km<sup>2</sup>の自治体で、十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田山系など四季の変化に富む美しい自然があり、現在当市は「～わたし達が創る～希望と活力あふれる 十和田」を、将来都市像として掲げ、まちづくりが進められております。

日本一を目指した特色ある教育活動事業を行うようになった動機は、日ごろより教育指導の充実に努めている市内各小・中学校に対して、校長先生方が目指している特色ある学校づくりを教育委員会の立場から支援し、「日本一」という言葉に象徴されるようなダイナミックな目標に向けて、児童生徒の活気ある教育活動を展開したいという教育長の願いが、市長特別枠予算として実現するに至ったものであります。

事業内容は、各校が創意工夫を生かし、日本一を目指した特色ある教育活動を行うために必要な経費を学校規模に応じて助成するものです。

各小・中学校で取り組むテーマは、「奉仕の心（志）日本一を目指して」、「俳句日本一を目指して～四季を感じて五・七・五」、「日本一本好きな子供があふれる学校を目指して」などさまざまであります。

ここで言う「日本一」とは、スポーツや芸術などの分野で具体的な結果を求めるのではなく、「あくまでキーワードとしての目標。狙いは、子供たちのやる気を引き出し、学校現場での活動を底上げすること」が目的であるとの説明がありました。

すぐに結果が出るというものではないが、児童、生徒の成長とともに効果あるものとし、本年度から第2次日本一事業として予算計上され、再スタートしております。

特色ある学校づくりに本市としても大いに参考にし、積極的に取り組む必要性を感じたところであります。

##### (2) 青森県むつ市。

むつ市は、全国初のひらがなに改称した市で、人口約6万人、面積864.16km<sup>2</sup>、本州最北端、青森県北東部の下北半島に位置し、下北半島国定公園の広範囲にわたる部分が市域に存在することから、各地に風光明媚な景色や温泉が点在するなど、豊かな自然の恵みを受けた地域であります。

当市は、全国と比べ平均寿命が短く、2010年の統計データでは全国の市区町村の中で男性がワースト8位、女性がワースト16位であり、さらには県内で循環器系疾患の割合が1位となっていることから健康づくり対策に取り組むことが急務でありました。

平成27年1月、「市民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりと健康寿命の延伸」を全体目標に掲げ、「むつ市健康づくり宣言」をし、健康なまちづくりのために3つの取り組みを実施しました。

①すこやか事業所認定制度。平成27年度7月事業開始。

②むつ市庁舎内完全禁煙。平成27年2月から段階的に取り組み、平成28年4月敷地内完全禁煙。

③健康マイレージ事業。平成27年4月事業開始。

健康マイレージ事業は、短期的には地域の健康意識向上を図りつつ、長期的に医療費適正化・抑制を図るものであります。また、チャレンジ達成者に共通商品券や地元特産品等を還元するなど、地域の活力を導き出す事業になっており、市民の健康はもとより、本市の健康で元気なまちづくりに寄与することを目的としております。

事業内容としましては、健康チャレンジシート。一定の健康プランにチャレンジすること。検診等受診をすること。健康関連事業に参加することによりポイントをためる。

ウォーキングアプリ。スマートフォン用ウォーキングアプリで規定のウォーキングチャレンジをする。

この事業に対して市民から、健康づくりのきっかけになったとの意見は多く、「この事業をきっかけに健康づくりを続けている」「ウォーキングを楽しむようになった」など高く評価する意見がある一方で、「シート記入の取り組みが面倒くさい」「商品券やカード獲得にお得感が感じられない」「事業についてよくわからない」「PR不足」などの意見もあり、その対策として、シート記入の簡略化など、健康無関心層への働きかけが大きな課題となっております。

今後、チャレンジをしている方が、身近な周りの方々をお誘いいただくよう「お誘いポイント」を設定したり、すこやかサポート事業所への働きかけで、事業所仲間でのチャレンジを推奨し、カード利用協賛店舗をふやすことにより、カードを持つことのお得感をアピールしていくなどの事業展開をしていきたいと説明がありました。

栄養面についても、食生活改善グループ150人がボランティアで活動され、ヘルシーバランス弁当を企画プロデュースして、500キロカロリー、500円で市内4店舗で販売されています。

「すこやかサポート事業認定制度」では事業に取り組んで2カ年の期間内に特別調整交付金として3,500万円の措置を受けたとの説明がありました。

市民を楽しく遊び感覚で、事業に引き込んで長寿命化を図っているユニークな取

り組みで、本市でも大いに取り入れていく必要があると感じたところであります。

なお、今回の事務調査についての詳しい資料等は事務局に保管してありますので、御参照願います。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

建設経済常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告いたします。

記。

県外調査。

1、調査地及び調査事項。

（1）富山県砺波市農業公社。

担い手育成及び農業者等研修支援事業。

新規就農への支援・優遇措置について。

（2）滋賀県長浜市。

黒壁を中心とした市街地活性化について。

2、調査期間。

平成29年5月8日月曜日から10日水曜日、2泊3日であります。

3、調査委員は、建設経済常任委員会全員でございます。

4、調査内容。

（1）富山県砺波市農業公社。

富山県砺波市は県西部に位置し、市域を縦貫する一級河川「庄川」によって形成された砺波平野で、屋敷林に囲まれた家々が点在する「散居村」が広がり、その景観は日本の農村の原風景とも言われております。医療や子育て環境、高齢者福祉なども充実した日本有数の住みよさを誇る地方都市であります。

農地面積の99%は水田で、典型的な水稲単作地帯となっており、農家の9割以上が兼業農家で、農業就業人口の約7割が65歳以上と高齢化が進み、その比率は年々高くなってきています。

日本一を誇るチューリップ球根生産についても、生産者・面積・生産量とも年々減少傾向にあり、今後ますます顕著になっていく農家数の減少、農業従事者の高齢化に対処するため、農地の利用集積・農作業受委託等で活力ある農村の美しい田園風景を守る目的で、平成13年4月に財団法人砺波市農業公社が設立され、平成24年

4月には公益法人制度改革関連3法施行に伴い、公益目的事業として認定された事業は課税されないという税制上の特例措置が受けられるため、公益財団法人に移行されています。

農業公社では、担い手育成に対する支援として農業簿記講座及びパソコン農業簿記講座を行い、青色申告への推進や新規就農への支援として、チューリップ球根新規生産者へ作業機械の無償貸し付けや生産技術の支援等を行い、地域農業の発展及び地域社会の活性化に寄与されています。

本市においても、基幹産業である農業を守るため、現在準備中ではありますが事業絞り込み・公社運営・出資など今後検討すべき協議が多くありますが、早期の公社設立が喫緊の課題であると感じました。

## (2) 滋賀県長浜市。

滋賀県長浜市は県東北部に位置し、周囲は伊吹山系の山々と琵琶湖に面した1市8町が合併した人口12万人の県内でも優れた自然環境を有した湖北圏域の中心都市として発展しています。

この地域は京都市や名古屋市から60km圏域、大阪市から100km圏域にあり、これらの経済圏域と利便性が高く結びついています。この一帯に広がる中心市街地には過去8つの商店街があり、昭和50年代までは繁栄していたが、車社会に入り郊外開発が進み、中心市街から人が姿を消し始め衰退が目立っていきました。この商店街の再生の過程が長浜市のまちづくりのドラマであります。

昭和58年には秀吉が築いた城が復元され、市の計画を推進した原動力は総額4億3,000万円に上る市民の寄附であり、「長浜出世まつり」と銘打ったイベントが、その後の大きなエネルギーとなっております。

まちづくりの一つの流れでもあるのが株式会社「黒壁」であります。明治時代に黒漆塗りの外観で建てられた旧国立第130銀行長浜支店は、市民に「黒壁銀行」と呼ばれ親しまれてきましたが、昭和62年に建物が売却・取り壊しの危機に瀕したため、何とか保存しようという問題がきっかけで設立された第3セクターの会社であります。

株式会社「黒壁」は、昭和63年、地元民間企業8社が9,000万円、市から4,000万円を出資して設立され、ガラス館、ガラスギャラリー工房、飲食店と次々にオープンし、黒壁物語として中心市街地の活気あふれる事業展開で全国的に注目を集め、長浜の知名度を大きく高めています。今までに年間200万人を集客する観光スポットとなり、長浜のまちづくりの核として取り組みを展開中であります。

本市も商店街の空き店舗の活用、地域資源を生かした観光など市民協働によるまちづくりで活路を見出すべきときであると感じました。

なお、これらの事務調査についての詳しい資料等は事務局に保管してありますので、御参照願います。

以上で終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

---

日程第6 承認案第2号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例の一部改正）

日程第7 承認案第3号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険税条例の一部改正）

日程第8 承認案第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度曾於市一般会計補正予算（第13号））

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第6、承認案第2号、専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例の一部改正）から日程第8、承認案第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度曾於市一般会計補正予算（第13号））までの以上3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第6、承認案第2号から日程第8、承認案第4号まで一括して説明をいたします。

まず、日程第6、承認案第2号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、関連する規定を改正する必要が生じ、その規定の施行の日との関係上、議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

改正の主なものは、市民税関係では、分離課税所得の課税方法の改正及び肉用牛売却による事業所得の課税特例の適用期限の改正です。固定資産税関係では、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業等に係る課税標準の特例措置の改正です。

軽自動車税関係では、グリーン化特例の適用期限の改正です。

次に、日程第7、承認案第3号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、関連する規定を改正する必要性が生じ、その規定の施行の日との関係上、議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、国民健康保険税の軽減判定所得を改正するものです。

次に、日程第8、承認案第4号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

本案は、平成28年度曾於市一般会計補正予算第13号を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の専決処分であります。歳入については、交付決定等による地方交付税や県支出金等の増、事業費確定による国県支出金や市債等の増減が主なものです。

歳出については、財政調整基金や市立学校施設整備基金への積立金等が主なものです。この結果、歳入歳出予算の補正額は、7億5,684万5,000円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ268億4,625万7,000円となりました。

以上、日程第6、承認案第2号から日程第8、承認案第4号までを一括して説明いたしましたのでよろしく御承認くださいますようお願いをいたします。

**○議長（原田賢一郎）**

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

**○4番（上村龍生議員）**

承認案第4号のところについての質問をいたします。

本件は、平成28年度の一般会計予算の第13号の、一応補正予算ということになっておりますけども、一般的に考えて28年度の会計年度中での提案であれば一般的だろうと思うのですが、法令遵守、コンプライアンス等の観点からして問題がないのか、国県等との見解等を求めたのか、その辺のところ、どうなっているのかちょっと質問をいたします。

**○財政課長（上鶴明人）**

お答えいたします。

今、言われた質問につきましてですが、例年、その年度の最終で専決処分、国庫支出金、県支出金とそれから地方債等の確定に基づいてそれから専決処分の予算案を提出して議会の議決を得ているところでございます。

以上です。

**○議長（原田賢一郎）**

ほかにありませんか。

**○16番（谷口義則議員）**

今、同僚議員のほうから質疑がありました、この承認案の4号ですけれども、どうもわかりにくい。

これは、平成29年の4月24日の全員協議会で担当課長のほうから説明を受けております。報告を受けております。報告によると、ちょうど3月から4月は新設課の関係で非常に内部がごたごたして失念をしておったという内容であったと思うのですが、課長間違いありませんね。そういう意味でしたね。

皆さんも御承知だと思うのですが、繰越明許費というのは、会計年度独立の原則の例外として予算で定めて、翌年度に繰り越して経費の支出ができるようにしているものであります。この制度を活用する場合には、その年度の遅くとも3月の末日までに予算の款項、事業名あるいは金額を明示して、議会の議決を得なきゃならないというふうになっている。これは皆さんも御承知だと思うんです。

そして、きょうはなぜ、かねてはこの承認案から先じゃなくて、かねては報告事項からやっているんですか。報告そして承認案をやっているんです。なぜかというところ、繰越明許費に関する歳出予算の経費を翌年度に繰り越した場合は、事故繰り越しあるいはこの繰り越した場については、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整して議会に報告しなければならない。つまり、6月議会にこの報告という形で出てくるんです。これも尋常、今までこういうふうに来てきた。

ところが、今回忘れておったと。そして、この補正の6ページにあります、この第2表で、繰越明許費の補正追加という形で出てきているんです。そうですね。

これについて、市長、どういう見解をお持ちですか。そして、この繰越明許費の議決を得なきゃならないと気づいたのはいつなんですか。まずそれから教えてください。

**○市長（五位塚剛）**

今回、担当課のほうで職員の異動もありまして、本当にうまく引き継ぎができておりませんでした。本当に申しわけないと思っております。

その経過については商工観光課長から答弁をさせます。

**○商工観光課長（荒武圭一）**

今、御指摘があったように、補正予算13号の6ページで繰越明許費の補正追加ということでさせていただきました。私どもが、実際は3月の時点の議会の補正の段階で報告し議決をいただかなければいけなかった部分を、ここに3月議会に報告するのを失念していたということで間違いありません。

これに気がついたのはいつかということでございますが、3月から4月にかけて

決算額等の確認をしておりましたところ、この商品券発行事業については繰越明許をしなければいけないということに気がつきました。しかし、その時点ではもう既に3月議会が終了していたということでありましたので、財政課当局と検討をしまして13号補正予算のほうに計上させていただきまして、専決処分という方法しかないだろうということになりました。

このことについては前回の全員協議会でも報告申し上げ、私の本当に注意が足りなかったということで陳謝したところでございます。本当に申しわけございませんでした。

#### ○16番（谷口義則議員）

全協で一応報告は受けておりますので、課長を責めるわけじゃないんですが、先ほど市長のほうから人事の異動があったりどうこうというお話がありますが、全く関係ないですよ、これは人事異動には関係のない話です。制度上の問題ですから。

ですから市長、やはりこういう事案が出たときは、最高責任者のあなたがこの事案の説明を、提案理由の説明をするときには、特にここを断って議会の了解を得る姿勢を見せなければ。こういう不適切な処理がされた事案を議会は認めがたいんです。違いますか。私どももどこかで折り合いをつけんといかんでしょう。

例えばこれを承認すれば、曾於市議会はこの後こういう事案が発生したときに、いやこれはおかしいとは言えませんよ。あんたたちはさっき認めたじゃあないですかと、そういう形になるんです。ですから、そこで折り合いをつけようと思えば、首長のほうからまず、議会に対してちゃんと最初に釈明をして、こういうものを提案するけど、これは誠に手違いであったという釈明があつてしかるべきだと私は思うんです。ただ部下が失念しよったから、それじゃあ済んませんでしたじゃあ済まんですよ。

いいですか、お書物によると、年度末の議会、いわゆる3月議会閉会后に自治法第179条の規定に該当する限り、専決処分でも繰越明許費を定めても違法とは言えないでしょうとなっております。だから私どももこれが違法性があるとまでは言わないんです、手続きの問題。しかし、このような時期に繰越明許費を定めることは法の予想するところではなく、極めて不適切な運営でありますと書いてあるんです、お書物に。

その不適切な運営を議会が認めがなつてですか。そのためには、執行部と我々議会がある程度の信頼関係を持って、百歩譲るところは譲ってという形にならなければ収まりつかんでしょう。その姿勢を示すのは市長、あなたです。だから先ほどから見解を求めているんです。全てあなたの責任において、議会にこういう手違いがあったということ、謝罪とまでは言わないが釈明をされて、そしてこの議決を求め

るというのが筋論なんです。だから、議会は日程まで変えて次の報告案件に関係がないまで配慮してあるじゃないですか。私どもは百歩譲って承認したとしても、必ず議会としては百年後に禍根を残すと思って議決せざるを得んですよ。どうですか、市長。そこのところを明確にしてもらわないと、この議決には非常に問題があると言わざるを得んとです。こういう手続きをするようになっていくというのが、行政のイロハでしょう。誰かじゃないけど基本中の基本でしょう。それを失念しておりましたで済ませる問題じゃないんです。だから、全協で受けても、それはもう3月4月わかるよなあという気持ちもします。ですから我々も百歩譲ってどうにかしようと思うんです。だけどあなたはそういう姿勢を見せなければどうしようもないんですが、どうですか市長。

○市長（五位塚剛）

今回の問題については本当に申しわけなかったというふうに思っております。基本的には職員も一生懸命仕事をしておりましたが、このような過ちがありました。二度とないように、今後襟を正して私自身も進めてまいりたいと思います。大変申しわけありませんでした。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、承認案3件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、承認案第2号、専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例の一部改正）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、承認案第2号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、承認案第2号は承認することに決しました。

次に、承認案第3号、専決処分の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険税条例の一部改正）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、承認案第3号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、承認案第3号は承認することに決しました。

次に、承認案第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度曾於市一般会計補正予算（第13号））の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、承認案第4号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立多数であります。よって、承認案第4号は承認することに決しました。

日程第9 報告第3号 継続費通次繰越しの報告について

日程第10 報告第4号 繰越明許費繰越しの報告について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第9、報告第3号、継続費通次繰越しの報告についてから日程第10、報告第4号、繰越明許費繰越しの報告についてまでの以上2件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第9、報告第3号から日程第10、報告第4号まで一括して説明をいたします。日程第9、報告第3号、継続費通次繰越しの報告について説明をいたします。

平成28年度曾於市一般会計継続費繰越計算書のとおり、総務費の市勢要覧制作事業及び第2次男女共同参画プラン策定業務の2件、168万3,000円を平成29年度へ繰り越しました。

市勢要覧制作事業については、平成28年度継続費予算現額162万円のうち支出済額及び支出見込額は、46万5,000円となり、残額の115万5,000円を平成29年度へ繰り越しました。

また、第2次男女共同参画プラン策定業務については、平成28年度継続費予算現額150万円のうち支出済額及び支出見込額は97万2,000円となり、残額の52万8,000円を平成29年度へ繰り越しました。

次に、日程第10、報告第4号、繰越明許費繰越しの報告について説明をいたします。

平成28年度曾於市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、総務費の曾於市の魅力増進プロジェクト施設整備事業を初めとする19件、23億9,564万2,000円を平成29年度へ繰り越しました。

繰り越しの理由についてですが、まず総務費の曾於市の魅力増進プロジェクト施設整備事業、民生費の臨時福祉給付金の経済対策分給付事業、農林水産業費の森林整備・林業木材産業活性化推進事業、土木費の市道整備事業社会資本整備総合交付金事業は、国の平成28年度第2次補正予算に伴う事業であり、事業期間が短く、年度内に完成しなかったためです。

総務費の本庁庁舎及び財部支所耐震診断・補強計画作成等事業は、社会資本整備総合交付金交付決定以降の入札執行のため年度内に完成しなかったこと、通知カード・個人番号カード関連事務事業は、個人番号カード交付事業において、地方公共団体情報システム機構を介した申請期間に時間を要し、年度内に事業が完了しなかったためです。

農林水産業費の畜産競争力強化対策整備事業は、事業計画の採択がおくれ、さらに内部施設整備の納品もおくれたこと、食肉等流通体制整備事業は、工事を進めるに当たり、成体牛への影響を懸念し、工事進捗がおくれたこと、経営体育成支援事業は、緊急的な災害支援事業のため補助金交付の事業期間が短く年度内に完成しなかったこと、農道等維持補修事業及び市単独土地改良事業費は、台風16号による甚大な被害の復旧に多大な時間を要したこと、農山漁村活性化プロジェクト支援事業は、地区内の掘削時に予想を上回る湧水があり、湧水処理に日数を要したこと、農業基盤整備促進事業は、県との河川協議に不測の日数を要したためです。

商工費の地域商品券発行事業は、商品券の使用期限が平成29年12月31日までであること、土木費の過疎対策事業は、電柱移転に不測の日数を要したこと、砂防事業は、工事区域内において取り壊す建物があり、撤去に日数を要したためです。

災害復旧費の現年発生公共土木施設災害復旧費及び現年発生農地・農業用施設災害復旧費は、台風16号による災害が多数発生し、復旧に必要な標準工期や労務・機械等が確保できなかったためです。

以上で、日程第9、報告第3号から日程第10、報告第4号まで一括して報告するものであります。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告2件については、以上で終わります。

- 
- 日程第11 議案第40号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について  
日程第12 議案第41号 曾於市新地公園グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について  
日程第13 議案第42号 曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
日程第14 議案第43号 曾於市過疎地域産業開発促進条例及び曾於市工業開発促進条例の一部改正について  
日程第15 議案第44号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）  
日程第16 議案第45号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について  
日程第17 議案第46号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
日程第18 議案第47号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第19 議案第48号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第20 議案第49号 平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第21 議案第50号 平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第22 議案第51号 平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第23 議案第52号 平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第11、議案第40号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更についてから日程第23、議案第52号、平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの以上13件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第11、議案第40号から日程第23、議案第52号までを一括して説明をいたします。

まず、日程第11、議案第40号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更について説明をいたします。

今回の曾於市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成29年5月24日に鹿児島県との協議を終え、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定において準用する同条第1項の規定により当該計画の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、計画における自立促進施策区分「その他地域の自立促進に関し必要な事項」に関し、本年第1回定例会において可決いただきました、「曾於市過疎地域自立促進特別事業基金条例」により、基金を積み立てるため、事業計画中の事業内容を追加することに伴い、当該自立促進施策区分の概算事業費の合計額が2割を超え、なおかつ当該変更により計画本文の修正を行うことが、計画変更の手続規定に定める大幅な事業量の増減に該当するため計画の一部を変更するものであります。

次に、日程第12、議案第41号、曾於市新地公園グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について説明をいたします。

市民の交流及び健康増進を図り、もって曾於市における生涯スポーツの振興に寄与するための新地公園グラウンド・ゴルフ場の設置に伴い、地方自治法第96条第

1 項第 1 号の規定に基づき、提案するものです。

条例制定の主な内容は、施設名称、設置位置、使用時間、休業日及び使用料等です。

なお、この条例は平成29年10月 1 日から施行するものです。

次に、日程第13、議案第42号、曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明をいたします。

平成29年 3 月31日、育児休業の再度の取得、再度の延長ができる特別の事情及び 1 年以内に再度の育児短時間勤務をする特別の事情の要件として、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと、いわゆる「待機児童」を加える人事院規則の一部改正が行われたことに伴い、関連する規定を整備するため、提案するものであります。

次に、日程第14、議案第43号、曾於市過疎地域産業開発促進条例及び曾於市工業開発促進条例の一部改正について説明をいたします。

過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、固定資産税の課税免除を行う対象業種が情報通信技術利用事業から農林水産物等販売業に変更されました。それに伴い、その規定を引用している曾於市過疎地域産業開発促進条例及び曾於市工業開発促進条例について条例を改正するもので、公布の日から施行するものです。

次に、日程第15、議案第44号、財産の取得について説明いたします。

曾於市消防団大隅方面隊月野分団に配置している平成10年購入の消防ポンプ自動車を更新するため、平成29年 5 月19日の指名競争入札の結果、23日に売買の仮契約が成立したので、地方自治法第96条第 1 項第 8 号及び曾於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出するものであります。

仮契約の相手方は、熊本県熊本市東区長嶺東 5 丁目 2 番23号、株式会社ナカムラ消防化学熊本営業所、所長、大久保末男氏で、契約金額は2,138万4,000円であります。

なお、財産の取得について参考資料として、物品売買仮契約書、入札執行結果表及び消防ポンプ自動車の主要諸元表を添付しておりますので御参照ください。

次に、日程第16、議案第45号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第 1 号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に 1 億8,591万4,000円を追加し、総額を223億 7,191万4,000円とするものです。

第 2 条は、繰越明許費であり、過年発生農地・農業用施設災害復旧費について、

翌年度に繰り越して使用することができる経費を5ページの第2表のとおり定めています。

第3条は、債務負担行為の補正であり、6ページの第3表のとおり地域振興・機体活用プロジェクト業務委託料について期間及び限度額を定めております。

第4条は、地方債の補正であり、7ページの第4表のとおり、現年発生公共土木施設災害復旧費の限度額300万円を追加しております。

それでは、予算の概要を、配布しました補正予算提案理由書により説明をしますので、1ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明いたしますと、国庫支出金は、公共土木施設災害復旧費負担金の現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金を613万6,000円、県支出金は、農地費補助金の多面的機能支払交付金事業費補助金を902万9,000円、都市計画費委託金の都城志布志道路用地事務委託金を31万2,000円それぞれ追加し、農林水産業施設災害復旧事業費補助金の過年発生農地・農業用施設災害復旧費補助金を2億8,381万円減額しています。繰入金は、財政調整基金繰入金を3億4,805万9,000円、介護保険特別会計繰入金を2,354万7,000円、諸収入は、総務費雑入の市町村振興交付金を7,286万5,000円、市債は、公共土木施設災害復旧事業債の現年発生公共土木施設災害復旧費を300万円それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、災害復旧に伴う市有地浸食対策工事により普通財産管理費を820万8,000円、県のコミュニティ助成事業により企画事務費を340万円、弥五郎伝説の里の温水ボイラー改修工事等により弥五郎伝説の里の管理費を937万2,000円、資源向上支払交付金の追加による多面的機能支払交付金事業を1,203万9,000円、新地公園グラウンド・ゴルフ場の運営に伴う管理費の追加により末吉地区体育施設管理費を1,233万円、災害復旧に伴う農地・農業用施設災害復旧工事等の追加により、過年発生農地・農業用施設災害復旧費を1億81万円それぞれ追加するものや、人事異動等による職員給の増減が主なものです。

次に、日程第17、議案第46号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に35万5,000円を追加し、総額を69億3,898万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正は、高額療養費限度額法改正対応システム改修の委託及び人事異動等によるもので、歳入については、国庫支出金を70万7,000円、繰越金を4万9,000円

追加し、一般会計繰入金を40万1,000円減額しております。

歳出については、総務費の一般管理事務費を70万8,000円追加し、国民健康保険総務職員給を40万1,000円減額し、保健事業費の疾病予防費を4万8,000円追加しております。

次に、日程第18、議案第47号、平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の5ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に502万7,000円を追加し、総額を5億7,270万1,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等によるもので、歳入については一般会計繰入金を502万7,000円追加し、歳出については後期高齢者医療総務職員給を502万7,000円追加しています。

次に、日程第19、議案第48号、平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の9ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1億1,702万5,000円を追加し、総額を55億6,984万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、7ページをお開きください。

今回の補正は、平成28年度介護給付費等の精算による償還金及び人事異動等によるもので、歳入については、国庫支出金を484万3,000円、繰入金を1,112万8,000円、繰越金を9,847万3,000円それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、人事異動等により介護保険総務職員給を870万7,000円、認知症対応型共同生活介護事業所利用者負担額の変更により、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業を1,242万円、平成28年度分介護給付費の精算による償還金を7,210万4,000円、一般会計繰出金を2,354万9,000円それぞれ追加するものが主なものです。

次に、日程第20、議案第49号、平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の13ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から22万4,000円を減額し、総額を1億8,592万円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等によるもので、歳入については、繰越金を22万4,000円減額し、歳出については、職員給を22万4,000円減額しております。

次に、日程第21、議案第50号、平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の17ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に7万1,000円を追加し、総額を1億1,428万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等によるもので、歳入については、一般会計繰入金金を7万1,000円追加し、歳出については、生活排水処理職員給を7万1,000円追加しております。

次に、日程第22、議案第51号、平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の21ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から8万2,000円を減額し、総額を1,630万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、11ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等によるもので、歳入については、雑入を8万2,000円減額し、歳出については、簡易水道職員給を8万2,000円減額しております。

次に、日程第23、議案第52号、平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の25ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額から126万6,000円を減額し、予定額を5億1,571万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、12ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、人事異動等による職員給与等の減額により、126万6,000円減額しております。

以上で、日程第11、議案第40号から日程第23、議案第52号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月13日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

---

散会 午前11時08分

**平成29年第2回曾於市議會定例会**

**平成29年6月13日**

**(第2日目)**

## 平成29年第2回曾於市議会定例会会議録（第2号）

平成29年6月13日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第2号）

#### 第1 一般質問

- 通告第1 徳峰 一成 議員
- 通告第2 上村 龍生 議員
- 通告第3 泊ヶ山正文 議員
- 通告第4 八木 秋博 議員

### 2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 岩 水 豊    | 2番 湊 合 昌 昭  | 3番 泊ヶ山 正文   |
| 4番 上 村 龍 生  | 5番 宮 迫 勝    | 6番 （ 欠 員 ）  |
| 7番 九 日 克 典  | 8番 伊地知 厚 仁  | 9番 八 木 秋 博  |
| 10番 土 屋 健 一 | 11番 山 田 義 盛 | 12番 大川内 富 男 |
| 13番 大川原 主 税 | 14番 海 野 隆 平 | 15番 久 長 登良男 |
| 16番 谷 口 義 則 | 17番 迫 杉 雄   | 18番 （ 欠 員 ） |
| 19番 徳 峰 一 成 | 20番 原 田 賢一郎 |             |

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 継 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 吉 田 宏 明  
専門員 津 曲 克 彦

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	外 山 直 英
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	東 山 登	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	吉 野 実	商 工 観 光 課 長	荒 武 圭 一

企 画 課 長	橋 口 真 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	桂 原 光 一	建 設 課 長	新 澤 津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	持 留 光 一
介 護 福 祉 課 長	小 園 正 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 元 剛
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	川 添 義 一		

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

私は、共産党議員団を代表して、大きくは3項目にわたり、市長並びに教育長に質問いたします。

先日の通告段階では、私と上村議員の2人でございましたけど、今回、私に先に譲ってもらったことに、まず冒頭に感謝申し上げます。

最初に、曾於医師会立病院の強化策をはかれについて。

私は、この問題は非常に大事な問題であると考えており、これはこれまで一般質問や、特に委員会審議では、同僚議員と一緒に継続して取り上げてまいりました。先月、個人的にも当病院に入院していたこともありまして、このままでは近い将来、病院の存続問題も起きかねないと改めて強く感じました。このことは、本日私の質疑でも、答弁を通して幾らか明らかになるかと思えます。

質問の①医師会立病院の現状について、合併時の平成17年度と平成28年度を比較してみて、どれほど弱くなってきているか、以下の3点でお答えください。

第1点、診療科、常勤・非常勤、あるいは看護師を含む職員の全体の数について。

第2点、この間、受け入れ体制が大変弱くなっておりませんが、そのことで現在どのような市民への影響や支障が出ておりますか。

第3点、質問が前後いたしますが、合併後のこの11年間の患者数、救急、外来、あるいは入院された患者数についても、比較の上でお答えください。

質問の②御承知のように、今から4年前の平成25年8月9日、曾於地域医療確保対策協議会が、曾於市、志布志市、大崎町を含む関係する団体が参加する中で結成されました。事務局は医師会立病院内に置かれました。これは五位塚市長が初当選した翌月でありますから、市長も記憶に新しいかと思えます。

当日、協議会は、大隅町の文化会館で数百名規模の参加で第1回目のシンポジウムが開かれました。協議会設立の目的は大きく2つ。1つは、曾於地域の医師が高齢化しており、中には病院の閉鎖にも追い込まれており、このため、今後、曾於地域の医療体制をいかにして守っていくか、そしてもう1つは、曾於地域の中核病院である医師会立病院も、医師を初めとして医療体制が大変弱くなっており、さらには病院が設立されてから29年がたち、施設の老朽化も見られ、病院の移転や改築問題を含めて、いかにして今後この病院の充実と強化を図っていくかでありました。

質問であります。協議会の構成メンバー、そのもとに置かれた幹事会の構成メンバーをお答えください。あわせて、協議会と幹事会は設置された平成25年度以降、これまでに何回開かれてきたか、年度ごとにお答えください。

質問の③率直に申し上げて、私は4年前に比べて、協議会の取り組みは弱くなっている。もっと言えば、熱が冷めてきているのではないかと危機感を持っております。例えば、シンポジウムは、平成25年8月10日に大隅町の文化会館で、そして2回目は、その半年後の26年2月の20日に松山町の文化会館で開かれてから、この3年半はただ一度もシンポジウムが開かれていないのも一例でございます。

あるいは、医師会立病院の充実強化策について、移転や改築のあり方を含めて、これまで果たして前進してきたのか、そしてこのことで、今後見通しなり明るいめどが立っているのでございましょうか。そうでないのではないかと、大変これは大事な点でありますので、市長の所見をお聞きをいたします。

次に、野菜の安定的生産と出荷のための支援策をについて。

「曾於市は畜産のまち」、この評価は昔から今日まで不動のもの、評価であります。しかし一方、曾於市は野菜のまちという評価が聞かれません。曾於市は、例えば合併前から、野菜のまち・農業のまちを目指して、これまで30年以上にわたって、畑かん事業に力を入れております。それは東部畑かん、北部畑かん、大隅町の南畑かんを含む3つの畑かん事業であります。この3つの畑かん事業に最終的には事業費が1,453億円、1,453億円という膨大な事業費をかけて、今進めてきております。この3つの畑かん事業の、これに対する市の負担金、一般財源であります。市の負担金は最終的には101億円、101億円でございます。

例えば、101億円を単純に考えますと、岩川小学校が十数個分は建設できるほどの大きな負担金であります。本年度も負担金を約3億円予算計上いたしております。

畑かん事業がここまで来た以上、曾於市は畑かんの水を積極的に活用して、曾於市は将来、野菜の町と評価される農業振興を目指して、取り組んでいきたいものであります。これが私の本日の一般質問のテーマであります。

質問の①曾於市の平成28年度、昨年度の耕種部門、畑作部門の総生産額は71億

8,000万円でありましたが、質問ですが、今後10年後の平成38年度の耕種部門の生産額は積極的な目標値を立てているのかどうか、そして、それを踏まえた10年後の目標値について、お聞きをいたします。

質問の②平成28年度に生産された71億8,000万円は、どういった形で、あるいはどういったルートで出荷されているのか、出荷先をお聞きをいたします。

質問の③各作物の中で価格と出荷先が安定しているのは、加工カンショでございます。農林振興課長の私の説明では、ほとんどが霧島酒造に出荷されているとの説明であります。

質問であります、では、カンショを除く平成28年度に生産された各作物で、市内で一旦加工されてから出荷、販売されたのは、全体の中で約何%程度と見たらよいでしょうか、お答えください。

質問の④冒頭申し上げましたように、曾於市は、将来、野菜のまちを目指して、農業の振興を図るためには、現状で解決すべき、あるいは克服すべき課題が幾つかあると思います。これらの解決なしに、将来、野菜のまちの評価を不動とすることは難しいかと思えます。この点についての市長の所見をお聞かせください。

次に、質問の大きな3点目、教育行政の取り組み強化をについて。

その1、曾於高校の支援策について、質問の第1点、教育委員会は、今年に入って曾於高校の支援策についてどのような角度から、どのようなメンバーで、そしてどのような点など検討されてきたのでしょうか、お答えください。

第2点、検討される中で大事な点は、1つは検討過程の透明化、議会にもガラス張り化でわかるようにすることであり、そして一つは、昨年12月議会で強い指摘があった総合的な内容の支援策であり、さらに一つは、これも私も含めて議会で強い意見が出された、国公立の大学の入学者だけに30万円、あるいは5万円とかいった祝い金を支給するのは教育上なじまないのではないか。こうしたやり方は、やめるべきじゃないかといった点でございます。教育長の所見をお聞かせください。

その2、給付型奨学金の創設について、この問題は去る3月議会でも、一般質問での続いての私の質問であります。

質問の第1点、給付型奨学金の必要性について。3月議会の教育長答弁は、否定はされなかったものの、率直に申し上げて明確な答弁には私は聞こえませんでした。改めてこの必要性について、教育長の明確なる所見を確認方々してください。

第2点、給付型奨学金の創設について。現在まで、もし検討されていたら、検討された内容等をお聞かせください。

その3、給食費の支援策について。今回の選挙公約では、「小中学校給食費の支援補助」と一般的な表現にとどまっておりますが、このことでの市長の基本的な考

え方をお聞きいたします。

その4、老木、古木の保護策を。これも私は、3月議会の一般質問に続いての質問であります。3月議会では納得できる答弁ではなかったために、改めて質問いたします。

質問の第1点、市内に数ある老木、古木の中で、樹齢が最も古い10本を古い順に、樹木名、樹齢、地域ごとに報告してください。

第2点、私が把握している中でも、この約半年余の間に2本の老木が、1本は台風での倒木、そして1本は売却されております。いずれも大隅町内にあります。合併後のこの12年間を見ますと、中には曾於市内では樹齢では10本の指に入る貴重な老木を含めて相当の数の老木、古木が、倒木、伐採、そして売却されております。

しかし、率直に言って、教育委員会では、こうした残念な実態に、これまで確かな有効な手を打ってこなかったのではないかと、今後大事なものは、条例や必要な予算措置を含めて、包括的、教育長、包括的であります、包括的な支援策について取り組むべきではないかと、強く私は改めて指摘申し上げます。教育長の納得行く答弁をお聞かせください。

これで私の1回目の質問を終わります。

#### ○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の一般質問にお答えをいたしたいと思っております。

質問事項の1、2、3の③については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の3の①、3の②、3の④は、後から教育長に答弁をしていただきたいと思います。

まず、1、曾於医師会立病院の強化策をはかれの、①曾於医師会立病院の現状についてお答えをいたします。

イ、受け入れ体制については、平成28年度は、常勤医師7人で、循環器内科1人、外科3人、整形外科の3人の3科目の診療をしております。非常勤医師は12人で、消化器内科、糖尿病内科を含め、12科目を1週間に1回程度診療しております。

また、看護師につきましては90人体制となっております。平成17年度と比較いたしますと、常勤医師は2人減、非常勤医師は7人増となっております。

ロ、影響や支障については、医師の高齢化や小児科、脳神経外科等の常勤医師の不足により、医療の提供が十分にできていない状況です。

ハ、救急、外来、入院患者数について、時間外救急患者数は、平成17年度が3,637人、平成28年度が1,602人で、2,035人の減となっております。外来、入院患者数については、延べ人数で申し上げますと、外来については、平成17年度が3万544人、平成28年度が3万4,928人で、4,384人の増となっております。入院につい

ては、平成17年度が3万7,776人で、平成28年度が3万9,184人で、1,408人の増となっております。

1の②協議会及び幹事会の構成メンバーと開催回数についてお答えをいたします。

協議会の構成につきましては、2市1町の首長・議長、大隅地域振興局、保健福祉環境部長、曾於医師会会長及び副会長、曾於薬剤師会会長、曾於郡歯科医師会会長、曾於医師会立病院院長、曾於医師会立有明病院院長、大隅曾於地区消防組合消防長の14名で構成されております。

幹事会の構成につきましては、2市1町の課長、大隅地域振興局保健福祉環境部健康企画課長、曾於医師会事務局長、曾於医師会立病院事務長、曾於医師会立有明病院事務長、曾於医師会中央総務部事務長、大隅曾於地区消防組合担当課長の9名で構成されております。

協議会、幹事会の開催につきましては、平成25年度は協議会が2回、幹事会が3回、平成26年度は協議会が2回、幹事会が3回、平成27年度は協議会が1回、幹事会が2回、平成28年度は協議会が1回、幹事会が2回、開催されております。

1の③曾於医師会立病院の充実強化や移転の所見についてお答えをいたします。

平成25年8月に、2市1町で地域医療に関する検討会として、曾於地域医療確保対策協議会を立ち上げました。その協議会の中で、曾於医師会立病院の強化策や移転等を協議してまいりましたが、医師会としての移転等を含めた基本的な方針が示されていないために進展していない状況です。

2、野菜の安定的生産と出荷のための支援策についての、①耕種部門の平成38年度の目標値について、お答えいたします。

現在、耕種部門においては、サツマイモの面積が1,377ヘクタールで、生産額21億6,500万円となり、耕種部門の約3割を占めております。ほかには、お茶、大根、白菜、里芋、ゴボウ、キャベツが主な品目となっております。今後は、この品目を中心に、水を利用した農業による収穫量の増を図ることと、安定生産による販売価格の維持を図っていけば、80億円前後は目指せるのではないかと思います。

2の②平成28年度生産の主な作物の出荷先についてお答えをいたします。

まず、主要品目の約4割はJAそお鹿児島へ出荷となりますが、内訳として、サツマイモは焼酎用が46%、でん粉用が80%、お茶が52%、大根が33%、白菜とゴボウが66%、キャベツが54%となっております。里芋は、商社系の取引が多く、主に市内の仲買業者との契約がほとんどであり、サツマイモの焼酎用についてはJAを経由し、霧島酒造に出荷されております。また、大根については、漬物工場との契約栽培が多いようであります。

2の③カンショを除く、市内で加工され、販売された割合についてお答えいたし

ます。

主な作物別では、お茶は工場を所有されているところは約40%、大根は漬物用として約70%、ゆずは約95%、白菜、里芋、ゴボウ、キャベツについては市内で加工される割合はほとんどないと思います。

カンショを除く耕種部門総体で考えますと、20%から30%の間だと推測しております。

2の④将来にわたり解決すべき、あるいは克服すべき課題についてお答えいたします。

現在の耕種部門は、焼酎用カンショを中心とした土地利用型露地野菜が中心であります。今後、高齢化による栽培面積の減少は避けられないところです。それに伴い、耕作放棄地や遊休農地の活用策は大事なところだと思います。今後、農地の貸し借り等、利用集積を進めていく中で、畑かん施設は不可欠であると思います。

また、安定的な所得を確保するためには、市場価格に左右されない契約栽培を進めていく必要があると思います。そのために、加工業務用野菜生産組合を中心に、株式会社ヤマザキとの契約栽培を進めております。

3、教育行政の取り組みの強化の③給食費の支援策についてお答えをいたします。

平成28年度の学校給食に要する経費は、調理・配送業務の委託等に関する経費約9,700万円、調理機器の維持管理・給食運営に関する経費約5,700万円、そして保護者が負担している給食費約1億1,600万円、合計2億7,000万円となっております。

また、今後5年間の児童生徒数の推計値は、平成30年度が2,455人、平成31年度が2,417人、平成32年度が2,437人、平成33年度が2,391人、平成34年度が2,341人と見込んでおり、保護者が負担する給食費の平均値は、約1億2,000万円になります。

保護者が負担している給付費を補助するに当たっては、持続可能な財源が必要であることから、今後、補助率も含めて十分検討したいと考えております。

あとは教育長が答弁いたします。

## ○教育長（谷口孝志）

徳峰議員の質問にお答えいたします。

まず、大きな3番目、教育行政の取り組み強化をの①曾於高校支援策についての中で、イ、ことしに入って検討された支援策について、お答えいたします。

曾於高校支援策については、まず教育委員会内部で過去の実績の検証と分析を行い、効果や有効性を確認した上で、今後の支援策の検討を行っております。また、さまざまな会合等を通じて、教育委員に寄せられる保護者や市民の意見を参考に、教育委員会等の場で協議も行っております。

さらに、曾於高校からの意見や要望も参考にしながら、新たな支援策を検討して

いるところであります。

現段階では、教育委員会内部において検討を進め、市長と協議の上、具体策を固めていきたいと考えております。

次に、3の①のロ、大事な点はについて、お答えいたします。

現時点では、教育委員会会議録など検討した内容や資料等を公開しておりますので、透明性は保てるものと考えております。

次に、文教厚生常任委員会の指摘事項を教育委員会で検討した結果について、市長と協議をしていきたいと考えております。

最後に、祝い金の支給のあり方について、先ほど申し上げましたように、曾於高校に対する総合的な支援策とあわせて検討していきたいと考えております。

大きな3番目の②給付型奨学金の創設の、イ、必要性についてお答えをいたします。

能力があるにもかかわらず、経済的な理由により進学が困難な生徒に対しまして、返還の必要性がない奨学金制度は大学等への進学意欲を高める上で大変意義のある制度であると考えております。給付型奨学金は、国が本年度先行実施しておりますが、細かな状況については、進学した大学を経由して行われているため、詳しい内容がまだ把握できない状況であります。

市としましては、国や県の動向を見極め、できる限り前向きに検討したいと考えています。

3の②のロ、検討された内容を聞きたいということではありますが、検討している内容は、今ある曾於市育英奨学資金貸与条例に基づきまして、奨学金を貸与された方が卒業後、曾於市へ定住された場合、返還を免除する返還免除型奨学金制度についてであります。

続きまして、大きな3番目の④老木、古木の保護策をの、イ、樹齢が最も古い市内の老木、古木10本を報告されたいということについてお答えいたします。

教育委員会が作成している資料は、聞き取り、または幹回りから推測された樹齢であります。中には議員の考察された樹齢とは一致しない場合もあるかもしれませんが、お答えいたします。また、樹齢の定かでないものについては、幹回りの大きさでお答えをいたします。

樹齢で古い樹木を申し上げますと、末吉町では住吉神社のスギが約800年と約500年、棚木のタブノキが250年、大蔵寺のイチョウが約200年であります。大隅町では、新田場のスギが約300年です。財部町では、日光神社のクスノキが約300年、同じく日光神社のスギが約300年、同じく日光神社のイチイガシが約300年、西村のエノキが約200年、中七村のムクが約200年であります。

次に、幹回りの大きさから樹齢が古いと推定される樹木を挙げてみますと、末吉町では専徳寺のイチョウが5.8メートル、大隅町では紺垣のタブノキが7.1メートル、月野小学校のクスノキが6.8メートル、投谷八幡宮のイチョウが6.5メートル、財部町では中七村のエノキが5.8メートルと幹回りの大きな樹木があります。

なお、樹種によっては、成長の遅いものもあるため、幹回りが小さくても年数がたっているものもあると考えられ、今後、継続調査してまいります。

次に、3の④のロ、保護のための包括的な支援策をということについて、お答えいたします。

市内に多く残る老木や古木を保護し、次の世代に緑の遺産を引き継ぐことは大切なことだと考えております。現在、教育委員会では、367本の老木や古木をリストアップしておりますが、これらの中には次の世代に伝えるべき貴重な樹木といえるものも含まれております。

市内に点在する屋敷林等の貴重な緑を守り、良好な自然環境を保護していくためには、樹木の所有者の意見を踏まえた上で、市長部局の環境、建設、森林、観光を担当する課や、樹木医等と協議していく必要があると考えます。

なお、現在、市の指定文化財となっている天然記念物の樹木については、今後、どのような支援策があるか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○19番（徳峰一成議員）

2回目以降の質問に入ります。

まず、医師会立病院の点について質問をいたします。

最初に市長に確認でございますが、医師会立病院の、いわば位置づけと申しますか、捉え方についてでございます。市長も今後も医師会立病院は曾於地域の中核的総合病院の役割を担うべきといったお考えであるか、確認をいただきます。

#### ○市長（五位塚剛）

この曾於の医師会立病院につきましては、私たち曾於市にとっても、また志布志市、大崎町にとっても大事な病院施設だというふうに思っております。

（何ごとか言う者あり）

#### ○市長（五位塚剛）

基本的には、大きな中核的な病院だというふうに認識しております。

#### ○19番（徳峰一成議員）

特に大隅町中心として、末吉町もそうですけども、中核的総合病院の役割を今後も担うべきでなければならないと個人的にも受けとめております。

2回目の確認でございますが、もともと市民の命と健康を守ることは、市長の大

きな仕事の一つでございます。このために、医師会立病院の今後の充実強化を目指して、そして図ることも、これも市長の大きな仕事でなければならないと考えておりますが、そのように受けとめてよろしいか、確認でございます。

○市長（五位塚剛）

私たち行政の仕事は、市民の健康、命を守るというのは大前提であるというふうに認識しております。

○19番（徳峰一成議員）

医師会病院についてもそうですか。

○市長（五位塚剛）

はい。

○19番（徳峰一成議員）

それを踏まえての質問でございます。私は冒頭に合併時の平成17年当時と現在と、どれだけ医師会立病院が全体として体制が弱くなっているかについて聞きました。例えば、常勤医師が2人減っているということでもございましたが、質問前に当局と確認したように、17年はともかくとして、それ以前は常勤医師は今の2倍の十七、八名でございました。看護婦を含めて、相当医療体制が診療科を含めて少なくなっている、弱くなっている、これはもう誰が見ても客観的な事実でございます。

一方、答弁で言われましたように、今高齢者が市内でも非常に多いということで、高齢者を中心として、この病院にかかれる患者さんは、むしろ減少じゃなくて横ばいか、ふえております。ですから、一口に申し上げまして、医療体制は弱くなっているけれども、しかし、市民にとっては、やはりかかっておられる患者さんが多い、そうした二面があります。その点からも今後もこの問題については考えていく必要があるかと思えます。

そこで質問であります。答弁にもありましたように、この4年間に協議会、医師会立病院を今後どうするか、市長参加の協議会は行われました。そのもとでの幹事会も行われましたけれども、答弁にありますように、わずかに今では1年に1回しか協議会は開かれておりません。恐らく時間も短いのではないのでしょうか。ですから、答弁にもありますように、医師会立病院をどうするかについては進展していない、どうするかは進んでいないのでございます。答弁にも進展しない状況と。

市長に聞きますが、今のやり方では進展しないのでございます。これは客観的な事実でございます。ですから、私、今回あえて一般質問で取り上げているわけでございます。

では、進展する方向でやるためにはどうしたらよいか、これを議会も、特に市長を初めとした市長は考えなければいけません。市長に質問であります。今後、ど

うしたら、いわば進展するでございましょうか。今の枠組み体制では、率直に言って望みが保たれません。どうしたらよいでしょうか、基本的な考え方をお聞かせください。

**○市長（五位塚剛）**

医師会病院を今後どうするかということについては、協議会もありまして話し合いをいたしました。非常に難しい問題であります。仮に新築をするといった場合に、移転新築をするといった場合に、財源をどうするのか。現在の医師会の皆さんたちの考えが、それに全て賛同できるような状況であるのか、また、市の財政的な裏づけができるのか、非常に難しい問題もありまして、なかなか現状としては、そういうのがあります、前に進んでいないのが現状であります。

**○19番（徳峰一成議員）**

どうしたらいいか、考えを持っていたら聞かせてください、打開策。

**○市長（五位塚剛）**

残念ながら、打開策は今のところありません。

**○19番（徳峰一成議員）**

お互い、これは議会を含めて考えてもらいたいと思うんですね。これは市民の命を守る第一義的な問題であると、これは共通の、市長を含めての認識であります。客観的に医師会病院が体制が非常に弱くなっている。将来的には、このままでは存続の危機にもなりかねない。これも客観的な心配される、やはり共通の認識ではないでしょうか。

今の協議会のあり方では、年に1回、わずかに開かれている、そして進展がなされない。じゃあ、どうしたらいいか。やはりこれを解決するのが、解決の方向で議会で指し示すのが、私は、市長を初めとした市の責任ではないでしょうか。責任ではないでしょうか。もう一回考えていただきたいと思うんですよ。めどが立たないなら、いわば任務放棄と言われても、厳しく言って致し方ないのではないのでしょうか。

これは副市長もそうであります。副市長にお聞きいたします。どうしたらよいでしょうか、大休寺さん。

**○副市長（大休寺拓夫）**

先ほど市長が申し上げたとおり、今打開策がないという状況でございます。私も、それぞれ2市1町の考えもありますし、鹿屋の問題、鹿児島県の場合が、大隅医療圏という考え方で今されていますので、肝付・曾於医療圏、これを一つにして、大隅医療圏と一つの問題、その県との計画との差、あと我々は曾於地域で医療圏をつくりたいというのがあります。大崎にとっては、鹿屋を見ておりますので、そう

いう考え方、あと市長が言われた財政的な裏づけ、曾於市もたくさんの大規模事業を抱えております。その中で、そういうものが果たしてどうなのかと。

あと問題は、今後、人口が減ってまいりますので、そうなった場合の対策、交通道路網が発達しますと、ある程度そこは、例えばの話、都城圏域とか、そういうのは対応できると思いますが、そこはやはり医師会のトップなり、また2市1町の首長さん方の、また意見を調整しながらいかないと難しいのかなと思っております。

#### ○19番（徳峰一成議員）

はっきり言って認識が弱いですね。都城を当てにしたらいかんですよ、行政が違うんだから。やはり同じ自治体、広域の自治体でもいいんですが、自治体に、やはり中核的な病院を一つは持つべきである。これは研究してください。文厚委員会も、かなり市外を含めて研究いたしましたけど、中核的な病院を持たなければ、やはり医療問題を初めとして、福祉問題を初めとして、これはなかなか難しいのは、もう客観的な全国の経験からいっばいございます。

私は提案でございますけれども、やはり、前に進まないのは、やはり協議会に市長や町長が参加している、どうしても、やはり住民の立場を考えて、将来的にもですね、自分のまちに近いところに、やはり持っていきたいと、移転の場合。そうした意見が出ます。年にわずかに1回のまだ協議会であります。ですから、前に進まないのは、これはもうはっきりしているのじゃないでしょうか。

ですから、提案でありますけれども、私は。これを打開するためには、そうした直接利害にかかわる町長や議長を除いて、市長を除いて、病院の医者、医師会病院、そして専門家、有識者を交えた、いわば専門家委員会に、この協議を一定の拘束性を持たせる、拘束力を。そして、いつまでに、やはり検討するといった時期もそれなりに示すといった、有識者を中心とした検討委員会を立ち上げる以外に、私はないと考えております。それはやはり、特に曾於市長が、五位塚市長が、この協議会の中でも強く訴える、これなしに私は打開の道はないと考えております。一つの提案でありますけれども、市長、どうでしょうか。

#### ○市長（五位塚剛）

この問題は、曾於医師会立病院でありますので、医師会に加盟されている先生方が、新たに本当に当然ながら負担金が出てくるわけですので、そのことをしながらできるということが議論された上で合意ができれば、行政のほうもいろんな分野で協力ができると思います。

ただ、まだ前のときの建設した償還金もまだ残っていらっしゃるという状況もある中で、やはり先生たちがどういうふうを考えていらっしゃるか、今いらっしゃる病院の先生も一定の年齢を来ておりますし、後継者がいらっしゃらない病院もあり

ますし、非常に簡単にはいかない問題ではありますので、私がそのことを首長として先駆けた提案をするというのは、非常に難しい問題だというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

この医師会病院ができたのが、昭和59年であります。私は当時、末吉町議会で、私の担当する総務委員会でありました。今市長の答弁のあった当時の医師会と今の医師会は、言えば医師会の高齢化を含めて、やはりだいぶ違うんですよ。ですから、頭を切りかえて、特に市長がイニシアチブをとらなければ、現状として難しいのではないのでしょうか。これは勉強すれば、必ず私と同じ、共通の考え方になろうかと思えます。そして、どなたかが、どっかの市長、町長が、やはり提案をしなければ、かなり大胆な提供、思い切った提供、また今後、5年、10年とだらだらとなくなっていくんじゃないのでしょうか。そのことを私は危機感すら持っております。

一つの提案として、今後も取り上げますし、特に同僚議員の上村議員は、これまで議員になる前は消防組合の代表としても参加しており、非常に私と同じように強い関心を持っておられ、今後、一般質問すると張り切っております。今後、これはもう前に進める立場で考えていきますので、今提案した問題を含めて検討していただきたいと考えております。このことを強く指摘して、要望を申し上げます。

次の質問、続けていいですか。

○議長（原田賢一郎）

どうぞ。

○19番（徳峰一成議員）

次の質問、野菜の安定的生産と出荷のための支援策について、質問をいたします。

率直に言って、畑かん事業に膨大なお金をかけており、答弁にありましたように、今後はこれを有効利用する立場で農業の振興策を図らなければなりません。1回目の質問で、昨年度の畑の1年間の総生産額は71億8,000万円でありましたけども、では10年後、幾らを目標にしておりますか、おおむね80億円、比較的控え目な答弁ですね。全部畑かんも終わっているんですよ。一千数百億円のお金をつぎ込んでいくんですよ、負担金を含めて。10年後に71億8,000万円からおおむね80億円って。控え目な数字であります。この点、議論されたと思いますので、お答え願いたいと考えております。

第2点目、はっきり申し上げて、合併後、この十一、二年間の間に、曾於市の耕種部門は伸びておりません。先ほども担当課長から資料をいただいたんですが、平成17年度、合併時の曾於市の耕種部門の総生産額は、市長、85億8,000万円です。11年前は85億8,000万円、11年たった昨年は71億8,000万円、実に14億円ほど少な

くなっております。何が少なくなっているか、これはたばこだけじゃないんですよ。当時のたばこの生産額は6億6,000万円です。たばこも大きな部分を占めますが、たばこ以外の全体として畑作が、この間、不振に陥っているんです。こうした非常に厳しい状況があるんですよ。

そうした中で、控え目って申し上げましたけども、10年後、80億円にする、このためにはどうしたらいいか。先ほどヤマザキ株式会社の誘致問題もありました。これはこれとして大事ですけども、しかし、全体として、曾於市を農業のまち・野菜のまちとするためには、やはりこれも曾於市が困難でありますけども、柱とならなきゃならないと思っております。

例えば、まず荒っぽく考えまして、曾於市のこれまで現在の農業関係の予算は、果たして十分であったか、畜産に比べても十分であったかでございます。例えば、本年度、29年度の曾於市の農林関係の農業振興費の中の園芸振興事業費は、1年間にわずかに2,447万円、1年間の園芸振興では、市が2,447万円なんですよ。畑かんの負担金には3億円を投じている。私は、荒っぽく言って、1桁振興予算が少ないと、これは畜産に比べてもですよ。

旧末吉町でも、畜産はかなり思い切った投資をいたしました。そして、成功して今日があろうと思えます。これは大隅町、財部町もそうであると思えます。ですから、困難な中で、やはり農業振興を図るためには、中身はともかく検討するとして、2,000万円、3,000万円の予算をもっと抜本的に今後ふやしていく必要があるんじゃないかと率直に感じます。その点での市長の見解を聞かせてください。

#### ○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市というのは、どちらかといいますと、畜産を中心とした農業のまちでありました。それと、必ず台風が、この私たちの曾於市を含めて、南九州には必ず来ます。立派な作物をつくっても台風でやられるということで、やはり農家の方々は、影響のない、カンショを含めた、この地下茎の里芋とかゴボウとか、そういうのに切りかわってきております。そういう意味では、そういう方々の支援というのは、今後、本当にやるべきだというふうに思っております。

全体として、総生産額が落ちてきたのは、たばこがなくなったのと、やはりお茶の価格も相当低迷しておりますので、いろんな問題があるというふうに思っております。

しかし、若い人たちは、この曾於市で農業をやるということで、いろんな支援事業もいたしております。具体的に、またこういう農機具を含めて、いろんな問題があれば、それは当然ながら支援をして、農業で生活できるものについての支援というのは、当然今後も検討していきたいというふうに思います。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

予算を出す場合は、当然、行政からあれを、これをするからパッと出さないという、そういうやり方じゃだめだと思います。やはり農家の、要するに補助事業としてやる、何かする場合は、やっぱり農家の意見を聞いた上で、農家がこういうことをやりたいという計画的なものが市に対して要請があれば、当然そのことは議論して予算化していきます。予算つけるからこうなさいというのでは、なかなか現実はいかぬかと思っております。予算は当然ながらふやすという方向では考えております。

○19番（徳峰一成議員）

市長の、一つの市長答弁の考え方でありまして、それだけで現実的に今の困難な農業情勢の中で畑作振興を図ることはできたでしょうか。これは、担当副市長含めて考えていただきたいと思っております。お互いですね。非常に複雑けれども大事な問題であるからでございます。困難ということが前提であります。

例えば、これも荒っぽい提案ではありますが、私は基本的には曾於市が中心となり、そして出資する形で、JAを含めてどれだけ参加するかは検討課題として、そして第三セクターを含めて、やはり曾於市内で生産された作物は、可能な限り、曾於市がかかわる形で、加工を加えて販売する、この大きな大元をつくらなければ、なかなか難しいんじゃないかと考えております。私は農業はしておりませんが、この40年間、末吉町を中心としての農家の実態を見て、農家の皆さんと今現在を含めて話し合っただけで、私なりのこれは考え方、結論でございます。

例えば、よい参考例を言いますと、冒頭申し上げましたように、曾於市は畜産のまち、これは不動の評価でございます。その一つが牛と豚、特に牛でございます。これはナンチクが五十数年前にできましたけれども、私は先見の明があると本当、思っておりますが、ナンチクは、やはり曾於市内で生産された牛を屠殺して、加工して、そして市外県外に販売するという、これを最初から確立した、これが非常に大きいんじゃないでしょうか。雇用効果だけではなくて、やはり畜産のまちを不動にする、やはりナンチクが存在が大きかった、やはり加工を加えた販売体制を確立したからではないでしょうか。

あるいは、身近な例では、ゆずもでございます。当時、旧末吉町が田崎町長が非常に一生懸命でありましたけれども、ただゆずを生産するだけじゃなくて、これに加工を加えて販売する、これをやはり確立して定着したからこそ、今高齢者を中心とした曾於市のゆずがやはり評価が高くなっているんじゃないでしょうか。

それと私は、おそらく今後将来、ますます流通過程の中で、地元で生産されたも

のは加工して販売する、つまり付加価値をつける、これはどうしても必要じゃないでしょうか。それを、誘致企業も大事ですけども、曾於市が中心となる。ほかの市町村はともかくとして、ナンチクの例に見られますように、ゆずに見られますように、曾於市が独自のスタイルをつくっていく、この点を考えていただきたいと思います。

1回目の答弁にありましたように、せっかく昨年、生産された作物の中で、約20%から30%しか地元では加工されていないんですよ。残りの70%以上がそのまま天候に左右され、そして価格に左右される中で、やはり販売せざるを得ない、ここを断ち切る必要があるんじゃないかと思っております。この点での市長の見解を伺いたいと思います。

#### ○市長（五位塚剛）

今言われるように、農作物の付加価値を高めるための加工場は本当に大事だと思っております。もともと私もそのことを公約にも入れておりました。ですから、この間、いろんな形での努力はしてきましたけど、横山食品さんが本社を曾於市に移していただきまして、また、今回も増築の工事をしております。また、ニチレイについても加工場をつくってもらうようになりました。

一つは、そういう企業に加工場という形でしてもらいながら、また新たに静岡のヤマザキという会社が曾於市に来ていただいて、里芋を含めたたくさんの農作物の加工物を販売し、全国展開をされるということですので、大きな光が見えてきたのではないかと考えております。

市がかかわった第三セクターの問題ですけど、非常に大事な意見でありますので、それがどういう形でできるか、今後検討させていただきたいと思います。

#### ○19番（徳峰一成議員）

この点では、農林振興課長も非常に頑張っております。この間、私も意見交換を含めて、少なからずいたしておりますが、農林振興課長の今後の見通し、決意を含めて、一言答えていただけないでしょうか。

#### ○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今、市長のほうで答弁いたしましたけれども、やはり今後、一次加工というのが非常に大事になってくるのではないかと考えております。近隣でいきますと、鹿屋市さんが「夢かのや」という協業体で設立をされました。これは24年から操業されておりますが、やはり一番悩んでいらっしゃるの出口を一番悩んでいらっしゃるようであります。これにつきましては、ネギの一次加工とカットというのが中心でございまして、非常にそういった出口をしっかりと確保することというのが、もうしっ

かり私どもは大事なのかなというふうに考えておりました、今、ヤマザキさんの話  
がございましたけれども、曾於市に株式会社ファーム曾於というのを立ち上げられ  
ました。今自社で約13ヘクタールぐらい、系列を含めて栽培されておりました、ゴ  
ボウ、サツマイモ、あとニンジン、キャベツ、大根といったものも視野に入れられ  
ておられます。全国のセブンイレブンの展開というのを考えておられますので、ま  
ずは、その規模がどれぐらいに膨らんでいくのか、まず、そこをしっかりと捉え  
ていきたいと思っております。

そして、今中心になっているのが、今、曾於市で加工業務用野菜の研究会を立ち  
上げております、12名いらっしゃいますけれども。法人の方もいらっしゃいますの  
で、その方々を核として、やはりその栽培の面積、契約での栽培の面積をふやして  
いきたい。そして、やはり単価的なものというものもしっかりと安定的に出荷がで  
きる体制というものを考えていかなければならないというふうに思っております。

いずれにしても、この高齢化の中で水を使った農業、そして圃場の集約化、  
そしてこの基幹作物を決めての面積の拡大というのが重要になってくると考えてお  
ります。

以上です。

#### ○19番（徳峰一成議員）

市長も検討するということでもございましたけど、私も単純化して、例えば市が独  
自に出資して、第三セクターと言っているわけじゃもちろんないんですよ。はっき  
り言って失敗しかねません。鹿屋の場合も、課長にお聞きしますと成功していません  
ですね。

ですから、民間との協力協働を含めて、あるいはJAを含めて、そのあり方につ  
いて、十分な研究が必要でありますけども、とにかくにも大事なものは、市がやは  
り大きなイニシアチブを取りながら対応していくということが大事じゃないかと思  
っておりますので、今後、お互いに勉強していきたいと思っております。大休寺副市長、  
よろしいですね。答弁よろしいです。もう休憩いいですか。

#### ○議長（原田賢一郎）

ここで、徳峰議員の一般質問を一時休止して、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分  
————— . ——— . —————

#### ○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○19番（徳峰一成議員）

残り時間が30分でありますので、教育行政の取り組み強化について質問いたします。準備でも、残り20分って書いてありますが。

（笑声）

○19番（徳峰一成議員）

答弁が前後いたしまして、市長から答弁がありましたので、この給食費の支援策について、まず市長に質問をいたします。

1回目の答弁にありましたように、全額市が補助するとなると1億2,000万円です。これあたり、率直に言って4月の段階で担当課長から資料もいただいていたんですよ。ですから、とても、どなたが市長でも、一気にやはり毎年1億2,000万円、3,000万円を投資してやっていくのは、これは難しいと。これはどなたが市長であってもそうですね、もう。

ですから、これからも市長選挙ありますので、次の質問に移りますが、もし市長に再選された場合は、やはり再選された後の一般的な表現にとどまっては、これはいけない。ですから、市長に再選されたら、私も一般質問で聞くかどうかわかりませぬけれども、やはり今後4年間にどういった形でどこまで支援できるかが検討された上で、やはり議会内外に市長の考え方、方針を示すべきだと思うんですよ。これは当然のことだと思うんですよ。本日は一般的表現にとどまるのは、これは致し方ないと、私も同意いたします。当選後は、これがはっきりした方針を立てる、これは当然のことじゃないでしょうか。その点での確認方々の質問であります。

○市長（五位塚剛）

私たち、行政の中で、やっぱり人口をふやすための手立てとして、何がいかということ、この間、議論してまいりました。やはり安心して子供たちを育てられる環境づくりが大事だろうということで、学校給食についても行政が補助ができないかということ、かなり議論いたしました。全体的に1億2,000万円というそれは非常に厳しいということで、半額ができないか、3分の1ができないかということを検討しております。

今回は、市長選挙があるということで、骨格予算でしか出せませんでしたので、当然ながら、もしまた市長として、市民が頑張ってもらいたいということを信任を受けた場合は、当然ながら新たな数字の目標を出して提案はしたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

きょうはそこまでにとどめておきたいと思います。

次は、残りの時間は教育長、大きな3項目です。全部明解な答弁ができるように、

お互い議論し合っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

第1点は、曾於高校の支援策でございます。

昨年の12月議会では、否決は議案がされましたけども、これは私も含めて、曾於高校の何とか支援していきたいというのはやまやまなんです。ですから、やはり全会一致で立派な内容の議案がつくられるように望みたい、その立場からの質問でございます。

その中で、私はやっぱりこの検討に十分時間をかけていただきたい。大事な問題であればあるほど、私は時間をかけてほしいと思うんですね。その時間をかける中で、例えば特に対応する文教厚生委員会で質問や意見が出されたら、今ここまで検討しておりますといった透明化を図るといふ。昨年提案されて、いきなり12月議会で検討されて、いきなり12月議会に支援されたでしょう。あれはまずいってのもんですね。

余談になりますけども、私も長年の議員団の中で、余り褒めないタイプですけども、それでも過去10年以内に1回は褒めたことはあります。生きいき健康センター、これは田崎市長の一番末期の、最後の段階ですね。今の不休寺副市長が保健課長でありました。課長を中心として、アンケート調査、近隣の自治体を含めて、実に感心するほどよく調べられました。

ですから、文教厚生委員会で私は、もう提案前でありましたけど、立派なもんができたって、これはもう絶対成功するって太鼓判を押しましたよ。副市長、御記憶ですか。数年前のことです。実際、もう成功しております。成功したら、いろいろ問題点も見直したら、いい方向で見直しはできるんですよ、見直しが。しかし、土台がまずいと、見直しにも関連して、お隣のプール、土台が悪いもんだから、だから見直しができんとですよ。ですから、それほど私は、準備過程の中で、議会にも報告できるような準備を重ねた、やはり検討をしていただきたい。そうなれば、もう必ず全会一致となります。そして、30万円、50万円といった、教育長、なじまないのは、これはまず確実に提案されないと確信いたしております。

その点で、確認でありますけど、とにかく準備をかけて、そして透明化を図る中でやっていただきたい。教育長、これ1点であります。答弁をしてください。

#### ○教育長（谷口孝志）

ただいま議員のほうから指摘のありましたことにつきましては、十分心しながら、今後検討したいと考えております。

#### ○19番（徳峰一成議員）

くどいようですけども、ぜひ全会一致で、もう本当、心からお互い賛成できる内容の提案をしてください。曾於高校を支援するのは、個人的にもやまやまでありま

すので、ぜひその方向で頑張っていたいただきたいと思います。課長、よろしいですね。答弁はよろしいです。

次に、給付型奨学金の創設についてでございます。これもその意義については、教育長答弁で、必要性については確認されました。急遽、これも失礼ながら教育の専門家でありますけれども、一般論として、お互い考えていきたいと思っております。

私は、当局と議会は一種の、先日もピンポンでドイツで日本の若者が頑張りましたけれども、ピンポンになぞらえたらいいと思っております。

一般的に私たち議員の仕事は2つあります。1つは市当局の仕事を厳しくチェックする批判監督権を持つ立場からのチェック的な質問でございます。それから2つ目は、やはり住民の声を代表する形で要望なり、あるいは建設的な前向きな提案を含めた建設的な提案でございます。

今回も取り上げているこの奨学金の給付型の創設については、私、個人的には前向きな建設的な提案の立場からの今回の質問でございます。ですから、足を引っ張る質問じゃないんですよ。これはもう教育長ももちろんおわかりかと思っております。ですから、私を含めて、やはり同僚議員が議会で当局に前向きな提案なり意見を出されたら、それに積極的に答える、今回のこの奨学金についても積極的に検討すると、あらゆる角度から検討すると、そうしたピンポンのやはりやりとりが必要じゃないでしょうか。

その中で、なかなか財政問題を含めて、思うように行かない点も見つかると思っております。あるいは、今ある現行の貸付型の奨学金を初めとした、今ある各種の支援策との関連性も出てこようかと思っております。そうした新たなやはり課題も見えてくると思っております。そうした中で、お互いに議会で議論をし合う中で、発展的にこの給付型問題についても最終的には恐らくまとまるかと思っております。

私も何が何でもすぐ、もう一気に解決したいとは思っておりません。その点で、やはりとにかく検討してください。そして、検討するのも、特に議会の中でも文教厚生常任委員会に報告してください。先ほどの曾於高校の支援策と同じであります。そうした立場で、やはり腰を構えて、特に給付型については財源の問題、ありますので、検討をしていただきたいと思いますと思っておりますが、この点での教育長の考え方を、決意を含めてお聞かせ願いたいと考えております。

#### ○教育長（谷口孝志）

1回目の答弁のときにも申し上げましたように、私どももこの給付型奨学金制度というのは、非常にその運用の仕方によっては、非常に有効な手段であると考えております。そういう意味で、先ほど、前向きに検討したいというふうに答えたわけです。あとは、議員のおっしゃるように、一旦創設したものを簡単に、数年

で「やめます」というわけにはいかないわけでありますので、これはまた政策的な意味合いも含んでくると思いますので、十分、関係のところと、また検討しながら、そしてじっくりと検討していきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

先ほどのこの曾於高校の支援策で1点、忘れまして。一応、教育委員会としては、議会の新たな支援策の提案、議案は、何年の何月議会を今のところ予定しておりますか。そうした中での今、検討作業でございましょうか。提案時期について、示してください。

○教育長（谷口孝志）

曾於高校に対する総合的な支援策であります、12月議会で提案しました、いわゆる祝金制度ですね。1期生にも、今度の3月卒業した1期生にもぜひ適用したいというようなことも考えておりますので、そこらを含めると、今度の9月議会でしなきゃいけないのかなとも思います。

ただ、いずれにしても、せつかくの曾於高校が設立されて、1回目の卒業生が出たわけでありますので、この1期生にも適用できるような支援策、ちょっとくどくなるようですが、今回提案しました祝金制度につきましては、やはり総合的な支援策というのは、今それなりに曾於高校に対しては総合的な支援策は打っているわけですが、何とか文理科に志望する生徒をふやしたいと、その切実な思いから、提案をしたわけでありまして、ただそれだけだとだめだと、それはちょっと内容的に悪いというふうに議会からは同意を得られなかったわけです。そういうことを踏まえながら検討していきたいと思ひまして、今ここで、何月議会で提案いたしますと明確に申し上げることは、ちょっとできないところであります。

○19番（徳峰一成議員）

急ぐ必要はないと思っております、これ第1点。第2点目は、単純化して考えて、祝金のあり方については、個人的にはどうも納得しかねない、できない点があります。多数で議案を通すよりも全会一致が望ましいと思っております。その点を含めて研究をしていただきたいと思っております。

教育的観点からも考えていただきたいと思うんですね、お金を出す場合は。教育的観点からも。やはり市民がこの関係者、あるいは関係者以外の方を含めて、納得できる提案をしていただきたいと思っているんですよ。その点では、祝金のあり方は意見が分かれます。特に教育解消関係は反対意見が強い。その点でもくどいようでありますけども、考えていただきたいと思っております。個人的には私も同じ立場であるからでございます。

次に、最後に、老木、古木の保護策について質問をいたします。

1 回目の答弁では、教育長、あるいは課長ですね、私も市内の老木・古木200本、300本は、この12年間調べております。今掌に乗せておりますが、さっきの休憩時間にも、同僚議員の久長議員とも話したんですけども、もう200年、300年の木が何本か抜けておりますよ。

例えば、財部で言うと、板越のイヌマキですね。控え目に見ても250年たっておりますよ。あるいは大峯の、これも久長議員からの紹介で、私も調査したんですけどもイスノキ、樹齢が、4.3mありますよ、控え目に見ても250年たっているんじゃないでしょうか。あるいは大隅町でもそうであります。大隅町でも、例えば有名な折田のシイノキですね。これも控え目に見ても250年たっております。一般には300年と言われておりますけども。控え目に見てもですね。このように、もちろん末吉町にはあります。その点で、まだ実態調査が弱いんじゃないかと思っております。これについての感想なり意見を聞かせてください。

#### ○教育長（谷口孝志）

議員のほうからの指摘はごもっともだと思いますが、先ほどの答弁では、樹齢が最も古い市内の老木・古木10本をというようなことであつたものですから、一応、じゃあこちらで把握している樹齢の古いもの、それから幹回りの大きいものということでお答えしたわけでありまして、先ほどの答弁の中に入っていないものが、市が指定しているものも、例えば長江のイスノキ、2本ありますけど、これも市の指定としておられるわけでありまして、これは樹齢がはっきり、その根拠がないので、幹回りが4.4mのものと3.2mのものを市の指定としておられます。それから先ほどありました七村のイヌマキも幹回り4mほどありますけど、下七村ですね、市の指定となっております。

こういうものはありますので、細かいのは、私も今ここに持つておるわけですが、答弁の中で全てを挙げられなかったということでもあります。それから折田のスタジイにつきましても、これも市の指定としておられるわけでありまして、そこらはある程度担当のほうでも把握しているものと思います。もちろん、また議員のほうが個人的に調査していらっしゃる資料等もまた提供していただいて、不足しているものがあれば、これもまたこちらでリストに加えていくと、そういうことも必要かというふうに思います。

#### ○19番（徳峰一成議員）

さっき最も言い忘れましたけど、大隅町では上長江のイスノキですね、これは合併前の旧大隅町が調べた資料でも、これは掲載されているんですよ。幹回りが同じく4.3メートル、これは財部の大峯のよりも樹齢は古いと見ておられますが、250年、ひよっとしたら300年であります。ですから、ともかく実態の調査は引き続きして

いただきたい。これは答弁、よろしいです。

私のきょうの質問のテーマは、冒頭申し上げましたように、合併後12年たちますけども、残念ながら、これまで曾於市内で10本の指に入る貴重な老木・古木を含めて、いわば伐採されたり倒木したり、あるいは買収でなくなったりしているんですよ。特にイヌマキについてはそうであります。

イヌマキは80歳、90歳の方々が元気なうち、あるいはやはりいろいろ買いに、バイヤーが来るらしいですよ。しかし、断っているって。しかし、一旦、亡くなると、1年も2年もたたないうちに、もともと目をつけておりますから、もう売られているんですよ、5本、6本どころじゃないですよ、特にイヌマキは。一番手取り早いから。これがこの合併後12年間のやはり経過なんですね。

それに対して、教育委員会は有効な手を打ってこなかったでしょう。有効な手を打つためにはどういった手立てが必要ですか、お聞かせください。このまま、やはり引き続き放置って、言葉は悪いですけども、そのまま許されないと思うんですね。どういった手を打ったらいいですか。今現在、毎年1本から3本ぐらいはなくなっておりますよ。恐らくことしもですね。どうしたらいいですか、お聞かせください。

#### ○教育長（谷口孝志）

今議員のほうから非常に貴重な、特にイヌマキは、最初に所有していらっしゃった方が存命中は、よく保護されている、保存されているが、代が変わったりするとよく売られているという話でありました。

今おっしゃるように、これをどういうふうに保護することができるかということなんですけど、あくまでも私有財産でありますので、それをこうして、これはぜひもう売らないで、市の指定の文化財として残してくれという形で進められるのか、そこら辺のところ非常に難しい問題もあると思います。

したがって、先ほど言いましたように、所有者が、それいいよと、そういうことで、もう残してくれたらいいからということになった場合には、市として保存するような手立てを、どういうふうにしていけばいいかということで検討ができると思うんですが、なかなか難しい問題だというふうに思っております。

#### ○19番（徳峰一成議員）

これじゃ、質疑は前進しませんね、質疑は。前進しないでしょう。これは何回聞いても前進しないですよ。ですから、私は結論を言いたいんですが、結論を言う前に、やはり検討すべきですよ、これも。ピンポンじゃないけども。検討すべきですよ。今ここで、市長のあらゆる知識を使って答弁しても前に進まないから、そのために職員の方々も何人もおられるわけだから、期限と時間を決めて検討するって。

全国の進んだ例も含めて、検討する中で、曾於市に最も合った、やはり方法が見つかると思うんですよ、方法がですね。だから、単純に考えていけないですよ。私有財産、確かにありますよ。私有財産の中で、どこまでやれるか。あるいはどういった樹木までできるかを含めてですよ、全部二、三百本を一律にやりなさいという単純な考え方、言っているんじゃないんですよ。

ですから、前提として十分な調査が必要であるということを含めて、検討をしてください。検討期間を設けてください。これが私の質問でございます。どうでしょうか。

#### ○教育長（谷口孝志）

私の答弁の中で、十分な説明がなかったというふうに考えますが、検討はしているわけでありまして。ほかのところ、例えば、議員がおっしゃるような、どういう条例があるかと、この条例があつて、この場合には、例えばどのような対応を、この条例に基づいて対応しているかと、そういうところを今、社会教育課のほうでも検討しております。

ただ、じゃあどれが市としてはいいのかということについて、先ほど言いましたように、やっぱり根本のところは私有財産になってくるわけでありまして、それをどういう形で保護していくかということについては、やっぱり検討せないかんねということで、担当のほうでも、今いろいろとどういう対応策ができるかということで検討しております。詳しいことにつきましては、ちょっと課長のほうから補足をさせます。

（何ごとか言う者あり）

#### ○社会教育課長（河合邦彦）

お答えします。

各地、全国的にですけれども、いろんな保護条例がございます。県内にも出水市、そして鹿児島市に保存等の保護条例がございます。これにつきましては、それぞれ木ごとに補助金等をお出ししている条例もございます。この部分、いろんな研究をいたしましたように、教育長が言いましたように、今後検討いたしたいと思っております。

以上です。

#### ○19番（徳峰一成議員）

検討されているということでもありますので、来る9月の委員会を含めて、先ほどの透明化の問題じゃないですけれども、これはお互いに前向きに前進させる意味でお聞きしたいと思っておりますが。やはり教育長、検討には、これまでの質疑にありますように、検討される時間、期間が定めが必要でございます。この検討されて、

議会の提案はいつをめどに今検討されておりますか。それをぜひ聞かせていただきたいと思います。

特に、現在進行形ですね。やはり台風の時期が来ると、何本かが倒木の危機にさらされるんですよ。それが古跡と違うんですね、老木・古木は。生きているという。そういった点では個人的には非常に愛着と切実感がありますので、期限を定めた検討が必要かと思っておりますので、お聞かせください。

○教育長（谷口孝志）

ただいまのところは、どこの時点で提案するという期間、あるいは見込みはまだ定めておりません。

○19番（徳峰一成議員）

それはおかしいですね。定めのないまま、やっぱり検討されているんですか。じゃあ、もうはっきり何年の何月とまでは言えなくても、何年の何月ごろをめどに検討しているか、それを聞かせてほしいと思うんですよ。何年の何月ごろをめどに検討していると。それはここは議会の一般質問でありますから聞かせてほしいと思います。いつまで検討するかわからないまま検討しているようじゃ、私は納得いたしませんよ。大体おおむねいつごろまでは検討したい、それが明らかにしてほしいと思います。どうですか。これはもう一般質問のやりとりだから、そこをはっきりさせてください。

○教育長（谷口孝志）

今議員からの御指摘がありましたが、年度内には、こういう形での保護策というものを固めていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

年度内ということは、私も期待感を持って、やはり課長に申し上げたかどうかにしても、最初が肝心です。最初は足場を固めたら、後の課長なり職員も非常に対応がしやすいと思うんですよ。問題点があっても、先ほど生きいき健康センターじゃないけど、土台がしっかりしたら、あとは手直しがしやすいから、その土台固めが大事だと思うんですね。その点で、課長、社会教育課長、一番忙しい課長ですけども、課長、よろしいですね。決意方々答弁してください。

○社会教育課長（河合邦彦）

議員が言われますように、こういう資料を集めているのも、そういう今後の資料にするために私たちは調査しているわけでございます。

（「決意を含めて」と言う者あり）

○社会教育課長（河合邦彦）

教育長の指示により、従いまして、今後進めていきたいと考えております。

○議長（原田賢一郎）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

---

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

---

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○4番（上村龍生議員）

自民さくら会の上村龍生です。

昨今の曾於市を取り巻く国内外の情勢が急激に変化をしております。さらに昨年度は、自然災害等も多数発生をいたしました。これらの状況の中で、市民の方々から市当局の対応や災害等に対する復旧状況はどうなっているのかというような御意見等を多数いただいております。私自身は、議会の全員協議会の説明等で理解をしている事案もありますが、この本会議場での一般質問は、議会傍聴の方々やインターネットによる配信により、市民の方々への御理解をいただく場所でもあります。市民の皆さんが理解していただけるようにとの視点を含めて、今回の質問は、火災事案、集中豪雨や台風等自然災害の復旧状況、北朝鮮のミサイル発射への対応、ふるさと納税、財政運用状況の5項目について、通告に従いまして、順次質問をいたします。

初めに、1項目め、大隅町の飯田における火災事案についてであります。

- ①火災の発生状況について、その原因等を含めて、説明を求めます。
- ②被害状況についての説明を求めます。
- ③今回の火災事案で対策対応の反省、教訓があれば、示してください。

次に、2項目め、昨年度の集中豪雨、台風災害等の復旧状況について。

- ①広域農道橋梁復旧について、進捗状況を示してください。
- ②広域農道橋梁について、当初の復旧予定と変更はないのか、示してください。
- ③台風16号関連の復旧状況についてでございますが、現状での進捗状況を示してください。
- ④今後の復旧計画について、示してください。

次に、3項目め、北朝鮮ミサイル対応についてであります。これは通告時の直近3回の発射、それぞれの対応についてお聞きをいたします。

- ①3回の発射状況と国の対応について示してください。

- ② 3回の発射と本市の対応について示してください。
  - ③ 3回の発射と民間の対応について示してください。
  - ④ 今後、Jアラートで警報が発令された場合の本市の対応について、示してください。
  - ⑤ 今後の対応について、本市としての課題、問題等があれば、示してください。  
次に4項目め、ふるさと納税についてであります。
  - ① 先般、総務省のほうから、ふるさと納税返礼品についての通知があったと、これは新聞報道の内容でありますがお聞きしております。その内容について示してください。
  - ② 通知内容の本市への影響を示してください。
  - ③ 本市におけるその通知に対する対応状況を示してください。
  - ④ 全国版の新聞等で取り上げられておりましたが、キャンピングカーの取り扱いはどのように処理をしたか示してください。
  - ⑤ 今後のふるさと納税への影響について、市長の考えを示してください。  
次に、5項目め、財政運用状況についてでございます。
  - ① 決算収支状況の中の実質単年度収支について、説明を求めます。
  - ② 本市における平成22年度から平成27年度までの実質単年度収支の状況を示してください。
  - ③ 市長として、平成22年度以降、実質単年度収支の状況の推移に対する考えを示してください。
  - ④ 実質単年度収支の改善に向けた取り組みについて、市長の考えがあれば示してください。
- 以上、壇上から1回目の質問を終わります。

**○市長（五位塚剛）**

それでは、上村議員の一般質問に対して、お答えしたいと思います。

1、大隅町飯田における火災事案についての、①火災発生の状況について示されたいについてお答えいたします。

平成29年5月30日午後1時50分ごろ、大隅町岩川飯田自治会内の山林において、林野火災が発生し、約3時間後に鎮火いたしました。火災の原因については、現在、警察及び消防署のほうで調査中であります。この火災による消火活動には、消防署が消防車3台、17名が出動し、また消防団は4分団、消防車10台、44名が出動しました。

②の被害状況について示されたいについてお答えいたします。

この火災による被害については、面積1,700m<sup>2</sup>の林野が焼失し、また近くに住

む81歳の女性が被害に遭われ、亡くなられております。

③今回の火災事案の対策・対応の反省教訓等についてお答えいたします。

この火災は、現在多発しております林野火災でありました。本年度に入り、市内で13件の火災が発生し、林野火災は11件になるところであります。

火災防止の対策といたしましては、コミュニティFM放送による火災への注意喚起や消防団による見回り、指導等を随時行っておりますが、市報等でも注意を呼びかけてまいりたいと考えております。

2、昨年度の集中豪雨・台風災害等の復旧状況についての①広域農道橋梁復旧の進捗状況についてお答えいたします。

広域農道の復旧については、平成29年2月に入札を実施し、株式会社川畑建設が落札しました。工期は平成29年3月の6日から平成29年10月2日となっております。

工事の進捗については、現在、盛土のための伐採や床掘りなどの準備工を行っており、5月末の進捗率は1工区20%、2工区30%、3工区5%、4工区5%、5工区5%となっております。

2の②当初の復旧予定と変更はないかについてお答えいたします。

早期復旧を目指しておりますが、工事現場はほぼ垂直な崖下約40メートルの大変危険な現場であります。工事の安全性に配慮しながら、可能な限り早期復旧に向けて、全力で工事を行っておりますことを御理解ください。

2の③台風16号関連復旧進捗状況についてお答えいたします。

建設課の公共土木施設における災害復旧事業の進捗状況については、工事費ベースで公共災害55%、市単独災害88%、全体では65%の進捗率となっております。

件数ベースでは、約45%が完成し、9月末には全箇所が完了する計画です。

耕地課の農地・農業用施設の本災害は、末吉26件、大隅354件、財部28件、合計408件でありました。5月末までの発注件数は309件で、発注率は75.7%であります。そのうち62件が5月までに完成しております。完成率は15.2%となっております。

2の④今後の復旧計画についてお答えいたします。

県道・河川災害復旧工事を発注する県大隅地域振興局と協議し、あわせて緊急性のある水田や用水路などの農地・農業用施設の災害復旧工事を優先して着工・完成するように建設会社とも打ち合わせをしながら進めております。

建設課の公共土木災害復旧工事については、9月末には全箇所が完了する予定ですが、梅雨時期に入り、大きな土工工事や河川の現場では降雨により工程に影響を受けるため、完成時期の変更が予想されるところです。

耕地課の農地・農業用施設災害復旧工事については、5月末までに62件が完了しておりますが、6月中に73件、7月中に59件、8月以降に213件が完了する見込み

です。平成30年3月までには、大隅町恒吉の岩下橋以外は、全て完了する見込みであります。

3、北朝鮮ミサイル対応についての①3回の発射状況と国の対応についてお答えをいたします。

「直近3回」の数の捉え方については、飛翔距離が短い発射については除外しております。

まず1回目は、5月14日の午前5時28分ごろ、東北東に向けて発射され、800kmほど飛翔し、2回目は、5月21日の午後4時59分ごろ、東方向に向けて発射され、500kmほど飛翔しました。この2回については、いずれも日本の排他的経済水域でない日本海上に落下したと推定されております。

3回目は、5月29日の午前5時40分ごろ、東方向に向けて発射され、500kmほど飛翔し、島根県隠岐諸島から300kmの日本海上、日本の排他的経済水域内に落下したと推定されております。

国の対応といたしましては、発射後、官房長官による記者会見を行うとともに、国家安全保障会議を開催し、我が国として引き続き国際社会と連携しつつ、北朝鮮に強く自制を求め、関連措置をしっかりと実施することなどを通じて毅然と対応していく」との発表があったところです。

また、今回の発射については、日本の上空通過や日本に着弾するおそれがなかったため、Jアラートによる情報伝達はなかったところであります。

3の②3回の発射と本市の対応についてお答えいたします。

今回の3回の北朝鮮のミサイル発射に対しましては、テレビ、携帯電話のニュース速報などから情報収集を行ったところでありますが、Jアラートによる情報伝達を行うような事案ではなかったことから、特に対応しなかったところであります。

3の③3回の発射と民間の対応についてお答えいたします。

3回のミサイル発射に対する民間の対応につきましては、市に対して、国等からの情報はなく、把握していないところです。しかしながら、報道によりますと、4月29日の発射の際は、JR西日本が運行する北陸新幹線と東京メトロが運行する地下鉄が、報道機関の速報を受け、運行を見合わせるなど対応をとったと承知しているところであります。

なお、ある報道事業者の取材によると、ほとんどの主要鉄道事業者が、「ミサイル発射情報で全線運行停止」、「ミサイル飛来情報で運行停止」するなどの対応をしているとのことであります。

また、航空各社は、国土交通省や各国政府を通じて出される空域の制限、滑走路の閉鎖などの情報を基準として、運航の可否を判断すると聞いております。

3の④Jアラートで警報が発令された場合の本市の対応についてお答えいたします。

Jアラートで警報が発令された場合は、コミュニティFMを通じて、その内容が直接市民に伝達されることとなります。

市といたしましては、まずは情報収集に全力を挙げ、ミサイル飛来の事実と対処方法などを市民に繰り返し呼びかけることとなります。それと同時に、付近にミサイルが着弾した場合に備え、コミュニティFMや広報車による情報伝達の準備を行います。

なお、実際に付近に着弾した場合には、県、消防署、警察への通報並びに情報の共有を行い、被害状況の確認、近隣住民への避難指示等を行うこととなります。

しかしながら、市といたしましての対応は、ミサイルの種類や搭載されている武器、飛来する時間などによって大きく変わってくると考えております。

3の⑤今後の対応について本市としての課題・問題点等についてお答えいたします。

ミサイルが発射された場合、ミサイルの種類によっては、九州地方には数分後に到達するものもあると言われております。よって、Jアラートで警報が発令された場合に、迅速に情報を収集・分析し、市民に対して的確な情報提供や退避指示などを行うために、市として各課が具体的にどのような体制を整え、どのようにその役割を果たすかが課題でありますし、ミサイル発射が夜間や休日などの職員の勤務以外であった場合の対応など、根本的な数多くの課題もあるところであります。

また、Jアラートで警報が発令された際に、市民みずからが迅速に避難行動などができるように、どのように周知していくのかも大きな課題であると考えております。

4、ふるさと納税についての①総務省から通知内容についてお答えいたします。

平成29年4月1日付で、総務大臣からの通知が全市町村に対してありました。内容は、寄附金の使い道を周知し、ふるさと納税制度の目的を明確に伝えること、またふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を改めることでした。

具体的には、金銭類似性の高いもの、資産性の高いもの、価格が高額なもの及び寄附額に対する返礼割合の高いものを速やかに改善することが求められました。

その後、5月24日付で、総務省自治税務局市町村税務課長から、本市に対して一部の商品が資産性の高いものに該当するので見直しを行い、報告するように要請文が送付されております。

4の②通知内容の本市への影響についてお答えいたします。

総務大臣並びに総務省からの通知による本市への影響については、予測が難しい

ところですが、全国一律の返礼割合に変更した場合、これまでの返礼品と比較し、見劣りすることや、本市の特産品の特徴が薄れていくことが考えられます。全国の自治体の中で特徴が薄れると寄附者への影響が懸念されるところです。

4の③本市の対応についての御質問についてお答えいたします。

資産性が高いと指摘を受けた返礼品については、事業者と調整を行いました。また、返礼割合については、早急な対応が困難なために、今後、事業者と調整を行いたいと考えております。

4の④キャンピングカーの取り扱いについてお答えいたします。

資産性が高いと指摘を受けたキャンピングカーにつきましては、事業者と調整を行い、本年5月末で受け付けを終了いたしました。

4の⑤今後のふるさと納税への影響についてお答えいたします。

総務省の通知により、見直しをした自治体、見直しを見送った自治体などさまざまですが、本市の返礼品の特徴をうまくアピールできなければ、寄附金の額に影響が出ると考えます。今後は、ふるさと納税の使い道をPRしていくとともに、事業者と協議しながら、寄附者から選ばれる商品をつくり出していきたいと思っております。

5、財政運用状況についての①決算収支状況の中の実質単年度収支についてお答えいたします。

実質単年度収支は、各年度の決算数値として示すものであり、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支に、黒字要素である財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、赤字要素である財政調整基金の取り崩し額を差し引いた額であります。また、実質単年度収支については、年度ごとに決算を調整後、「一般会計主要施策の成果及び予算執行報告書」に記載し、議会の認定に付しているところであります。

5の②本市における平成22年度から平成27年度までの実質単年度収支状況を示されたいについてお答えいたします。

本市の実質単年度収支については、平成22年度が9,187万7,000円の黒字、平成23年度が348万4,000円の赤字、平成24年度が2億4,836万7,000円の黒字、平成25年度が2億3,438万5,000円の赤字、平成26年度が4,980万2,000円の赤字、平成27年度が4億6,309万4,000円の赤字であります。地方財政法第7条に基づく歳計剰余金処分の財政調整基金積立額を含めると、全て黒字になるところであります。

5の③市長として平成22年度以降、実質単年度収支の状況の推移についてお答えいたします。

平成22年度以降の実質単年度収支については、平成22年度及び平成24年度が黒字

で、平成23年度及び平成25年度から平成27年度の4カ年は赤字であります。これは実質単年度収支には、地方財政法第7条に基づく歳計剰余金処分の財政調整基金積立額を含めないためであり、この基金積立額を含めると、各年度黒字となる場所であります。

その黒字額は、平成23年度は2億6,651万6,000円、平成25年度は1億6,561万5,000円、平成26年度は5億5,019万8,000円、平成27年度は3,690万6,000円となります。

5の④実質単年度収支の改善に向けた取り組み等についてお答えいたします。

実質単年度収支の改善については、決算数値として、赤字よりも黒字であることが望ましいと考えております。総務省が発表しました平成27年度全国市町村の実質単年度収支状況によりますと、市町村数1,718団体の中で、赤字であるのは467団体であり、全体の27.2%であります。

今後、実質単年度収支を黒字にする方法として、歳計剰余金処分における財政調整基金への積み立てを、補正予算に計上する方法を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ここで昼食のため、上村議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。

午後はおおむね1時、再開いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分  
————— . ——— . —————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開き、上村議員の一般質問を続行いたします。

○4番（上村龍生議員）

2回目以降の質問に入ります。

1項目めのところなんですけども、火災事案に関してですが、今梅雨に入りました、梅雨といってもかなり雨が少なくなっている感じがしております。ことしは特に6月7日だったと思うんですけども、非常に強い雨が1回だけ降ったんですが、これまで、その雨が降るまでは、毎日のようにサイレンが鳴ってしまっていて、たしかこの飯田で火災があったときも、八合原では2回ほどサイレンを聞いたような記憶があります。例年になく、この火災シーズン、梅雨前の火災シーズンは火災が多いのかなという気を持ったんですけども、市長は感想でもいいんですけども、その辺のところ、実情でもいいんですけども、どうですかね。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁でお答えいたしましたように、特に、火災はたくさん発生しております。多くが田んぼの準備のために田んぼのあぜを乾燥した後に火をつけて、大丈夫だろうというふうに思われたんでしょうけど、それによる火災というのが、今回特に多かったような気がいたします。そういうのが、やはり今後もまた引き続き、気をつけてもらうように広報活動を進めてまいりたいと思います。

○4番（上村龍生議員）

そうですね。特に恐らく雨が少なかったせいなんだと思うんですけども、非常に私も経験的に申し上げれば、昼間の野焼き等の火災は、もう火がわかりません、全く。燃えた後に黒いのが走っていくだけで、何人も煙にまかれたり、危ない状況に陥っている状況はよく承知してると思っております。ぜひ、今梅雨時期になったんですけども、今後とも引き続き、秋もありますので、十分な警戒をしていただきたいと思います。

2点目のところに入りますけども、復旧工事等の進捗状況につきましては、一応答弁をいただきました。非常に市民の皆さんも関心のあるところだったと思っております。

特に、広域農道等につきましてはの橋梁についてなんですけど、梅雨のこの集中豪雨等の影響で、また災害等が、前回もあったんですけど発生をするのではないかという話やら、できるだけ早く通れるようにしていただきたい。特に幹線道路でありますので、非常に不自由に感じている人たちは多いと思います。後でまた関連質問にもあると思うんですけども、住民のこのようないろんな心配をしている声は非常に多いんですが、このような方々への声に対して、市長としての考えがあれば、示してみてください。

○市長（五位塚剛）

この産業道路といいますか、これについての集中豪雨から、また台風によって、かなりひどい災害でありました。そういう意味で、財部を含めた大型飼料車を含めて、財部の方々が特に利用されておりましたので、いろんな意味で影響があるところでございます。

基本的には、今回のまた梅雨に入っておりますけど、国道10号線からの雨がそちらのほうに流出しないように、万全の対策を今とっておるところでございますけど、一日も早く市民の方々が利用できるように業者の方々にもお願いをいたしましたので、引き続き努力したいというふうに思います。

○4番（上村龍生議員）

引き続き工事のほうを進めていただきたいと思っております。

それと関連しましてといいますか、台風等の被害の復旧状況のところ、かなり工事は進んでいるようでありますけれども、一番懸念されたのは、この田植え時期の農繁期に向けての恐らく復旧だったと思うんですけどね。この農繁期、田植えに關してのその復旧状況について、ちょっと説明をしていただけますか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、市道の災害、農道の災害もありましたけど、やはり農家の方々が田植えをどうしてもやりたいという希望が非常に多かったので、そちらのほうの災害を優先をさせて、今やってきました。また大隅に関しては、かなりたくさんのところがありましたので、末吉、財部からも応援をもらいながらやっております。今のところ、ほぼ順調に復旧が進んでいるところでございます。

特に、住民からとりわけいろんな御意見、問題点は今のところないところでございます。

○4番（上村龍生議員）

農作業への影響と、もう一つはやっぱり懸念されるのは、先ほどの広域農道の件と一緒になんですけどね。もう梅雨に入ってきました。今のところそれほど激しい集中豪雨等はないんですが、この工事途中の集中豪雨、また台風が来るかもわかりませんが、そういうところに対しての市民の皆さん方が、非常にまた心配をされているという話も聞いております。市民の皆さんへ、その辺のところ安心できるように、市長としての、また考えを示してみてください。

○市長（五位塚剛）

現在、まだ工事に手をかけていないところもたくさんあります。それについては、市の職員のほうで、本当に何回も出ていただいて、土のうを、今まで1段しか積んでなかったところを2段積みにはたしまして、オーバーフローして二次災害にならないように全てチェックをさせて指導いたしました。

また、今後もそういう箇所があるところについても含めて、パトロールの強化をしながら、市民の安全性を保つという意味での努力は、また引き続きやっていきたいというふうに思います。

○4番（上村龍生議員）

安心安全、東京の話じゃないんですけども、やっぱり安心していただける環境づくりは非常に大事だと思いますので、お願いしておきます。

3項目めの北朝鮮のミサイルの対応のところに入りたいと思います。

ミサイルにつきましては、毎週のように発射されたんですが、半島状況について、今の状況について、ちょっと知り得た情報で話をさせていただきますけども。北朝鮮の半島、朝鮮半島事情についてなんですけど、朝鮮半島をコントロールをする一つの

手段として、10年ほど前までは、アメリカが本気を出して力でねじ伏せれば一瞬でコントロールできる、一瞬で片がつくだらうと言われていた時代が10年ほど前にありました。しかし、もう現在は全く違っている。

具体的には、ジャーナリストの櫻井よしこ氏が「日本の息吹」5月号の今月の言葉、半島危機に関する見解の中で、「アメリカのオバマ政権、8年の間に、北朝鮮は多くのミサイルをつくり、核兵器を保持しました。改良型スカッドミサイルが300基、ノドン200基に加え、核兵器20個を保有し、核の小型化もしていると言われています。さらにこの間、北朝鮮はピンポイントで対韓国、対日本、対アメリカに対する攻撃能力を有した結果、アメリカのニューヨークタイムズ紙によると、「朝鮮半島をコントロール、一つの手段としてのアメリカが軍事的手段で北朝鮮を封じ込めるには、もはや遅過ぎる」との記事を掲載したということでもあります。

このような状況の中で、北朝鮮は日本のすぐ近くまでミサイル発射を繰り返し、さらにミサイルの精度を高めようとしています。今はこのような状況なんです、まず、このような状況について、市長の見解を求めます。

#### ○市長（五位塚剛）

この間、北朝鮮がミサイルを撃っておりますが、非常に私個人としても危険を感じているところでございます。国際的な情勢の問題について、これといったコメントできる状況ではありませんので控えたいと思います。

#### ○4番（上村龍生議員）

現在の半島状況について議論するつもりは全くありませんが、要するに北朝鮮は確実に軍事的な技術力を高めて、何をするかわからない、粛清を繰り返している指導者の存在により、日本に対する脅威はこの何年かで数段増しているということ指摘をしておきたいと思っております。

北の核保有によって、世界中で今一番緊張状態にあるのが朝鮮情勢であると言われております。

そこで、市の対応ですけれども、そこで市民の安心安全を守る、最終的な責任を負う市の対応については、これに対応できる周到な準備を講じておくことは必要不可欠であります。

その中でもミサイル対応について、曾於市でできることは、ある程度限られていると思うんですが、それは情報伝達と避難誘導だと思いますけれども、市長の考えはどうですかね。

#### ○市長（五位塚剛）

1回目の答弁でもお話しいたしましたように、この問題については、情報を、もう数秒でも早く情報をつかむというのは基本だと思います。これは県、国を通じて、

いろいろな形での情報が出されるでしょうから、私たち行政としても、基本的には土曜日休日の問題もありますので、情報を早くキャッチして、市民のほうに正しく情報を伝えるということに努力したいというふうに思います。

#### ○4番（上村龍生議員）

先ほどの1回目の答弁でもお答えになっておられますけど、今後の対応として、課題、問題点として、情報伝達のやり方、それから周知の仕方等が、非常に今から先の課題であるという指摘もあったところであります。

私、これまで2回、きょうで3回目になるんですけど、情報伝達の手段の構築といいですか、できるだけ情報伝達漏れがない体制づくりが一番基本だというふうにお話をしてまいりました。今回のこのミサイル対応についても、Jアラートの国からの警報が発せられたときに、その警報の音声をいかにして住民の方々の手元まで届けていくのか、今のシステムもあるんですけども、特にその周知の仕方で私が指摘をしたのは、夜間や休日もありますけども、屋外にいる人たちへのその伝達のやり方というのは十分に研究しておかないと、伝達漏れが出てくるのではないかと、これを、これまでも指摘してきたところであります。

これがないに越したことはないんですけども、いかなる事案でも対応できる体制だけにつくっておかなければいけないということから申し上げれば、事前にできる策は何でもやっておかなくてはいけないというところだと思います。

できるだけ多くの住民の方々への情報伝達ができるシステム構築ですね、夜間、もう屋内にいる人たちには、ある程度届けると思うんですよね、屋内に、情報だけはですね。ただ後の対応は、まだ研究しないといけないと思うんですけども、その外にいる方々へのやっぱり伝達手段ということは、今からやっぱり考えておかなければならない。毎回申し上げていますが、現在ある放送設備を使えるものであれば使えばよろしいわけです。それ以外にも、まだ手段はたくさん構築できると思うんですけどね。その辺のところの市長、前回、前にももう聞いたことがあるんですけど、その辺のところのちょっと考え方をもう一回お答え願えますか。

#### ○市長（五位塚剛）

今何か起きた場合の事も含めて、危機管理監をお願いいたしました。本当に起きるとは困るわけですが、万が一の場合に、体制的に一応とれておりますので、そのことを含めて、総務課長から答弁させますけど、あとは、FM放送での緊急放送がまずできますし、また場合によっては、各消防団の協力をもらって、宣伝ということも含めて広報活動もできると思います。

職員を夜間に集めるというのは、これはなかなか大変ですけど、いろいろな形での体制づくりというのは大事だと思います。一応、総務課長のほうから体系的なこと

をちょっと答弁をさせたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

では、お答えをいたします。

情報伝達の手段の方法というところであるかと思えます。屋外におられた方がどのように情報を入手するのかということでございます。

今、本市では、コミュニティFMを使って、Jアラートの放送がそのまま流れるようにしているわけでございますが、全国の市町村によっては、例えば先ほど言われた屋外スピーカーを活用しているところもあります。同報系のものを使っているところもございます。今国で言われているのは、情報伝達手段の多重化に努めるように、全国的な流れにもなっているようでございまして、ちょっと書類は見つけ出せないところではございましたが、現在1つの種類だけでこういう手段をとっているのが全国の41%だろうというふうに言われておりますが、それ以外のところにつきましては、例えば、全然ないところもございますが、2つ以上の手段を使って、そのようにしているというように聞いているところでございます。

ただし、先ほど言われました屋外スピーカーを設置するとなると、本市では50個から60個必要であると。1個当たり、単純に掛けましても2億数千万ぐらいかかるのかなという積算も少し、以前していたようでございますので、そういう財源的なところも考えながら今後検討していくべきであるというふうに考えております。以上です。

○4番（上村龍生議員）

十分に検討をしていただきたいと思えます。

次の、ふるさと納税のところに入ります。ふるさと納税につきましては、新聞等で報道がありまして、曾於市の状況が全国紙で紹介されて、私、どっかよそにいるときにそれを見て、曾於市が載っちゃらいねということでびっくりしたのを覚えているんですが。たしか報道等でも報道されたと思うんですけどね。

この通知の内容につきましては、先ほど説明があったとおりなんですけど、その中で、③のところ、本市における対応状況のところになると思うんですけども、その3割程度の割合での返礼品にしてくださいという通知内容だったというふうにお聞きしてるんですが、その対応のところ、この先ほどの答弁では、今後、業者との調整を行いたいということではありますが、もう既に今、申し込みかれこれ等は来ているんじゃないかと思うんですけども、その辺のところ、どうなんですかね。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁をいたしましたけど、キャンピングカーにつきましては、基本的には昨年は3台お願いをいたしまして、全て届けることができました。ことしは5台を

お願いいたしまして、5台もう予約入っておりますので、その時点で、もうもともとが5台ということでしたので、それはもう終了でございます。ほかのものについては、とりわけ大きなものはないんですけど、一部ありましたので、商工観光課長のほうから答弁をさせたいと思います。

#### ○商工観光課長（荒武圭一）

本市に要請のあった件につきましては、先ほどからありますように、資産性の高いものということでキャンピングカーの指摘があったところでございます。それ以外に5割を超えるものについては、御存じのとおり3割以内に抑えることという要請が来ております。準備をする段階で、ことしの3月の時点で、平成29年度のパンフレットをつくってございましたり、業者との契約を進めているというような関係で、早急に対応することができないという理由で、今の現状としては、平成28年度に返礼した割合で今お返しをしているところです。これについて、総務省のほうからも直接電話で問い合わせがありまして、見直しをしてほしいということで要請を受けているところであります。

大隅半島近隣、それから県内の自治体においても、見直しをしていこうというところ、それから当分、年度内は様子を見ていきたいというところもあるようでございます。近々お互いに情報交換をし合う場がありますので、その中で今後の対応については考えていきたいと思っているところでございます。

#### ○4番（上村龍生議員）

これも新聞報道記事からのものですが、大隅半島の状況をちょっとお聞きしてませんが、都城市の場合には、いち早く、もう3割に戻したという報道記事に接しております。心配をするのは、やっぱりもし5割、今までどおりの返礼率でやって、それで何もなければ、それに越したことはないんでしょうけども、恐らく総務省のほうでは、交付金なり、いろいろと調整をまたしてくるのではないのかなという予想もされますし、できるだけ早期に総務省の意向に沿う形でのほうがいいのではないのかなというふうには思うんですが。

ただ、一番ここでも心配をするのは、やっぱり答弁でもありましたけど、返礼割合を下げて、その結果、ふるさと納税額が減ってしまうという状況になるのも、非常に大きな問題になるのではないかなというふうに思っておるんですが、その辺は調整といいますか、魅力のある商品、返礼品をつくっていききたいということが最後のところでも市長の答弁として載っていましたが、そこら辺のところ、再度答弁を求めます。

#### ○市長（五位塚剛）

私たちがふるさと納税制度を26年度から始めましたが、そのときにも国からの

指導というのは、5割の返礼も認めておりましたので何も問題ありませんでした。一方では、都城市なんか8割還元をするということで、非常に話題性が富んで、結果的に全国1位のふるさと納税をされましたけど、ことしになって、最初から、4月から事業を始めるわけですから、その前のときに、29年度からは5割の返礼はだめですよという具体的な指導は全くありませんでした。だから、どこの自治体も戸惑っていらっしゃるんじゃないかなと思っております。

基本的には私たちもパンフレットを含めて、業者との打ち合わせを済ませておいて、今やっているわけですから、何月からその返礼を変更するというのは、これはどこも大変な状況だと思います。ただ、高額なものについては、私たちも指導がありましたので、もうこれについては5月末で受け付けを終了したということで、また新年度については、引き続き、総務省等のまた指導を受けながら検討をしていきたいというふうに思います。

#### ○4番（上村龍生議員）

そうですね。確かに緊急な対応は難しいというところはあると思います。ただ、未来永劫に今のままでいけるのかということも非常に問題がありますので、そこら辺はしっかりと議論をしながら進めていっていただきたいというふうに思っております。

5番目の財政運用状況についてのところに入りたいと思います。

このところにつきましては、鹿児島県が公表をしています県下市町村別の決算シートの収支状況の中で、実質単年度収支、これは収支のところにはいろんなケースがありますけども、実質単年度収支についての質問をいたしたところです。

内容につきましては、先ほど答弁いただいたとおりなんですけどね。少し私なりにもう一回整理をさせてもらいますと、通常、私たちが通常の単年度の決算書で目にかける歳入の決算額から歳出の決算額を引いた額、最初の額のこれが、形式的な収支というふうに言われているというふうになっていますが、この中から翌年度に繰り越すべき財源を控除したのが実質収支であって、恐らく赤字黒字というのは、この実質収支のところで行われているものなのかなというふうに思うんですが。この実質収支の単年度分、要するに当該年度分だけの数字のところは単年度の収支ということで把握されているのかなというふうに思うんですけども、この単年度収支というところの捉え方というのは、財政課長、そういうところよろしかったですかね。

#### ○財政課長（上鶴明人）

お答えいたします。

今議員から言われた歳入総額から歳出総額を引きました差引額、これから翌年度

へ繰り越すべき財源、これを引いたのが実質収支となっております。ただ、単年度収支というのは、この実質収支から前年度の実質収支額を引いたのが単年度収支という形になっております。

ですから、当該年度の実質収支が、仮に27年度でいきますと6億4,000万円、26年度の決算でいきますと7億5,800万円でしたので、要するに27年から26年を引きますと、単年度収支というのは1億1,600万円ほど赤字になるというような形になっております。

以上です。

#### ○4番（上村龍生議員）

ありがとうございます。要するに単年度の収支をそこで見るという理解をしているんですけども。その単年度の収支を何でここを言ったかという、この単年度収支額というのが、非常に後年度の後の年の歳出に与える影響が大きいというふうに伺っております。この単年度の収支が黒字の場合には、翌年度の歳出規模が非常に大きくできるし、この単年度の収支額が赤字の場合には、翌年度の歳出額が非常に縮小されてしまうというようなことで、非常に大切な、大事な数字であるというふうに認識しているんですが。

ここで単年度の収支の場合には、通常は赤字要因である基金の取り崩し、ここは赤字要因ですよね。それと今度は黒字要因である、今度は基金への繰り入れ、先ほどの答弁では、財調は予算を通ってないということで、この数字が入っていないのも一部あると思うんですが、その財調への繰り入れと、それから借金関係の繰り上げ償還等は黒字要因として、この単年度の収支の中には計上されているということで、この赤字黒字を抜いたのは、私が質問をした実質的単年度収支であるというふうに理解をしているんですが、財政課長、それはそれでよかったですかね。

#### ○財政課長（上鶴明人）

今議員からありました考え方なんですが、実はこの単年度収支から、それにあえて黒字であります財政調整基金の積立額、それと繰り上げ償還額、市債等の繰り上げ償還額を足しまして、それから財政調整基金の基金取り崩しを引いたものが実質単年度収支額となっております。

それから、先ほど言われました曾於市におきましては、合併以降、地方財政法第7条の規定による余剰金、2分の1以上の余剰金を基金に積み立てることができるという形を、歳入の予算を通さずに今現在行っております。その関係で、それを含まないと全てが黒字になるという形でございます。

#### ○4番（上村龍生議員）

細かいところは多分理解できないところがあると思うんですけど、私もまだ十分

には理解できていないところもあるんですが。ただ、この実質単年度収支のところの数字、これは決算シートでも公表されていますので、ここのところで正確に黒字赤字を判断ができるように、ぜひ今後は、その最終補正でも財調の積み立て、かれこれ入れてもらって、この数字が掌握できるようにしていただきたいというのが1点なんです。

それともう1点は、今後はもう既に御承知のとおり、平成28年度以降は、非常に財政的に厳しくなってきた、合併特例措置等が段階的に削除をされる関係で、非常に厳しい状況がある。そういう状況で、ある程度この基金等の取り崩しというのは、やむを得ないところがあると思うんですが、さらに一時的に収入の足りない年度においては、これまでの基金等の取り崩しにも頼らなくては行けないということで、一時的にこの単年度の実質的単年度収支も赤字になる状況は想定はされるというふうには思っております。

ただしかし、それでも今後の財政運用としては、安易な基金取り崩しに頼らないということは強く求めていきたいと思っております。健全な財政運営をするということは、ここにおられる皆さん共通の認識であると思うんですが、市長、このことに関しての答弁を求めます。

#### ○市長（五位塚剛）

健全な財政運営を進めたいというのは誰しもの願いであります。事業をする場合は、当然、いろんな事業の目的がありますので、目的に沿った基金を持っていれば、その基金を取り崩したり、また一般財源を充てたり補助金をもらったりとか、いろんな手法はあるというように思います。ですから、自主財源をどれだけたくさん集める努力をするかということと、歳出についても無駄な歳出はなるべく抑えるということも大切なことでもありますので、十分将来的な事業計画のもとに財政運営はあるべきだというふうに認識しておりますので、努力はしていきたいというように思います。

#### ○4番（上村龍生議員）

先ほどの財政運営状況、22年度からの数字の中に、27年度までですね、実質単年度収支の数字の中で、これはもう偶然の一致なのかもしれませんが、市長の就任をされた25年度から、たまたまその前の3年間、1年間は若干の赤字もありますけども、その就任当時から、25年度から、たまたまかもしれませんが、実質単年度収支が赤字に変わってきている。だから、これは取り扱いとすれば、その財調の積み立てかれこれの手法としては変わったわけではないので、その辺のところ赤字になったということは、何らかの原因があると思っているんです。

ですから、一つの要因は、これはさっきから言いましたように、マイナス要因で

ある基金の取り崩し等というのが、やっぱり一番大きな要因で考えられると思うんですけどね。ですから、健全な財政運用のためには、安易に基金取り崩しに頼らないで進めていただきたいということを申し上げたところです。

非常に困難な仕事であると思うんですけどね、財政状況は。実質収支と実質単年度収支について、これ黒字になるように努めていただいて、健全な財政運用がなされることを強く求めまして、私の質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時48分

---

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3、泊ヶ山正文議員の発言を許可します。

○3番（泊ヶ山正文議員）

3番、泊ヶ山でございます。ただいま、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

ことしも市内の水田のあちらこちらでトラクターの轟音が響きわたり、今、田植えの真っ最中でもないでしょうか。昨年は、台風16号等々によりまして、甚大なる被害をこうむったわけでございます。ことし1年穏やかな年で、豊作の年であればいいがなと願う次第でもございます。

私、今回、一般質問をするに当たり、大きくは4つの項目についてお伺いをいたします。

まず、大きな1番目でございますが、財部駅周辺の活性化対策についてでございます。その①に、屋台村構想があるとお聞きいたしましたが、中身を詳細に示してください。②に、財部駅周辺の活性化には、財部高校跡地活用が喫緊の課題ではなかろうかと思っております。そこで、現状を示してください。

そして、大きな2番目に地域社会福祉向上についてお伺いいたします。その①に、校区の社協の現状をどのように捉えていらっしゃるかお伺いいたします。②に、民生委員の現状をどのように考えていらっしゃるかお伺いいたします。③に、在宅福祉アドバイザーの活動の原点は何であろうかと思うのでございます。お伺いいたします。

そして、大きな3番目でございます。畜産振興について、その①に、畜産のアン

ケート結果をとられたようでございますが、アンケート結果を受けてどのように分析なされたかお伺いいたします。②に、和牛の産地づくりと将来の畜産経営の方向性をお伺いいたします。そして、③番目に、畜産振興基金の肥育導入貸し付けの5頭以内を10頭以内に拡大できないかお考えをお聞かせください。

そして、大きな4番目でございますが、広域農道の通行どめについて伺います。①に、工事の進捗状況をお聞かせください。そして、②に、迂回路対策は十分で万全であるか示してください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

#### ○市長（五位塚剛）

それでは、泊ヶ山議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1、財部駅周辺の活性化対策についての①屋台村構想についてお答えをいたします。

私が市長になり、財部の商店街を含めてどのような地域おこしができるか、地域の方々と議論してきました。また、財部駅に急行・特急が停車して、乗り降りができないかの声を何回もお聞きいたしました。今までにJRとの交渉をしてきましたが、財部駅利用客がふえないと簡単にはできませんとの回答をなされております。先般、JR九州の石原相談役と会う機会がありましたので、再度、財部駅に急行・特急の停車をお願いいたしました。私はこの間、鹿児島中央駅前や沖縄の屋台村を含めて何回か利用させていただきました。屋台村は、地域の素材を生かした安心して食べて飲んで楽しんでいただける、さらには、JRを利用し観光に結びつけ地域おこしができないか、今後、議論を始めたところでございます。いろいろな方の意見を聞かせていただき、実現に向け前向きに考えております。

1の2、財部高校跡地の活用の現状についてお答えいたします。

平成28年9月に上程した補正予算第7号により、財部高校跡地利活用検討委員会設置関係の予算を御承認いただき、その後、検討委員20名による検討委員会が10月25日、12月20日及び2月13日の計3回開催され、平成29年2月21日に答申をいただきました。提案されました具体的な施設の利活用案については、宿泊研修施設、介護福祉施設、スポーツ合宿用施設、災害時の防災拠点施設等があり、そのほかに、市の財政状況を考慮しながら整備を図ることと、集客のためにJRの活用について考慮することが付帯意見として付されたところであります。今後は、この答申書に基づき、具体的な利活用計画案を作成し、県との協議を進めてまいりたいと思いません。

2、地域社会福祉向上についての①校区社協の現状についてお答えいたします。

曾於市の校区社会福祉協議会は、市社会福祉協議会の呼びかけにより、任意団体

として市内に26団体設立されております。各町別では、末吉地区13団体、大隅地区7団体、財部地区6団体となっており、高齢者等を地域で見守る在宅福祉アドバイザー活動や独自の取り組みをしていただいているところであります。住民の方々の身近なところで活動をしていただいていることで、地域福祉の向上につながっていると思っております。

2の②民生委員の現状をどのように考えているかについてお答えいたします。

曾於市の民生委員、児童委員は、現在114人となっております。旧町別では、末吉地区が45人、大隅地区が41人、財部地区が28人です。任期は3年ですが、昨年12月に一斉改選があり、28人の方に新任として引き受けていただきましたところでございます。全国的にはなり手不足が話題になっておりますが、昨年の一斉改選では、全地区でお引き受けいただきました。民生委員、児童委員は制度上、無報酬ですが、見守り活動や調査等を通じて、地域の実績の把握と住民の方々の身近な相談相手、見守り役として、献身的に地域を支えていただいております。社会の変化とともに福祉関係制度の複雑化、多様化、住民の住環境の変化などに生じている中で、地域福祉の向上に大きな役割を担っていただいていると感謝しております。

2の③在宅福祉アドバイザーの活動の原点は何かについてお答えいたします。

曾於市の5月末現在の高齢化率は38.2%でしたが、今後もさらに上昇していくと予測されます。地域に住む方々の全体的な高齢化や地域のつながりが希薄化してきているとも言われている状況ですが、地域では、見守りが必要な高齢者等の方々がますます多くなると思われます。このような状況の中で、ボランティア的な要素が強い地域住民による見守り活動として、校区社会福祉協議会を核とする在宅福祉アドバイザーの活動は、地域の大きな支えであると認識しております。在宅福祉アドバイザーは、市社会福祉協議会が行うささえあいネットワークの事業の中の活動であり、市社会福祉協議会の会長から委嘱されての活動となっております。在宅福祉アドバイザーの活動の原点は、地域による見守り体制を構築し、みんなが安心して暮らせる地域づくりにより、孤独感の解消、安否確認、ひいては地域の連帯感等であると考えております。

3、畜産の振興についての①、畜産のアンケート結果をどのように分析しているかについてお答えいたします。

経営規模の見通しでは、維持・拡大が81.4%で、拡大するために牛舎建設や素牛導入の資金が必要であるという結果が出ました。粗飼料生産では、コントラクター組織について、高齢農家を中心に必要だという回答でした。粗飼料生産は、高齢・少頭数飼いへの方の負担が大きいことが考えられます。市や関係団体への要望として、粗飼料販売やコントラクターの組織、混合飼料などの希望が多いようでありま

す。粗飼料生産の労力負担軽減と収穫機械等への投資を考慮すると、粗飼料生産及び販売の組織や施設が必要と考えられます。また、牛の一時預かり施設やヘルパー制度などの要望もあり、今後、施設整備に向けて検討してまいります。

3の②和牛の産地づくりと将来の畜産経営の方向性についてお答えいたします。

急速に進む高齢化や後継者不足による家畜飼養農家が減少する中で、生産基盤の維持・拡大を図るとともに、優良種畜の導入保留による改良増殖を積極的に推進してまいります。また、家畜伝染病の発生を防ぐための防疫対策と地域内一貫体制の推進による和牛の産地づくりに取り組んでまいります。

畜産経営の方向性については、国、県の事業等の活用や、市単独事業を活用しながら、農業後継者等の若者が就農しやすい環境づくりと生産性の向上を図ってまいりたいと考えております。

③肥育導入貸し付けの5頭以内を10頭以内に拡大できないかについてお答えいたします。

曾於市の畜産振興を図る上で重要な役割を果たしているのが、畜産振興基金の貸し付け事業であります。現在、肥育農家では、素牛価格の高値推移による導入の頭数の確保不足や配合飼料の価格の高騰により、収益性低下が懸念されているところであります。今後の肥育経営対策として、基金の運用状況や肥育農家の状況等を見ながら検討してまいりたいと思います。

4、広域農道の通行どめについて、①工事の進捗状況についてお答えいたします。

広域農道の復旧については、平成29年2月に入札を実施し、株式会社川畑建設が落札しました。工期は、平成29年3月6日から平成29年10月2日となっております。工事の進捗については、現在、盛土のための伐採や床掘りなどの準備工を行っており、5月末の進捗率は、1工区20%、2工区30%、3工区5%、4工区5%、5工区5%となっております。

4の②迂回路対策は万全であるかについてお答えいたします。

広域農道が被災し、迂回路対策で対策を行って11カ月経過しようとしております。当初は迂回路がわからず、苦情の電話が多くありましたが、看板の設置やコミュニティFMによる周知及びコンビニのチラシの設置による周知をお願いしております。しかし、迂回路になっている市道周辺の方々には、交通量が多くなり大変、ご迷惑をかけておりましたが、今後も引き続き、安全に通行できるように努めてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

### ○3番（泊ヶ山正文議員）

それでは、2回目以降の質問に入らせていただきますが、まず、冒頭に、市長、

財部出身の小田純平さんという方を御存じでしょうか。

○市長（五位塚剛）

小田純平さんは財部出身で、ギターの弾き語りをしていろいろな歌謡曲を歌っている方で、たまたま工業高校の後輩になるのかなというふうに思っております。

○3番（泊ヶ山正文議員）

今、市長も御存じと言われましたが、この方は「たからべ」という歌を歌っていらっしゃるんです。それも御存じですね。私もなぜこの「たからべ」という歌を小田純平さんが歌っているかと今、聞いたのは、うちんが十日ばっか前に、SOOGoodFMで「お父さん「たからべ」ちゅう歌があるよ。本当によか歌やっど」ち、ここに歌詞をSOOGoodFMに行ってコピーしてもらいました。すばらしい歌詞でございます。そこで、財部駅が、今ここの、私が今、話しですので、このメロディーを私が思ったんです。このメロディーを財部駅の発車メロディーにできないか、そして、せめて曾於市内、大隅支所、本所、財部支所でございます。せめて財部支所で業務の開始時間のメロディーを、この「たからべ」ちゅう歌でしていただけたらと思う、吉野地域振興課長、こういうこともありますので、考えてもらえればありがたいと考えます。

そして、いろいろ財部駅も出てきます。悠久の森も出てきます。いろいろ出てきて、せめて、教育長、突然で申しわけございませんが、私、思ったんです、さっき。せっかく「たからべ」ちいい歌があるんですから、せめて財部地域の小中学校には、音楽の時間にでもこういう歌があるんですよち、財部駅の活性化の意味も含めまして、できましたらお伝え周知が願えればありがたいと思います。どうですかね。

（笑声）

○教育長（谷口孝志）

私もその歌は知らなかったもので、また、いつか聞かせてもらって、その上で、何かの機会があればそのようなことも、また話題にできればと思っております。

○3番（泊ヶ山正文議員）

ここにCDを持っています。

（笑声）

○3番（泊ヶ山正文議員）

聞きたい人は、何ちゅうんですか、私はこれをSOOGoodFMから借りて来ました。買おうと思って行ったんですけどもないちゅうことで、きょうの一般質問が終わったらすぐ返しに行くんですけども、こういうCDもありますので、ぜひ、皆さん、これを買っていただくかどうにかしていただいて、「たからべ」という歌は本当にいい歌ですので、財部駅の活性化のためにも、ぜひ、よろしく考えていた

できればと考えております。

今から四十数年前、財部駅から財部高校に通ずる道路、本当に財部高校生、職場に通う人たちで、道路はあふれんばかりの光景が、今、私の脳裏に鮮明に浮かんでまいります。今そういう光景を見てみようと思っても見ることはできません。私の住む財部町は日豊本線が通っており、3つの駅があるのでございます。中でも財部駅は、まちの中心部にあるにもかかわらず、末吉町や大隅町に比べて、本当に寂しい思いがする町並みであることは、私に限らず、財部町民の一致することではないでしょうか。

そこで、今回、屋台村構想で駅周辺を何とか活性化したいという思いがあるのをお聞きしまして、これが実現すればいいんだがなと思いつつも、実現には相当のハードルも越えなければできないものではございません。市長、先ほども答弁いただきましたが、再度の意気込みをお願いいたします。

#### ○市長（五位塚剛）

財部駅については、やはり、曾於市の玄関口であります。本当に今、財部のまちも非常にシャッター街になってきておりますので、地元の方々からも何かしてほしいという声がありましたので、今そのような屋台村構想というのを打ち出しました。

また、具体的には、どういう形にするかというのは今後の課題になると思いますけど、まず、地元の居酒屋さんなんかをされている方々にも協力をいただかないとできませんとっております。しかし、全国的にいろいろ公募をすれば、ここに来ていただいて、地元のいろんな食材を使ったおいしいものを食べられるような、また、若い女性の方々も気軽に出入りできるようなそういう屋台村というのは、私は十分、可能であると思っております。それによって、例えば、鹿児島から、宮崎からのいろんな人たちが電車を使って来て、この財部に来て食事をして、また電車を使って帰ってもらうというようなやり方を、これは十分、検討に値するんじゃないかと思っておりますので、今後、前向きに検討したいというように思っております。

#### ○3番（泊ヶ山正文議員）

今、財部駅に上り下り、何便の電車が停車して、客層はどのような方であるか、もし分析していらっしゃるたらお伝え願いたいと思います。

#### ○市長（五位塚剛）

時々、私も財部駅に行きますけど、朝は国分のほうに子供たちが学校に、やっぱりいらっしゃるようでございます。また、反対に都城にも行っていらっしゃる人がいらっしゃるようでございますけど、全体的に車をそこに持って来て通勤される方も何人かいらっしゃるようでございますけど、全体的には、非常にまだ少ないというような状況であると思っております。

### ○財部支所長兼地域振興課長（吉野 実）

それでは、私のほうで財部駅にとまる列車本数を調べておりましたので、御報告申し上げます。

上りの都城・宮崎方面が10本、それから下り、隼人・鹿児島方面が10本、計で20本の普通列車がとまっているようでございます。それから、乗りおりの人数でございますが、これにつきましてもちょっと調査がしてありますけども、乗られる方、おりられる方もおおむね50、50でございますが、28年度が1日当たり150人、平成27年度で159人、平成26年度で162人、以上のような数字が出ているようでございます。

終わります。

### ○3番（泊ヶ山正文議員）

私たち財部町は、財部駅があるので本当に助かっております。高校生にとりましては、国分方面の高校の選択肢、都城の高校に行くにも電車を使っております。私も子供が2人、鹿児島の大学でしたので、4年間で相当数の電車で帰って来たり行ったりしておりました。そういうことで、財部に行ってみましたら、駅に三十四、五台の自転車がいつもいつもあります。多分、高校生であろうと考えられます。

そこで、私、駅内の観光案内を見てみました。その案内に末吉道の駅の四季祭市場の案内があっても、そもそも財部にきらら館があるのにきらら館の案内がないんです。そこら辺を考えたときいかなもんだろうと思ったんですが、私の考えが間違っているんでしょうか、所見をお願いします。

### ○市長（五位塚剛）

財部のきらら館の看板がないということでございますので、当然、財部に来られた方々が、末吉の道の駅も大隅の道の駅も大事ですので、そのあたりは、道の駅のほうに、ぜひ看板はできないかというのを指導しておきたいと思います。

### ○3番（泊ヶ山正文議員）

今、全国に22カ所の屋台村があるそうでございます。中でも一番にぎわっていた、さっき市長もおっしゃいました鹿児島市の屋台村が、2020年に営業を終えるというような記事が新聞に載っておりました。そこで、地産地消を徹底し、観光客でにぎわっていた屋台村でありました。入居店舗者からは「形を変えてでも続けていただきたい。婚活や市町村連携など、さまざまなイベントを仕掛けた盛況ぶりやこのまま幕を閉じるのは惜しい」というような声もありました。屋台村で熟成された地産地消のこだわりやもてなしの心が他の地域にも広がり、新たな観光スポットが生まれるのを待っているという編集局さんの日誌がございました。この編集者さんも今すぐとはいきませんが、もし財部に屋台村ができましたなら、新たなスポット

ができたということで大変、喜ばれると思います。

市長、再度、市長の描いている屋台村の構想は聞きましたが、もう一回、屋台村の構想をおっしゃってください。

**○市長（五位塚剛）**

まだ具体的には決まっておりませんが、やはり、財部の駅前に電車から見えるものは、できればほしいなと思っております。できたら3坪ぐらいのやつを5軒から10軒ぐらいまでできればいいんでしょうけど、財政的にどんな支援事業ができるかというようなことも検討したいと思いますけど、やはり、曾於市というのはおいしい食材、旬のものというのがいっぱいあります。おいしい焼酎もあるし、これは本当に鹿児島の中央駅の屋台村が店を閉じるということも私も知っておりますので、先に財部でそういうのができれば、やはり脚光を浴びんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひ、検討させていただきたいと思います。

**○3番（泊ヶ山正文議員）**

財部高校も閉校いたしまして、1年数カ月が過ぎようとしております。先般、高校跡地に行ってみました。高校跡地、本当に草ぼうぼうで、県の管轄であるといえども、本当に私、寂しい思いでいっぱいございました。それで、これまで企業誘致を含め、跡地活用に、そして、県に無償譲渡を含めていかほどの努力をされたでしょうか、お聞かせください。

**○市長（五位塚剛）**

財部高校については、検討委員会を開いて答申をいただきました。当初、都城の企業の方が、ぜひ、参加させていただきたいという声もありまして、そのことも県のほうにもお伝えしながら同時並行で進めてまいりましたが、残念ながらその方向性はちょっとなくなったと思っております。ですから、今の段階においては、財部高校について、早く市に無償譲渡をしてもらうように、再度、手続きを開始したいと思っております。

市といたしましては、検討委員会の答申を受けて、例えば、市内に3つの民俗資料館がありますから、それをまとめた総合的な民俗資料館とか、あと、例えば、スポーツ合宿の場所とか、あと陶芸館とか、いろんな今の建物を利用したお金をかけないやり方もできます。総合的な対策をある程度示さないと、公的な無償譲渡というのはできませんので、一応、詰めてまいりたいというふうに思います。

**○3番（泊ヶ山正文議員）**

財部高校は、財部町の阿邪里の小高いところにございまして、校歌にもありましたように、「雲抱く霊峰高千穂」と始まる校歌でした。霧島連峰を一望できるすばらしいところにございます。一日も早い利活用を期待するところですが、聞くところ

によりますと、私も聞くお話では、曾於市は農業公社をどっかつくったげななど、であれば、財部は何も際立ったものがないが、ひとつ、高校跡地に農業公社の持って来るような方向づけはでけんどかいなという声もお聞きしております。そこで、まだ農業公社の設置場所等が決まっていないところであると思いますが、もし、選択肢の一つとして考えていただけるのであれば、今後の方向づけとして、市長、どのようにお考えですか。

#### ○市長（五位塚剛）

農業公社につきましては、今、内部で検討を進めております。ある程度の骨格が決まりましたら、JA・ナンチクとトップ会談を開きたいというふうに思っております。

場所についてはいろいろ要望もあるようでございますけど、まだ確定をしておりませんので、ただ、財部高校のここは、やはり、地域がどちらかというところ集落的なところありますので、農業公社の牛をそこで飼育をするというのは、ちょっと無理な部分があるんじゃないかなと思っておりますので、もうちょっと農業公社については畑等もあって、ある程度、環境的にも離れたところがいいかなというふうに思っておりますので、一応、検討はさせていただきたいと思っております。

#### ○3番（泊ヶ山正文議員）

地域や校区は、今まであった施設や学校がなくなると本当に元気がなくなり、活性化の方向にはなかなか進まないものでございます。そういうことを考えましたときに、財部高校の活用は当期の課題で考えますので、今後、跡地検討委員会のお話を参考に仮定をしながら、早期の高校跡地が何かに活用されることを要望しておきます。

続きまして、2番目の地域社会福祉向上についてでございます。

鹿児島県が本年2月に発表した年齢別推計人口調査結果によりますと、65歳以上の高齢人口割合を示す高齢化率は30.1%となっており、調査開始以来、初めて30%を超えたようでございます。曾於市も高齢化率は既に38%を超え、子供の数も含め、人口も急速に減少している状況ではないでしょうか。一方、高齢者になっても住み慣れた我が家で暮らしたいと望む人もふえてきており、安心して地域社会の中で暮らすことができる環境整備や地域生活支援のあり方が問われるようになり、地域の暮らしを支える福祉の充実とは喫緊の課題でもないでしょうか。

そこで、先ほどもありましたように、市内に26の校区社会福祉協議会が設置されております。各校区社会福祉協議会は、生活環境は、立地は異なりますが、地域課題に取り組む体制づくりに頑張っておられます。こういうことを考えましたときに、市社会福祉協議会と行政がともに協力し合いまして、校区社協を盛り上げる体制づ

くりが大事じゃないかと考えます。行政の支援は考えられないか伺いたします。

**○市長（五位塚剛）**

校区社協につきましては、基本的には非常に大事な活動をしていただいておりますので、行政のほうも支援はしていきたいというふうに思います。

実態について福祉課長のほうから答弁をさせたいと思います。

**○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）**

それでは、校区社会福祉協議会のことでございますが、現在、市の社会福祉協議会のほうで校区社会福祉協議会のほうを設置したわけですが、この地域に対しては、社会福祉協議会がいただいている香典返し等の寄附、こういったものと一般寄附、こういったものを財源に活動の助成を行っているところでございます。いろいろな考え方があって、行政からの支援というのも考えられるところではございますが、今、曾於市の中では校区社会福祉協議会に対しては社会福祉協議会からと、その中の活動である支え合いネットワーク、一般的に言う、後であります但在宅福祉アドバイザーの設置、こちらに関しては、行政からも少しですが補助といいますか支援をさせていただいているところでございます。

以上です。

**○3番（泊ヶ山正文議員）**

住民型訪問サービスの対応が今後、進む中にございまして、校区社協の協力なしでは平等なサービスは提供できないものと思っております。また、地域包括ケアシステムの構築には、地域の力が不可欠でございます。自助、互助、共助、公助、こういうことを考えましたときに、互助の地域の力を発揮するには、校区社協の活発な活動が求められるのが一番じゃないかと考えます。しかし、校区社協の課題といたしまして、役員を誰が担うのか、活動への協力者が高齢化になっております。また、活動費がない、このような課題を解決するためには、市の社会福祉協議会だけでは到底できないと考えます。そこで、私は、行政の力は支援できませんかというふうに聞いているところでございますので、再度、支援策を考えてください。

**○市長（五位塚剛）**

校区社協につきましては、今言われるように、地域によっては物すごい活動をされている地域もありまして、非常に活発化しております。ただ、場所によっては、やっぱり校区社協が一般的な活動になっているところもあって、今言われるような財政的なもの、やっぱり人的な問題もあるようでございますので、もう1回、何か支援ができないかということを含めて、本体の社協とも詰めながら検討させていただきたいと思います。

**○3番（泊ヶ山正文議員）**

それでは、②の民生委員のところに入りますが、私たちは隣人愛を持って社会福祉の増進に努めます。1951年に定められた民生委員の一節で、使命感がひしひしと伝わってくるようでございます。地域の困っている人々を見守り、支える民生委員制度が、先月5月、創設100年を迎えました。身近な相談相手となっている関係機関へのつなぎ役を務める地域福祉にとっては欠かせない存在でございます。

民生委員さんは、厚生労働大臣から委嘱される特別職の地方公務員ですが、通信費など、活動費は支給されますものの無報酬でございます。日々、使命感を支え、日々、頑張ってくださいの奉仕の心には、本当に頭が下がる思いでいっぱいでございます。関わるべき問題は多様化しておりますが、一方ではなり手の確保は容易ではなく、大きな課題となっているようでございます。何が原因だと考えられますか。

#### ○市長（五位塚剛）

1回目で答弁いたしました。曾於市の民生委員、児童委員につきましては、12月に改選がありましたけど、114名の方々について、地域ごと全部確保することができました。本当にありがたいことだと思っております。やはり、何といたってもその民生委員の仕事が、やはり多岐にわたって、家庭のいろんな悩みごとを含めて相談事をされますので、そのあたりの対応の問題でそういうことはできないという方もいらっしゃいましたけど、いろいろお願いして今できておりますけど、やはり、民生委員の活動が多岐にわたっているということもありまして、なかなか手数が少なかったのかなと思っておりますけど、まちとしては本当にありがたいことだと思っております。

#### ○3番（泊ヶ山正文議員）

民生委員になって初めて、こんなはずではなかったという声を聞いております。いろいろ仕事は多ございまして、引き受けて初めて困難さがわかったという声を聞いております。そこで、民生委員さんにせめてもの活動費、また、近隣の市町村はどうかお伺いしたいところですが、近隣はさておいて、民生委員さんは、これは地域の方に頑張ってよかった、非常に喜ばれるような体制をつくるには、せめて研修費・活動費プラス、民生委員さん方は、自分たちの研修旅費は自分たちの積み立てで行っていらっしゃるようでございます。私がここで言いたかったのは、せめて研修費助成ぐらいはできないものかどうかお伺いをいたします。

#### ○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

研修費等でございます。こちらは、昨年の6月に質問をいただいて、今年度、少しだけ、年間1人当たり6,000円ぐらいなんですけども金額のほうを引き上げさせていただいたところでございます。当初予算のほうで。

近隣のことがありましたけども、近隣の市町村、県内の市町村の主に市ですけどもどういった状況かというのを調べはしてみました。結果的には、曾於市は決して低いほうではなくて、高いほうから数えたほうが早い状況ではありました。しかし、もちろん十分だということはありません。なおかつ、おっしゃったように、最近はお訪ねて行ってもドアもあけてくれないようなところも多いというお話も聞いて、なかなか苦勞されている部分も直接お話を伺っているところでございまして、いい形をとっていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○3番（泊ヶ山正文議員）**

それでは、3番目の在宅アドバイザーの件ですが、この在宅福祉アドバイザーの活動はいつごろ始まったものですか。

**○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）**

在宅福祉アドバイザーでございますが、こちらにつきましては平成20年度から始まっております。それまでは、各旧町ごとにそういう支え合いの形があったかと思えます。大隅では地域福祉ネットワークと申したようでございます。末吉ではメセナ福祉ネット、財部ではアドバイザーという形で訪問する形があったようでございますが、この校区社協が組織されたことに伴ってアドバイザーという形に統一されたというふうに聞いております。

以上です。

**○3番（泊ヶ山正文議員）**

曾於市に限らず、他の市町もこういう在宅アドバイザー制度というのはございますか。

**○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）**

この在宅福祉アドバイザー、アドバイザーという言葉はあるようでございます。ただ、ささえあいネットワークと申しましたが、社会福祉協議会のこの事業につきましては独自の言葉でございます。ただ、同じように訪問をして見守りをするというのは、県内、全国どこもやっているようございます。地域見守りネットワークなどという言葉で言われたりもしているようございます。

以上です。

**○3番（泊ヶ山正文議員）**

各集落自治会は、自治会で在宅福祉アドバイザーに登録されている方は、どのような方がアドバイザーになっていると考えられますか。

**○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）**

在宅福祉アドバイザーにつきましては、見守りをする方がいろんな方がいらっし

やると思うんですけども、その方々に関する近隣の方、もしくは民生委員さん、集落の自治会長さんとか、皆さんのほうで話し合いをして決めていただいたりしているということで、地域ごとに少しずつ違いがあると思っております。

以上です。

### ○3番（泊ヶ山正文議員）

なぜ私はこういうことを聞くかと言いますと、各自治会、在宅福祉アドバイザーに自治会長さん、駐在員さんが兼務しているところが多いように見受けられるのでございます。できたら、民生委員さんみたいに、自治会長さんですと1年交代がほとんどです。1年で交代なさいますので、できれば二、三年続けてもらえるような仕組みや体制を構築できないものかと思ってここでお聞きしているわけですが、いかがでしょうか。

### ○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

この校区社会福祉協議会の話し合いの中でアドバイザーさんたちの話し合いがございまして。その話し合いの席にも出席をさせていただいたことが何回かありますけれども、やはり、今おっしゃったように続けて見ていただいたほうが見ていただくほうも安心、毎年、人が変わるとなかなか状況がつかめなかつたりするというお話も聞いております。そのところは、できるだけアドバイザーの方が変わらないほうがいいけどということでお話し合いがあるところでございます。こちらのほうであなたにというのは、強制的にということかお願いはしておりませんで、それぞれの校区社会福祉協議会の皆さん、民生委員さん交えて話し合いの結果やっていたいでいるところでございますが、できるだけそういう形で続けていただければありがたいかなと、私も思っております。

以上です。

### ○3番（泊ヶ山正文議員）

この制度、アドバイザー制度、私はいつも思うんですけども、一番身近な自治会内の見守りができるアドバイザーだと考えております。私も、実は柿木自治会の在宅アドバイザーを最初からやっておりますが、私の在宅アドバイザーは、私の母でございます。私は、いつも夜に出かけることがないときは、いつも行って母と30分ぐらい話しをしていつも帰ります。そうすると、1日の自治会内の出来事は全部わかります。きょうは誰てろさんげえは田植えが済んだだとか、あっこはべぶん子が生まれたりとか、身近な話題ですが本当です。今鶴さんの選挙カーが来たど、きょうは五位塚さんの選挙カーが来たど、全部知っております。1日の出来事が全部わかるんです。だから、在宅アドバイザーに80ぐらいのサブアドバイザーがいれば、また強力な見守りができるとも思いますけども、今後そういう方向づけが、

私の提案ですがいかがでしょうか。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

サブアドバイザーでございますね。社会福祉協議会と実際にお話をいろいろする機会がたくさんありますので、その中でもそういう声があったということで検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○3番（泊ヶ山正文議員）

それでは、3番目の畜産振興に入りたいと思います。アンケート調査をその辺はして、今後の畜産の方向性を考えていくということでしょうけども、アンケート結果によりますと、80歳以上は170人で25%であるようでした。ちなみに、曾於市の最高齢の畜産農家は何歳でございましたでしょうか。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

財部に在住されております方が、九十何歳という方がいらっしゃいます。

○3番（泊ヶ山正文議員）

私は、3年ぐらい前に議員にさせていただきました、初めての一般質問だったと考えます。競り市の引きつけ補助金でございました。それを3,000円でしたので、何とかできないものかと訴えましたら4,000円になりました。ここで区別することはいけないかもしれませんが、80歳以上が170人、25%いらっしゃるのでございます。せめて、こういう繁殖農家では離農が進む中で、高齢で頑張っている方がいらっしゃるわけですので、せめて80歳以上の方にあと1,000円いただいて5,000円にできないものか、1年でも長く、またこら曾於市はよかこつしっくいやったち思われるかもしれん、今後、検討する余地がないかお答えください。

○市長（五位塚剛）

牛の引き出し料については、今、泊ヶ山議員が言われたように3,000円でしたので1,000円上げてほしいという一般質問がありましたので、1,000円上げて今4,000円にいたしました。もともとは、これは旧末吉町時代から8,000円でスタートした引きつけ料でございます。本当にお年寄りの方々が競り市に引っ張って行くのにけがをしないように専門農家の方々に引いてもらうということでスタートいたしましたけど、私も毎月、競り市に行っておりますけど、車から牛を引き出して行くのに、もう本当に大変な思いでされております。若い人でも牛に振り回されているような状況でありますので、80歳以上の方々に牛を続けてもらうためにできないかということはいいことであると思いますので、ぜひ、検討させていただきたいと思います。

○3番（泊ヶ山正文議員）

ここ直近の28年、27年の競り市上場頭数の動向を教えてください。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

競り市の上場頭数でございますけれども、直近の平成28年でありますけれども、市内で8,835頭、平成27年度9,149頭でございます。

○3番（泊ヶ山正文議員）

今、説明を受けた中で、やはり、減少傾向はいなめないという状況でございます。そこで、繁殖導入保留が年間約1,000頭前後だと思っておりますが、500頭前後は、畜産振興協議会というのがございます。その恩恵を受けているわけですが、1,000頭の保留がある中で500頭というのは、あと500頭は畜産振興協議会の恩恵を受けていないのでございます。この部分の対策も考えていただければと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

今、議員のほうから質問がありましたとおり、畜産振興協議会のほうで約半分のほうを補助を全体の頭数の導入保留のうちの50%程度が、事業の対象となっております。この畜産振興協議会の事業につきましては、導入条件で各種品評会と子牛の競り市前の品評会で入賞した、そういう牛の保留補助というようなことで、それ以外のものにつきましては、畜産振興協議会のほうではないところでございます。ただし、市の単独事業といたしまして、繁殖素牛導入保留の助成事業がございまして、その事業でありますと導入保留しました全ての牛に、一律3万円というものが助成されている状況でございます。

以上です。

○3番（泊ヶ山正文議員）

今回のアンケート結果を見ますと、「維持拡大」という方が81%で、安心するか、明るい材料でございました。そこで、以前からございました牛舎建設でパドック牛舎をつくると100万円の補助があったわけですが、拡大となれば、牛舎の確保は必要でございます。2回目以降の拡大は、助成は考えられないものかどうかをお伺いいたします。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

拡大思考の方が非常に多い中で、そういう農家の方々が牛舎建設補助を望んでいらっしゃるけれども、パドック牛舎建設の状況につきましては、昨年度が、28年度で10戸、27年度で4戸というような建設がございまして、本年度、希望調査もとったところでございますが、希望調査をとってみますと、非常に多くの方が希望

されております。そこで、畜産振興協議会なり、あるいは三所会議、こういうものを踏まえまして、2回目以上の補助についての取り扱いですけれども、1回、目標頭数に到達した農家については、再度、補助を受けられるようにというようなことの申し合わせをしたところでございます。

以上です。

### ○3番（泊ヶ山正文議員）

コントラクターなりロールサイレージの方向性も出ておりました。コントラクターを利用したいという方は54%ございました。今後の方向性なり、そして、ロールの草を販売を望む声も高いでした。今後、こういう方向はできるものかどうか、なぜ、私はここでこういうのを聞くかと、私も本当小規模の畜産農家です。でありますので、機械をロールする機械は持っていません。一反分でロールは大体五、六本できますが、1本のロールにトラクターで刈り取りからロールしてもらくと4,000円かかるわけでございます。4,000円よっけな別に、今度はたね代、肥料代がかれば5,000円かかるんです。5,000円で販売してくるところがあれば、買ったほうが楽をするんです。今後の畜産経営の方向性として、牛を養う人は養う、草をつくりは草づくりで、そういう方向性も考えられないかと思うんですがどうですか。

### ○畜産課長（野村伸一）

ただいま質問のありましたコントラクターの関係でございますが、アンケートの中でも出ましたとおり、小規模農家が非常に多いと、また、そういう小規模農家の方がコントラクターと作業受委託と臨んでいらっしゃるというような統計結果が出ました。そこで、今後の方向性といたしましては、やはり、そういう小規模、少頭数飼い、そういう方々への支援、こういうものを重点的に進めていきたいというようなことと、それと、先ほどありました分業化につきましても、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

### ○3番（泊ヶ山正文議員）

それでは、3番目の畜産振興基金の貸し付けのことに入りたいと思います。

まず初めに、畜産振興基金の残高は幾らございますか。

### ○畜産課長（野村伸一）

畜産振興基金の現在の28年度末の残高でございますけれども、1億4,558万4,363円でございます。

### ○3番（泊ヶ山正文議員）

現代の基金貸し付け、貸し付け件数、金額はいかほどですか。

### ○畜産課長（野村伸一）

28年度期間中でございますけれども、貸し付け頭数が99頭、内訳といたしましては、生産牛のほうは82頭、肥育牛のほうは17頭ということで、貸し付け金額が4,329万円でございます。

以上です。

**○3番（泊ヶ山正文議員）**

28年度、貸し付けるのにサイクルがございます。28年度に返済された件数、金額はいかほどですか。

**○畜産課長（野村伸一）**

28年度内で償還の件数でございますが、178頭分の償還でございます、金額が6,663万7,300円でございます。

以上です。

**○3番（泊ヶ山正文議員）**

では、私ここに5頭から10頭以内に拡大できないかと問うたわけですが、サイクル、基金残高はほとんど変わっておりません。今、肥育素牛が非常に高騰しております、肥育農家は大変であるんじゃないかと考えております。ただ、肥育牛補助金も当初予算に3万円の720頭が当初予算にございました。これは40頭の限度額でございますので、40頭買えば120万円あるわけです。そうすると、畜振からは、ここで問うているのは、畜振からじゃなくて基金からの貸し付けでございますので、今はこれは5頭だと、せめてこれ10頭にしっくいやらならんとかいという要望が、若い青年肥育農家の方々から要望が強いのでございます。ぜひ、この方向に持って行っていただければありがたいと考えるんですが、いかがなものでしょうか。

**○市長（五位塚剛）**

やっと私に答弁が回ってきました。畜産については、野村課長のほうがずっと詳しいので答弁をさせていただきましたけど、今、言われるように肥育農家のその切実な声が届いております。そのことについて、十分、今、検討しておりますので、前向きにできるんじゃないかなと思っておりますので、また、今後、答弁をさせていただきたいと思っております。

**○3番（泊ヶ山正文議員）**

それでは、4番目の最後になりますが、広域農道の通行どめについてということでお聞きいたします。

今日の傍聴にも最後まで財部の田平さんという方が傍聴していただいております。田平さんは、財部記念病院の下から100mぐらいございまして、地域のリーダー、グラウンドゴルフの会長さんとして、いろんところで、多分、広域農道はいろいろ通っどかいなと聞かれていると思っております。興味津々に聞かれていると思っておりますの

で、今後の方向性を伺いたいところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私、先般、工事現場に行ってみました。そしたら、先ほど同僚議員の上村議員が進捗状況で、29年3月6日から29年10月2日、7カ月間じゃつとです。工事現場に行ってみましたらこういうふうにかいちゃつとです。工事時間1,685時間ち書いて、これ何のこっけ、1,685時間ちけちやい何のこっけと思つたんです。1日8時間つてすればち、割り算してみました、そこで。210日やつとです。7カ月。ほっどんからん、先ほどありましたように3月6日から10月20日やると7カ月やつとです。7カ月で210日あひます。しかし、これは7カ月、一日も休まんじしたときの計算の時間でございますので、1カ月は4週でございますので4日休み、7カ月間であると28日、約1カ月間かかるんです。ずれるんです。それで、10月2日をめどに完了するかどうか、この1,685時間を考えると、単純にでも11月2日になつとやせんどかいという考えがするんです。どうですか、お聞かせください。

#### ○市長（五位塚剛）

工期の決め方については、これは国の災害の査定を受けておりますので、工事の内容や、また規模やいろいろ検討した結果、余裕をもって工期を決めております。私のほうも現場にも足を運びまして、担当の職員を交えて、また、建設会社の方々と協議をいたしました。まずは安全第一で工事を進めること、そして、また、今後、梅雨に入っておりますのでそのことも考慮しながら事業を進めること、同時にまた、同じ地域に5カ所現場を持っておりましたので、同時並行ができないのかというお願ひもいたしました。同時並行でできるものについては同時並行で進めていきますけど、もう隣り合わせの現場は、やはり、確実に1つずつしていかないと、万が一のことがあつたときに大変な災害が起きる可能性があるので慎重に進めながら、しかし、確実に、なるべく一日も早く完成をし、場合によっては片側通行ができないかということもお願ひしておりますので、状況を見ながら会社のほうにも人数もかけながら、一日も早い完成をお願ひしているところでございます。

#### ○3番（泊ヶ山正文議員）

それでは、最後の項目になりました。迂回路対策は万全でございますかちゅうのをここに、私、問うたんでございます。私は、迂回路対策は非常に万全な措置をとつてくださつております。万全であるのにこういう問ひをしたかということ、職員の方々に礼を言いたかつたからここで問うたわけでございます。南小学校の学校の先生なり近隣の方々から、今まで大きな事故もなく、こうして不便はするけれども本当にいい対策を打ってもらつている、ありがたい声を私は数多く聞いているのでございます。これもひとえに、職員の方々の早急な対応なり仕事ぶりが素早い

からと感謝しております。市長、私のこういう思いは、市長はどういうふうを考えていらっしゃるか伺いまして、私の一般質問を終わりたいと考えます。

○市長（五位塚剛）

今回のこの広域農道の通行どめに関しましては、市民を初め、ここを今まで利用されていた多くの人たちに迷惑かけているところでございます。その方々がどのようにして迂回路を通って来てもらうかということで、相当、職員のほうも苦労いたしました。また、地域住民の方々にも集まってお聞きをいたしまして、迂回路対策をつくりましたけど、まだまだ万全じゃないところもありますけど、そのような評価をしていただいたということは、本当にありがたいと思っております。全て工事が完了するまで事故等がないことをお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間、休憩いたします。

---

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時08分

---

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第4、八木秋博議員の発言を許可いたします。

○9番（八木秋博議員）

通告第4、本日最終の一般質問を行います。

まず、第1項目、曾於市少子化定住促進施策についてであります。平成17年の3カ町合併当時の国勢調査での人口4万2,287人から、本年6月1日現在3万7,036人、5,251人の減であり、県内でも有数の減少率であり、同時に右肩上がりの高齢化率の上昇のようでございます。この危機的状況を体感してられる首長としての五位塚市長の所見を求めるものであります。

また、曾於市市政2代目として、合併10年目の節目の時の市長として、いろいろと思いめぐらし、その対策と活性化推進に腐心なされ手を尽くして来られたと思いますが、4年間を省みて、その自己評価をいかに解かれるのかお伺いいたします。

人口増対策として、旧末吉町時代に設けられた地域活性化住宅が、その成果等から平成20年度から事業化され、本年度で10年目を迎え、その数も100棟を超すに至っておりますが、第二次曾於市総合振興計画、第二期計画にて、来年30年度から撤

廃され、方向転換するとなっておりますが、その理由と代替策を含めて総括を述べてください。

次に、観光資源開発としての岩川芙蓉基地跡活用について問います。これまでも幾度となく同僚議員、あるいは私も岩川芙蓉基地跡、あるいは芙蓉の塔については、戦跡、任地、あるいは戦没者慰霊の側面から取り上げてまいった経緯がありますが、今回は、観光資源の乏しい我が曾於市にあって、先の大戦を決して美化するわけではありませんが、戦後、七十数年を終えてもなお注目され、かつ観光素材としての可能性の大きい岩川芙蓉基地跡の活用について、再度お考えいただきたいと思います。

まず、大隅町八合原大地にある岩川芙蓉基地跡、芙蓉の塔、参拝者、来場者数はいかほどあると理解してあるのかお尋ねいたします。また、芙蓉の塔参拝者、あるいは民有地にある司令塔跡、地下発電所跡など、遺跡の駐車場、トイレ等の設備管理を総合的に考えられないのかお尋ねいたします。そして、日本全国にあられる遺族、関係者等の要望、期待のある遺品収集、展示を図ることはできないものかお伺いいたします。

最後にもう1項目、道路行政及び安全対策について質問いたします。

志布志都城道路は、管内ほんの一部供用であります。東九州自動車道は管内2つのインターを持ち、鹿屋までの無料区間が供用されておりますが、この高速道路の管内の事件、事故の状況はいかがばかりかお聞きいたします。

また、国道に関しては国土交通省、県道に関するの県当局等との協議会、安全対策等は、どのような形態が設けてあるものかお尋ねいたします。

以上、質問の要旨を申し述べます。

#### ○市長（五位塚剛）

それでは、八木議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1の曾於市少子化定住促進施策についての①合併当初と現在人口推移に対するの所見についてお答えいたします。

平成17年の合併時の曾於市の人口4万2,087人に対して、平成27年10月の国勢調査人口は3万6,557人となり、10年間で5,730人の減となっております。生産年齢世代が減少している中、生まれてくる子供たちも減少しており、人口減少への対策は国全体の喫緊の課題でもあり、今後も積極的に少子化対策や定住促進施策に取り組んでいく必要があります。

1の②、五位塚市政の自己評価についてお答えいたします。

平成25年の当選以来、保育園等の保護者負担金の軽減や高校卒業相当までの医療費の無料化、末吉上町地区保留地等の住宅用地の積極的な販売、住宅取得祝金や住

宅リフォーム補助金の交付、地域振興住宅や公営住宅の建設、学校の校舎等の整備や学習支援員の配置等を含む学校教育の充実、新規就農・商工業者への支援強化など、人口減少対策や地域活性化の推進に積極的に取り組んでまいりました。また、その財源としてふるさと納税の積極的な推進により、自主財源の確保にも努めてまいりました。

日本全体で人口が減少しているところですが、曾於市の人口減少の現状を把握しながら、今後も人口減少対策や農業活性化の推進、地域活性の推進など、さらに取り組んでいく必要があります。

1の③、地域振興住宅の計画についてお答えいたします。

地域振興住宅については、人口の増加及び定住促進を図り、地域の活性化に資することを目的に、低廉な家賃で賃貸する住宅として計画されたものです。現在、127戸が建設され、本年度も8戸が予算化されております。しかしながら、多額の建設コストを要することから、今後は事業を縮小しながら、これにかわる宅地を低価格で分譲する事業や住宅建設に補助する事業への転換を検討中です。

2、観光資源開発としての岩川芙蓉基地跡活用についての、①芙蓉の塔の来場者数についてお答えをいたします。

実際の来場者数については把握していないため、芙蓉の塔に設置しております記帳簿に記載された人数を報告します。平成27年度は164件、延べ251名の記帳がありました。平成28年度は152件、延べ256名の記帳がありました。個人での来訪のほか、曾於市観光特産開発センターのツアーにも組みまれており、平成27年には7回実施され174人を、平成28年度は3回実施され59人の来場者の実績が報告されております。

2の②トイレ・駐車場等の整備についてお答えをいたします。

芙蓉の塔記念碑の敷地内にはトイレの整備はされておらず、慰霊祭など催し物の際は、埋蔵文化財センターのトイレを使用している状況です。駐車場についても埋蔵文化財センターの駐車場を利用しております。

2の③、遺品収集及び展示の考えについてお答えいたします。

芙蓉部隊に関する資料については、ライフジャケットなど、数点が芙蓉の塔に隣接する曾於市埋蔵文化財センターに展示されております。資料については、随時、持ち主の承諾を得て収集していますが、ある程度の資料が集まりましたら、郷土館等にコーナーを設け展示したいと考えております。

3、道路行政及び安全対策についての①東九州自動車道曾於市管内の事件・事故等についてお答えいたします。

東九州自動車道の曾於市管内での事件は、過去5年の間では1件も発生しておりません。事故につきましては、平成24年からの5年間で、毎年5件前後、合計で29

件の事故が発生しており、負傷者総数は25人、死者数1名であります。

3の②、国県との協議、安全対策についてお答えいたします。

東九州自動車道は、流通や観光等によって経済効果をもたらす貴重な社会基盤であり、市といたしましても早期全線開通を国に要望しています。移動手段の利便性向上の反面、車両の高速化により事故が重大化しており、管轄する大隅河川国道事務所においては、安全対策として、進行方向と逆方向に走行する逆走防止や走行中のはみ出し防止のための中央分離帯の設置が主な対応とのことです。昨年度は曾於弥五郎インターチェンジへの侵入を誘導する路面標示やラバーポールの設置、カラー舗装を実施したとのことであります。

以上です。

#### ○9番（八木秋博議員）

では、数点ずつ、ちょっとお伺いしてまいります。

まず、第1項目の分、①、②はちょっと割愛ということで直接的には割愛しますが、答弁の中で③の地域振興住宅の総括の中で理由は何かということを取りあえず質問してありましたんですけど、答弁として「多額の建設コストを要することから、今後は事業を縮小しながら、これにかわる宅地を低価格で分譲する事業や住宅建設に補助する事業への転換を検討中である」という答弁がございますけど、前回、第1回の定例会におきまして、同僚議員の質問に対して「人口増対策については、いろいろなアイデアを生かし、一歩ずつ進めてまいる」との答弁、あるいは、第二次曾於市総合振興計画においては、その転換を今後は一時的な人口増による地域活性化から定住促進につながる長期的な人口増対策、ソフト事業への取り組みとあるが、このソフト事業とかアイデアとかちゅうのは、具体的に言えばこのことでしょうか。もし、具体的な部分がありましたら。

#### ○市長（五位塚剛）

地域振興住宅の役割は、非常に大きなものがあつたというふうに思っております。ただ、お答えいたしましたように、1戸当たり、やっぱり、土地取得、造成、建物工事などと1棟当たり1,500万円の大きな金額がなりまして、やはり、このことをずっと続けていくと財政的ないろんな問題があるようでございます。それで、これについては縮小しながら、どうしても農村部の小学校の複式学級の解消とかいろんなのが出てくるでしょうから、そういうときには、やはり、一定は必要だというふうに思っております。それにかわる事業として、安い1坪1万円ぐらいで宅地分譲ができないかということいろいろ検討してきまして、具体的にことしからそれを2カ所、進めていきたいなと思っております。あと、場合によっては民間の方々にある程度の住宅をつくってもらって、そこに家賃の小学校がいる、子供が小さいの

がいる人たちに限って、限定して何年間か補助をするとか、いろんなやり方があると思います。総合的にどんな支援ができるかというのを、今後、担当課を含めて総合的に検討させていただきたいと思います。

**○9番（八木秋博議員）**

答弁の中で事業を縮小しながら、ということでございますけど、これではもう30年度からは予算も入れていないですよ。これについてはどういうふうに理解したらいいんですか。縮小ですか全廃ですか。

**○市長（五位塚剛）**

全廃は一応、考えておりません。できましたら、今まで大体10棟前後ずつやってきましたので、今、予算化はこの8棟をしておりますけど、せめて5棟ぐらいまで、やっぱり今回を見ても、ちょっともう申し込みが減少しております。だいぶいろんなところで波及効果もありまして、申し込みの方々もちょっと落ち着いてきた部分もありますので、また、土地の確保もなかなかやっぱり大変でした。そういう意味で5棟ぐらいは予算化をして、農村部の学校の周りに、やっぱりいろんな問題が発生しますので、それを解消するためにはそれをして、その残りの予算で、やっぱり宅地分譲することによって確実に建物をつくってもらって、それがまた最終的な固定資産税、また、いろんなことで人口がふえるわけですので、その事業のほうが魅力あるのではないかなというふうに思っております。

**○9番（八木秋博議員）**

少し安心しましたですけど、外部的に見ると、中山間地域ちゅうのは曾於市全体そうなんでしょうけど、曾於市から見ると、まだ中山間地域ちゅうことで恵まれない地域がございますんで、この地域振興住宅に関しましては柳迫あたりがいい例で、かなり好事例ということで、他自治体も注目している部分がございます。それからまいりまして、ある程度は目的は達したということも言えるでしょうけど、まだまだこれがほしい中山間地域ですね、例えば、大隅でいくと南校区、恒吉校区とか、大隅北校区もそうですけど、まだまだ末吉地区でも高岡地区とかちゅうのは、余りこれもないし、まだその即要望があるということはないでしょうけど、こういう事業があるということ自体は今後も守っていくべきじゃないかと思っておりますけど、市長、見解はいかがですか。

**○市長（五位塚剛）**

今、言われました大隅の南校区は、やはり、若い人たちが地域に帰って来ておられて、農家住宅を建設しようと思ってもなかなか農振地域との関係もあって、また畑かん事業の関係もあって、もう建設ができないという、そういう悩みがあるようでもございました。しかし、まちから通いながら通勤農業をされている人もいらっしゃる

やいますけど、行く行くはそういう人たちが地元で自分の持家をつくって生活していただきたいというのを考えておまして、地域の皆さんたちの協力を得ながら土地を取得できれば、そこに地域振興住宅、また宅地分譲事業も進めていきたいというふうに思います。今後、具体的に地区の要望を聞きながら対処していきたいというふうに思います。

#### ○9番（八木秋博議員）

いろんな分で努力なさっているということは評価いたしますけど、1つ例を聞いてほしいんですけど、少子化、学童の不足ということで、私の地元でもありますけど大隅北小学校、合併当時は77人ほどを数えておったんです。これは77人ちゅうのは、曾於市で末吉、財部、大隅、諏訪、月野、その次が大隅北小ぐらいの6番目ぐらいの生徒数だったんですけど、いかんせんそれが今もう三十数名、ことしは入学生が10人ございました。10人。来年を危惧しておるんですけど、来年のとりあえず予定者は1人なんです。1人。その1人は私の出身地、梶ヶ野の方なんですけど、これが1人というのは、どうしても親御さんが承諾しないというか、何かほかの方法を考えていらっしゃるみたいで、今、苦心しているんですけど、この話を聞いて、市長、どういうふうに説得したらよろしいでしょうか。

#### ○市長（五位塚剛）

非常に難しい話でありまして、当然、親としては学校校区は大隅北小学校の校区になると思いますので、当然、義務教育上はそうなると思います。ただ、1年生が1人であると、当然2年生との複式学級という形になって、非常に大変だなと感じます。そういうことで、親御さんは何らかの方法を検討されているんでしょうけど、やはり、今回、大隅北小の近くに宅地分譲をやりますので、早く事業化して、できたらすぐに売をかけますので、早く対象者になる方が来てもらいたいなと思っておりますけど、引き続き、地域に、小学校に残っていただいて学校に出してもらうように、教育委員会、また地元のPTAを含めて一緒をお願いをしたいなと思います。

#### ○9番（八木秋博議員）

説得を市長のほうからございましたですけど、私も苦心しているということだったんですけど、話はちょっとそれるかもわかんないんですけど、説得方法は今2つ話をしてございます。どういうことかと、まず1つは、梶ヶ野から大隅北小まで約4km近くございます。親御さんは、どうせ送り迎えをするならほかんとところに送り迎えしたいという話がございます。ということは、梶ヶ野から大隅北小に行くも梶ヶ野から末吉に行かせるも岩川に行かせるも同じぐらいの距離だと、それはどうして解決したらいいかという、前回も通学バス関係で問題になってはいますが、きっと市長は考えてくれるはずですからという回答はしてございます。もう1点、先

ほど義務教育の云々ということで複式がございましたですけど、今1年生は10人ございます。10人あるということは、1、2年生は9人以上でしたら複式じゃないんです。ということは、11人になりますから1年生が入ったら1人の生徒に1人の先生がつくというマンツーマンになるんです。そういうのはどうでしょうかということで、あめと言うふうはおかしいですけど、そういうふうな利点を差し上げているんですけどいかがでしょうか、その通学バスに関しての、それとマンツーマンに関して、市長もしくは教育長でも感想がございましたら。

**○市長（五位塚剛）**

今の話を初めてお聞きいたしましたので、総合的に判断しなきゃならないと思います。ただ、通学バスについて、これは財部のほうではスクールバスという形ですしておりますけど、まだほかのとはしておりません。この問題も大きな課題であります。今、即答はできませんけど、教育長もいろんな苦心されていると思いますので、できたら教育長から答弁していただくほうがありがたいかなと思います。

**○教育長（谷口孝志）**

今2点ほど出されました通学方法の件ですが、今、財部地区では小学生も遠距離の児童はスクールバスを使っております。このことにつきましては、特に大隅地区ではこれまでもそのような希望が出ておまして、このことについては、特に今回の場合でいきますと、梶ヶ野地区からたった1人の小学1年生が通学することになります。そうした場合に近くに上級生がおって一緒にということになるとまた別でしょうけど、行き帰り、特に小学生は帰りの場合は早く帰りますので、1年生は、そのことを考えますと、やはり何らかの対応ができればというふうには思いますが、この場で今そういうふうにやりますということは即答できませんけど、いずれにしても何らかの形で検討しなきゃならないときに来ているのかなということは思っております。

それから、もう議員のほうでもおっしゃいましたように、このままいきますと来年度、1、2年生が11人となりますとその1年生の子は担任の先生と1対1で、非常にきめ細かな指導をしてもらえると、そういう利点は確かにあると思います。利点のほうで申し上げなきゃなりませんので、そういうふうな形になるとまたいいのかなということは思っております。この学級編成については今申し上げたとおりですが、いずれにしても、その保護者が大隅北以外のところに例えば行きたいとかいうふうに思われたときには、またいろいろ事情等も考えながら相談を受けて協議をすることになるかというふうに思います。

**○9番（八木秋博議員）**

ぜひ、早い解決策をお願いしたいと思います。

話は前後しますが、この地域振興住宅に関してのことですけれど、先ほど市長のほうからもちよつとございましたですけど分譲です。確かに、坂元地区には土地を提供されてそれを9区画ぐらい分筆して分譲という計画がございます。決してそれを反対するわけじゃないんですけど、方法論というのはかなり練ってほしいんです。というのは、ただ単に坪1万円にしたからそこに募集掛けたらすぐ入るということはないんです。なぜかという、いい例が坂元のウッドタウン、これは旧大隅町時代、平成5、6年に計画募集して、たしか27区画ぐらい、これも分譲と市有住宅と混合で売り出したところなんですけど、まだ二十四、五年たっても3区画ぐらい余っているんです。しかも分譲したのは7区画ぐらいで、あとは全部市有住宅と、かつ地域振興住宅が5棟、ということになると、これはただ単に分譲したからということでああいう場所に即入るといふことは、土地をただにしてもなかなか難しい部分があるんじゃないかというようなことがございますんで、先ほど市長のほうで地域振興住宅はゼロじゃないよということですので、その部分にも幾らか期待したいと思っておりますけどどうですか、市長、そういう部分はございますか。

○市長（五位塚剛）

大隅北小のPTAの方々を含めて、地域の方々が具体的に、来年よそから転入者を見つけてこれれば宅地分譲で準備しておりますけど、区画についてはそういう地域振興住宅も場合によってはあり得るといふふうに思っております。なるべく早く、具体的にそれができるように工事を進めていきたいといふふうに思います。

○9番（八木秋博議員）

はい、わかりました。では次、第2項目めにまいります。

来場者等がちょっと答弁ございましたですけど、これは、芙蓉の塔の参拝者といふか、これもう記帳されただけの数字だろうかと思いますけど、本当に理解しているのかということなんですけど、私が先ほど申しました注目されている、どれほど注目されているかという、ちょっと話をさせてください。説明いたします。県内数多い特攻基地です。知覧があり万世があり鹿屋があり串良があり出水があり国分があり、その他、近くには都城もございましたけど、この中で岩川基地は、特攻基地ではあるけど普通の特攻基地じゃないんです。特質されるのは、命を無駄にしなかったということで、今評価されております。どういう評価があるかという、2年前ぐらいですか、劇団メリーゴーランドのJUDY、これは劇です。それと渡辺洋二さんの「特攻拒否の異色集団彗星夜襲隊」、それと柳田邦夫さんでもございます。それから、最近は、昨年ですか石川真理子さんの本で「五月の蛍」ということで小説にも出してございます。これは、それぞれもう岩川を舞台にした分です。それと、テレビ愛知で「芙蓉部隊特攻せず」、あるいはテレビ東京でも「芙蓉部隊

特攻せず」を放送されております。NHKでも特番を組んで放送されているようでございます。地元が知らないところで進んでいるんです。認知されております。それと、一番、私自身ショックを受けたのは、昨今、SNS、スマートフォンの世界で、一番身近なところではポケモンです。ポケモンGOでかなり想像した部分がございますですけど、このアニメアプリゲームの中で艦隊コレクションという聖地巡礼旅行記で、これは恐らく募集人も聞くと400万人ぐらいおるらしいです。そのアニメの世界の巡礼で、「艦これ」と通称言うんですけど、秘密基地という項目がございます、これで岩川の芙蓉基地が出ているみたいでございます。ということは、まず、これはアニメのゲーム内ですけど、400万人以上の方が岩川の芙蓉部隊というのを目にしていくということですそれがあまして、恐らくこの記帳にも幾らか変な、変なとかどうしてこういう方がいらっしやっただろうかという記帳もございましたと思うんですけど、いろんな書き込みがございます。トランプ大統領が書き込みをしていますけど、これのように、もうほとんど書き込みが時代を席卷しているような感じがございます。この書き込みの中をちょっと見てみますと、インターネットを引いて皆さんも恐らく出てくると思いますが、「秘密基地は秘密のままでいいのか。そのために何もないのか」という文面で、芙蓉基地を訪ねたけど何もなかった」と「こういう形で注目を浴びることになったのだから、売り出していないと損だよ」と「曾於市の役所に提督はいないのか。ここにこそ知覧並の資料館をつくるべきだ」または「この辺はお茶の産地で牛の産地らしいな」というような書き込みもございます。これは、本当に我々が知らないところでいろいろ認知されております。市長は先ほど、確か前回の質問でも感想は消極的だなという感じがしましたんですけど、どうですか、この書き込み云々という恐らく市長も初めて耳にしたんでしょうけど、御感想をひとつよろしく願います。

#### ○市長（五位塚剛）

芙蓉部隊につきましては、地元の方々がいろんな形で頑張っていていただいております。また、演劇についても実行委員会をつくっていただいて、かなりの人たちが見ていただきました。やっぱり感動を覚えるものでありました。そういう意味では、大隅の芙蓉部隊の役割というのは、先ほども言いました命をむだに捨てるなという美濃部さんのあの言葉のとおり、貴重な存在だと思っております。そういう意味では、何らかの形で残すというのは非常に大事なことですけど、ただ、そういう資料館をつくるとなると非常に財政的なものもありますので、どんな形ができるのか、ぜひまた検討させていただきたいと思っております。そういう意味では、今インターネット時代に入っております、いろんな形で今、言われたような動画を含めた形でのいろんなのがあるようでございますので、曾於市をいろんな意味でPRができるん

でしたらこれは大事な御意見ですので、参考にさせていただきたいと思います。

#### ○9番（八木秋博議員）

いいのが書いてございます。第二次曾於市総合振興計画、この観光部分に関して、も新たな観光資源の発掘PR、本市の観光資源を発掘、撮影等を働きかけ、その後、保全、PRを行う、さまざまな手法により新たな観光推進体制を整備します。格好の材料じゃないですか。本当ですよ。笑ってらっしゃいますけど、冗談じゃなく、これは映画かドラマか、これを誘致するという、これは鹿児島県がNHKの西郷さんを誘致したような感じで、例えば、加治木あたりは、今度は島津義弘公を誘致しようというような運動がございまして。これになぞって曾於市も映画化かドラマ化かこういうことを誘致すれば、一挙に売り出されると思います。それと予算的なことを言われましたけど、これは今、隣に埋蔵文化センターがございまして、これもしっかりと機能しているというのはなかなか言いにくい部分がございまして。これは、幸い鉄筋コンクリートで、たしか県の改良普及所か何かの跡だと思うんですけど、改良をする術はあると思います。これを。現在、芙蓉基地跡、芙蓉の塔とはブロック塀で仕切っております。先ほどトイレの話もなさいましたけど、恐らく、あそこを参拝なさった方は別もんだらうということで、あそこのトイレを借りるということはないらしいです。どうしようかと迷って道の駅、あるいはコンビニ、あるいは近くの競り市場、あるいは竹山園、老健施設です。こういうところに借りに行っていらっしゃるみたいでございまして。それともう1つ、民間の遺跡もございまして、これもなかなか用をたすところもないし苦心していらっしゃるような情勢でございまして。岩川芙蓉会の話からもございましてですけど、せめて簡易のトイレでもしてくれんのだろうか、これはもう早急の要望ということですので、お聞きおきくださればありがたいと思います。

それと、検討なさるとのことだったんですけど、ぜひ、プロジェクトを組んでほしいんです。この入場者数も、恐らく質問がございましたとき、大隅町の福祉課のほうで調べたと思いますけど、なぜこれを商工観光課という課もできておりますんで、こういうところに委託するなりプロジェクトを組んでほしいんですけどいかがでしょうか。ましてや開発特産センターの松尾所長なんか、泣いて喜ぶと思いますけどいかがでしょうか。

#### ○市長（五位塚剛）

埋蔵文化財センターについても老朽化しておりまして、中の置物もほとんどもう手を入れておりませんので、やはり、そこの話がありましてうまく利用できないかという話も検討しております。今言われましたように、プロジェクト的なものをぜひ、またできないかということを示唆してみたいというふうに思います。

○9 番（八木秋博議員）

では、第3項目めに入ります。

唐突でございますけど高速関係の事件・事故は、今ここに書いてございますけど、何を言いたいかという、弥五郎インターを、市長、利用なさったことございますか。

○市長（五位塚剛）

はい。鹿屋方面やいろんなところに行っておりますので、何回も利用しております。

○9 番（八木秋博議員）

国、県との協議、安全対策ということで答弁がございました。昨年度は曾於弥五郎インターチェンジへの進入を誘導する路面表示やラバーポールの設置、カラー舗装を実施したとのことです。これは恐らく、苦心して、腐心して、もう本当にここにも書いてございますけど、私の知っている方がここを利用しているんですけど、逆走、これがかなり多いらしいです。これは、恐らくこの数字に出ない部分の逆走が多いんでしょう。というのは、あそこは無料化ですしゲートはないんです。しかも、なぜこんな進入を誘導する路面標示やラバーポール云々というのがございますけど、違和感がございます。なぜかという、全国を私なんか走っても、これほどにぎやかな入口というのはないんです。道路には赤とブルーの線がずっと引っ張ってございます。それと、看板もありとあらゆる看板がございます。恐らく知っている人はぱっと分かるでしょうけど、これは、これだけ国交省がやったということは、逆走が多いということを物語っております。何を言うかという、もう少し抜本的な方法というのは国交省はとってくれないんでしょうかというような市民の指摘がございます。逆走もこれだけ多いのになぜだということを考えたときにすると、入口が2カ所ございます。しかも離れてございます。まず、岩川小学校のほうから来ますと、鹿屋方向への出入口、それから高速道路を挟んで50mから100mぐらい行ったところに、もう一つ、これは鹿児島方面への出入り口と鹿屋方面からの出口が一緒になってございます。ということは、初めて通る方は入口が2カ所ある、出口が2カ所あるということは、おそらく気がつかないと思うんです。そうですから、逆走も多いかと思えます。これはなぜこういう形になったかといや、まさか、この高速道路は、野方が後で追加インターになりました。まさかその予算を食われたから、岩川弥五郎インターがおろそかになったということはないんでしょうけど、素人的に考えますと、一本橋をつくれれば大丈夫なんです。入口を1カ所にして出口は別なところに1カ所にして橋をつくれれば済むことなんだろうけど、こういうことを何か国交省あたりに要望する機会というのはございませんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

東九州自動車道の陳情というのは何回もあります。今言われるように、路面に鹿児島方面、鹿屋方面の区分けをするカラーの塗装というのは、本当珍しいというふうに思っております。そういう意味では、やはり、苦心した結果のあれだと思っておりますけど、それを今から改良してほしいということが国のほうが認めるのか、非常にまた難しい部分があると思っておりますけど、そういう声があったということと議会でも取り上げられたということで、あと逆走が実際どのぐらいあるのか、そのあたりも調査しないと当然、前には進まないでしょうから、そういうことも実際調査をさせていただきたいというふうに思います。

○9番（八木秋博議員）

身近なメリットとして市民が使います。利便性を求めています。それと安全性を求めています。これにかなうためには、かなり研究が必要かと思っております。この研究の必要性を要望いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日14日、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

---

散会 午後 3時22分

**平成29年第2回曾於市議會定例会**

**平成29年6月14日**

**(第3日目)**

## 平成29年第2回曾於市議会定例会会議録（第3号）

平成29年6月14日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第3号）

#### 第1 一般質問

通告第5 宮迫 勝 議員

通告第6 湊合 昌昭 議員

通告第7 岩水 豊 議員

### 2. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番 岩水 豊	2番 湊合 昌昭	3番 泊ヶ山 正文
4番 上村 龍生	5番 宮迫 勝	6番 （欠員）
7番 九日 克典	8番 伊地知 厚仁	9番 八木 秋博
10番 土屋 健一	11番 山田 義盛	12番 大川内 富男
13番 大川原 主税	14番 海野 隆平	15番 久長 登良男
16番 谷口 義則	17番 迫 杉雄	18番 （欠員）
20番 原田 賢一郎		

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

19番 徳峰 一成

### 4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜田 政継 次長兼議事係長 森岡 雄三 総務係長 吉田 宏明  
専門員 津曲 克彦

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	谷口 孝志
副 市 長	八木 達範	教育委員会総務課長	外山 直英
副 市 長	大休寺 拓夫	学 校 教 育 課 長	中村 涼一
総 務 課 長	今村 浩次	社 会 教 育 課 長	河合 邦彦

大隅支所長兼地域振興課長	東 山 登	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	吉 野 実	商 工 観 光 課 長	荒 武 圭 一
企 画 課 長	橋 口 真 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	桂 原 光 一	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	持 留 光 一
介 護 福 祉 課 長	小 園 正 幸	農業委員会事務局長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	川 添 義 一		

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第5、宮迫勝議員の発言を許可いたします。

○5番（宮迫 勝議員）

おはようございます。日本共産党の宮迫勝でございます。今回私は、大きく2つのことについて質問いたします。

まず1つ目は、五位塚市政の4年間を振り返ってであります。

早いもので、曾於市長選の告示まであと1カ月少しとなりました。6月11日の立候補予定者の説明会には、現職の五位塚市長と新人の今鶴治信氏の陣営が出席をいたしました。

説明会以前より市民の関心事は、立候補予定者はどんな人だろう、どんな政策を掲げているのだろうかという期待の声が聞かれました。しかし、流れてくる情報はそうはありませんでした。市民からは、デマはたくさんだと落胆する声と同時に、やっぱり2人の政策を生々の声で聞きたい、ぜひ公開討論会を開いてほしいという声が数多くあります。このことをまず紹介しておきたいと思います。

それでは本題に入ります。

①4年前の市長選で、五位塚市政になると交付税や補助金が来なくなるということが盛んに流されました。今回も市長選を前にして同じようなことが流されています。

そこでアとして、4年間でそのようなことがあったのか確認を求めます。

イ、交付税とはどのようなものか、定義と算出方法を伺いたい。

ウ、同じく補助金の定義と算出方法を伺います。

次にエとして、首長の違いで補助金の額が多くなる、あるいは減額されるということはあるのか伺います。

②として、4年前の市長選の公約で実現できたものは何があるのか。

3番目に、公約で実現できなかったものは何か、その課題は何か。

4番目に、五位塚市政の4年間、市政運営は何を基本に行ってきたのか伺います。

5番目に、市長選に当選した場合、向こう4年間どんな市政を目指すのか。

以上、五位塚市政の4年間を振り返ってみて市長の所見を伺います。

二つ目には、グラウンド・ゴルフ場についてお尋ねします。

曾於市民やグラウンド・ゴルフ協会から要望のあったグラウンド・ゴルフ場が完成しつつあります。そして、今回の6月定例会に曾於市新地公園グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例案が提案されました。芝の状況等を考えなければいけません、いつごろにオープンする予定か伺います。

2番目に、担当所管は社会教育課だと思いますが、建設課からの引き継ぎはいつごろ行うのか、またその際の注意点を述べてください。

3番目に、オープンまでにはどんな作業が残っているのか伺います。

4番目に、大会時に使う屋根つきの建物（本部席用）また机やイス、マイク、スピーカー等は完備できるのか。

5番目に、計画段階では無料との説明でありました。今回の条例では市外の方の使用料が有料となっていますが、その理由は何か伺います。

業務委託先はどこを考えているのか、理由を含めて述べてください。

7番目に、所管課と業務委託先はグラウンド・ゴルフ場は市民のための施設であること、そして使いやすい施設にするという認識が必要だと思います。そのためにはグラウンド・ゴルフとはどんなものか調査研究が必要だと思いますがどうでしょうか。また使いやすいグラウンド・ゴルフ場にするために、グラウンド・ゴルフ協会との意見交換が必要だと思いますが市長はどう考えますか。

市長の見解を伺いまして1回目の質問を終わります。

## ○市長（五位塚剛）

それでは、宮迫議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、五位塚市政の4年間を振り返っての①交付税・補助金のア、4年間でそのようなことがあったのかに対してお答えいたします。

五位塚市政としての4年間において、地方交付税、国庫支出金、県支出金の決算額の推移を見ますと、制度によるもの以外で減額されているような事実はありません。例えば地方交付税について、平成27年度決算額と平成24年度決算額を比較しますと1億1,682万4,000円の減、平成28年度決算見込み額と平成24年度決算額を比較しますと1億7,948万2,000円の減ですが、これは地方交付税制度による減額であります。

一方、国庫支出金について、平成27年度決算額と平成24年度決算額を比較します

と6億1,036万2,000円、26.9%の増となり、平成28年度決算見込み額と平成24年度決算額を比較しますと6億6,848万6,000円、29.5%の増であります。

また、県支出金について、平成27年度決算額と平成24年度決算額を比較しますと2億460万6,000円、12.3%の増となります。平成28年度決算見込み額と平成24年度決算額を比較しますと6億9,185万8,000円、41.7%の増であります。

1の①のイ、交付税の定義と算出方法はについてお答えいたします。

地方交付税は、地方交付税法により定められた制度として、国税の一定割合を財源とし地方公共団体の独自性を強化することを目的に、各地方公共団体の自主的な行財政運営を損なわずに、その財源の保障と均衡化を図り、交付税算定基準の設定を通じて地方財政の計画的運営を保障するための制度であり、普通交付税と特別交付税とに区分されます。

地方交付税総額の94%を占める普通交付税は、当該地方団体の標準的な財政需要である基準財政需要額から、標準的な財政収入である基準財政収入額を差し引いた金額を交付税基準額として交付するものであり、地方団体ごとの基準財政需要額の算定には、人口・面積等に応じた算定により各自治体へ公平に交付されております。

また、特別交付税は普通交付税の基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があることや、災害等のための特別の財政需要があることを考慮して決定されております。

1の①のウ、補助金の定義と算出方法はについてお答えいたします。

国が地方公共団体に補助金を交付する場合は、地方財政法の規定により交付を行っており、交付手続等については補助金等にかかわる予算の執行の適正化に関する法律により処理が行われております。

国が地方公共団体に交付している補助金等の特定財源を総称して国庫支出金といい、地方財政法はこれを国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金に分類した上で、国の責務や額の算定に当たっての原則等を定め、各地方公共団体に交付しております。

国は、補助金を特定財源として交付しておりますが、歳出の用途制限が設けられており、その用途の実績に応じて補助金が交付されているところです。

1の①のエ、首長の違いで補助金の額が多くなる、または減額されることはあり得るのかについてお答えいたします。

本市の普通交付税については、平成22年度をピークに平成23年度から毎年度減額されておりますが、主な要因として基準財政需要額においては人口の減によるものが大きく、また平成28年度は合併算定替による普通交付税の増加額の減額によるものが理由として挙げられます。したがって、本市のみ交付税が少なくなるというようなことはありません。

また、平成28年度の特別交付税について、災害のない地域については12%の減額が総務省から示される中、本市では台風16号等の災害復旧費の特別財政需要により、前年度に対して7,473万3,000円で10.3%の増でありました。

一方、国の補助金は、法令により用途が決められその用途の実績により交付されることから、本市のみ補助金が少なくなるというようなことはありません。

1の②公約で実現できたものについてお答えいたします。

13億5,000万円のフラワーパーク建設事業については、公約の最も大切な政策でありましたので、この事業費を削減し中止をいたしました。

また、敬老祝金については節目支給をやめて、予算の範囲内で75歳以上の全員に毎年3,000円ずつの支給を開始いたしました。

子育て支援の政策で、保育園・幼稚園の保育料の軽減を図ることができました。また、高校3年生卒業相当時までの医療費の無料化も行いました。

曾於の米を沖縄へ販売する事業については、J Aそお鹿兒島の協力を得て平成27年度はあきほなみを1,800俵、平成28年度は3,600俵の取り引きを行うことができました。

市長の退職金を廃止する公約につきましては、退職金を不支給にするための条例の一部改正を本年3月議会に提案し可決していただき、受け取らないことになりました。

以上、私が公約を掲げ実現できた事業等であります。

1の③公約で実現できなかったもの、課題は何かについてお答えいたします。

少額の年金でも入所できる老人ホームの建設ができませんでしたが、南之郷中学校跡地や高之峯地区の特別養護老人ホームの建設、そのほか民間のグループホーム建設など、ここ数年で多くの施設が開所されました。

平成29年度事業におきまして、空き家を利用した老人ホーム入居事業を計画しましたが、国が29年度からの新規事業については事業の採択がなくなったため事業を実施することができませんでした。

1の④4年間の市政運営は何を基本に行ってきたかについてお答えいたします。

市民にとって行政は、公平、平等でなければいけません。

今までに敬老祝金や商工業者の経営改善資金に対する利子補給補助金などを改善をいたしました。

また、開かれた市政、ガラス張りの市政運営に努力してまいりました。

さらに、職員に対しましては、市民・住民目線で仕事をするように指示をいたしました。その結果、職員の対応が大変よくなったということの評価をいただいております。

1の⑤向こう4年間どんな市政を目指すのかについてお答えをいたします。

市長選挙で、これまでの市政運営について市民の皆様方から審判を受けることとなりますが、再度市民のための市政継続を選択していただいた場合は、引き続き住民本位の市政を進めたいと考えております。

そして、曾於市がさらに元気になる施策を積極的に提案し、市民・職員と一体となったまちづくりを進めてまいりたいと考えます。

2、グラウンド・ゴルフ場についての①オープン予定時期にお答えをいたします。

芝の状況につきましては、順調に生育しておりますので、10月1日のオープンに向けて準備をしております。

2の②建設課から社会教育課への引き継ぎの時期と注意点についてお答えをいたします。

オープンまでのグラウンド・ゴルフ場の維持管理は建設課で行います。その期間の中では、社会教育課に随時引き継いでいきます。

注意点は、芝刈り作業で発生したくずが隣接する屋外プール及び住宅等へ流出することを防ぐことです。そこで、隣接する市民プール及び住宅街との境界に生垣などを植栽を計画しております。

2の③オープンまでに残っている作業についてお答えいたします。

現在は、雑草が繁茂しておりますので、芝は順調に生育しています。梅雨時期や台風襲来により、グラウンド・ゴルフの地面の洗い流しが予想されますが、定期的な芝刈り作業や肥料の散布、状況に応じて除草剤や砂を散布し、適切な芝管理に努め、オープン時にはグラウンド・ゴルフができる状態に準備をいたしたいと思いません。

また、グラウンド・ゴルフ場への案内看板の設置や施設管理備品、事務用品、用具を準備するために補正予算をお願いしているところです。

2の④大会時に使う設備や備品等についてお答えいたします。

大会時に使用する備品等は、今回の補正予算で簡易テント5張り、折りたたみ机10基、折りたたみいす30脚、ポータブル音響機材等を計上しておりますので、オープンまでには完備し対応したいと考えます。

2の⑤市外の方の使用料を有料にした理由についてお答えいたします。

近隣市町のグラウンド・ゴルフ場においては、市内居住者でも使用料金が設定されており、市外の居住者が使用する場合は市内居住者の1.5倍から2倍の料金を設定しているところもあります。

新地公園グラウンド・ゴルフ場においては、近隣市町を参考にし、市内居住者が使用しやすいように料金を設定したところであります。

2の⑥業務委託先についてお答えいたします。

委託先は、曾於市シルバー人材センターで考えております。

理由といたしましては、業務内容として芝の管理が主になりますので、芝刈り機等の作業に熟知した人材が確保しやすいと考えているからです。

2の⑦市民の施設、使いやすい施設にするための取り組みについてお答えいたします。

グラウンド・ゴルフ競技者は、現在末吉栄楽公園グラウンド、大隅弥五郎伝説の里多目的広場、財部城山総合運動公園などで競技されております。

オープン後の新地公園のグラウンド・ゴルフ場の運営に当たっては、グラウンド・ゴルフ協会と随時意見交換をしながら、市民の施設、使いやすい施設となるよう努めてまいります。

以上です。

#### ○5番（宮迫 勝議員）

それでは、2回目の質問に入ります。まず、財政の専門家である財政課長にお尋ねいたします。

今の市長答弁で、私の質問が間違いがないか確認を求めます。

#### ○財政課長（上鶴明人）

間違いはないところでございます。

#### ○5番（宮迫 勝議員）

私びっくりしまして、ここに今鶴治信後援会の討議資料でこういう文面があるんですね。国は自公政権です。保守系（自民党系）の私には、衆議院議員森山裕先生や県議会議員瀬戸口三郎先生が全面的にバックアップしてくださるので、他の候補者より多く補助金を持ってきますと。今の市長答弁、財政課長の答弁からするとこれはあり得ないことなんですね。

私は、昨年3月の定例会でも同じような質問をしております。当時の財政課長は、首長の違いにより補助金等が多くなる、または減額されるというようなことはあり得ないと明確に答弁をしております。私は、こういう選挙前になって市民を惑わすような間違っただ情報はぜひやめていただきたいと思います。

さらに、市民からの問い合わせってのがありまして、曾於市の職員が県庁へ行っても相手にされない、こういう話を聞いたんですが本当ですかって聞かれました。市長はこのことに対してどういう感想持ったか聞かせてください。

#### ○市長（五位塚剛）

私を含めて、教育長含めて、副市長また各課長、目的があって県庁のほうにお伺いして、またいろんな予算の願いとかいろんなことをお願いいたします。うちの曾

於市の職員が相手にされないということはないというふうに思っております。

○5番（宮迫 勝議員）

まさに信じられないようなうわさ話なんですね。当然曾於市選出の県会議員瀬戸口県議もいるわけだから、私はこのようなことというのはいくらもこういう地元選出の議員に対して失礼な話だなど思うんですね。

この曾於市の職員が県庁で相手されないんだということを話をされるっていう方がどなたかわかりませんが、私は瀬戸口県議に対しても失礼な話だと思います。市長はどう思いますか。

○市長（五位塚剛）

よく瀬戸口県議は曾於市選出の県議であるし、曾於市民のために仕事をいたしますと言っておられますので、当然そういうことがあったときは、瀬戸口県議のほうから県の職員のほうに当然ながら意見を言えると思いますので、そんなことないというふうに思っております。

○5番（宮迫 勝議員）

ということは、事実と違う宣伝ということになります。広辞苑という辞典があります。この中で、事実と反する扇動的な宣伝または悪宣伝、何々をするためにするうわさ話、中傷、このことをデマというふうに書いてありました。市長、今度の選挙で市民の方はこういうたぐいのデマや中傷合戦を望んでいるとお思いでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市民の方々というのは、やはり将来の市政のあり方についていろいろと期待されておりますので、事実に基づいて政策的な議論をしてもらおうということを望んでおられると思いますので、そういうたぐいのことについては期待はしてないというふうに思っております。

○5番（宮迫 勝議員）

私、お互いの候補者が市民に対して向こう4年間の政策を明らかにすることが大事だと思っています。今度の選挙戦に対してもそういう立場で臨んでほしいのですが、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市長選挙において、議会議員選挙でもそうですが、やはり地域の代表、また曾於市全体の代表になりますので、やはり公約、政策ですね、考えを市民に明らかにして、それを審判してもらおうというのが一番いい方法だというふうに思っております。

○5番（宮迫 勝議員）

そのためには何が必要なのか、今市民が求めているのはげなげな話やうわさ話ではなく、候補者の政策だと思います。今多くの市民が公開討論会を求めています。

市長は公開討論会に対してどういう考えか伺います。

○市長（五位塚剛）

基本的には、候補者同士が自分の政策、また自分の考え方を有権者の前に明らかにして、お互いに議論してそれをまた市民が有権者が判断してもらうというのは非常にいいことですので、そういう要請があれば私のほうもそういうのにはお応えしたいなというふうに思っております。

○5番（宮迫 勝議員）

先週の民放でも紹介しましたが、公開討論会が今鶴さんのほうがちょっと辞退をされたということで、市民の方は非常に残念がっております。できれば関係者の方々の御尽力で、ぜひこれができるように私も希望をしているところです。

今の市長答弁、財政課長の答弁で、市長の違いにより交付税もしくは補助金の増減があり得ないということがわかりましたので、次のところに行きます。

2番目の、公約で実現できたものこれについて、敬老祝金これを平成25年度の市長就任時からすぐに実施をしました。この中で、高齢者の方々の反応ていうか、どういふ反応があつたでしょうか。

○市長（五位塚剛）

25年9月から、敬老の日に合わせて予算の枠内で敬老祝金を支給をいたしました。民生委員の方々、また職員にも協力してもらいました。感想も多数寄せられております。ほとんどの方々が5年ごとの節目より、金額は少ないですけど3,000円のほうが平等に支給していただき、本当にありがたいという声を聞いてるところでございます。

○5番（宮迫 勝議員）

私も25年の9月に、実の兄貴がことし83なのでありがたかった、うれしかったっていうのを聞きました。ほかの方々も、早速仏壇に上げて本当に喜んでいうことも聞きました。その中で、額の多い少ないんじゃないんだと、全員に等しく平等に支給される、このことがうれしいんだという声もありました。ぜひこのことは、この祝金の事業については続けてほしいと思います。

次の子育て支援が私は非常に大事だなと思うんですね。知り合いの方の中で、今子育て真っ最中だと。保育園もしくは幼稚園の保育料が軽減されたということで、非常に助かってるっていう話も聞きました。隣の都城市の方は、曾於市はいいねっていう声も盛んに聞きます。市長の耳にはこういう声はどのくらい届いているでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この問題については、どこの自治体もいろいろと工夫しながらやってるようでご

ざいます。ある鹿屋に通勤されてる女性の方から、鹿屋のほうに子供さんを預けていたんだけど高かったってことでこちらのほうに、曾於市のほうに預けてみたら非常に、保育料が1万円ちょっとで済んだということで、本当子育てがしやすいという評価を受けました。

都城の方々の若い人たちから、曾於市は保育料含めて、また医療費が非常に無料化されて本当によく進んでるということをとくさんのところから聞いておりますので、さらにいろんな意味での支援を進めていきたいなというふうに思っております。

#### ○5番（宮迫 勝議員）

あと紹介したのが、高校3年卒業相当時までの医療費の無料化であります。これを制定した当時は、全国的に先がけて珍しい取り組みだったので、議会の中でも賛否両論ありました。しかしやってよかったなと私は思っております。

今では、九州内を含めていろんなところの議員の方々の研修も来ております。ぜひこれも、曾於市だけじゃなくて近隣の自治体へつながっていくように私は願っているところであります。

次の3番目の公約で実現できなかったものについては、年金で入所できる老人ホームの建設ができなかった。ある方から、曾於市のこういう計画の中で民業を圧迫するじゃないかという電話もいただきました。

これらに配慮したこともあるだろうけども、だけどやっぱりこれは何かしらで取り組まなくちゃいけないと思うんですね。この間、市民の方からこの老人ホームに関してはぜひ取り組んでほしいという声を直接に聞きました。これについての市長の見解を伺います。

#### ○市長（五位塚剛）

これも私の公約でありました。公約をなぜ出したかというのと、やはり年間わずかな、収入のない、年金の少ない方々が将来不安に感じたから公約に掲げました。同時並行的に、民間の方々がいろいろと特別老人ホームとグループホームをずっとこの間建設されてきましたので、その推移を見ながらきました。最終的には、空き家を利用した老人施設がモデルがありましたので、それを取り組もうということでもいろいろと担当課のほうで準備をいたしました。

29年度の予算に取り入れる予定でありましたが、継続の場合は認めるけど新規についてはもう採択をしないということになりまして、非常に残念な思いでありました。国はやっぱりそういう大事なものは、予算をこういうのはつけるべきだということを考えておりましたけど、このことについては引き続き何らかのことができないかということを検討はしていきたいなと思っております。

#### ○5番（宮迫 勝議員）

このことについて、先日若い方、50代の方からも、五位塚市長にぜひ老人ホームに対しても実現してくれという声を預かってきました。今の若い人からのこういう声もあるんだよってことを市長はとめておいてください。

次に、4番目の市政運営の基本、公平、公正、平等、そしてガラス張りの市政運営、職員に対しては市民住民目線で仕事をするようにと。その結果が職員の対応が大変よくなっているという評価をいただいたと。確かにこれは私もよく市民の方から聞かれます。職員の対応が非常によくなったねという声は聞かれます。

それと同時に、さっき私にその意見を言われた方は、職員の対応が大変よくなったんだけど、次は職員の質の向上を図ってくれということでした。例えば、専門職とかそれから仕事に置いても、窓口でも自分の担当だけじゃなくても隣の机の人の仕事もできるような、そういう質の向上を図ってくれという意見でありました。これについてはどうでしょうか。

#### ○市長（五位塚剛）

新しい職員を採用した場合に、新人職員の研修を行っております。基本的には、市民から見た場合には初めての新人の職員でも、市民からは全く同じ職員として見っております。ですから、新しい新人の職員も、基本的な市の仕事について勉強なさいということを行っております。

同時に、隣の方の仕事の内容はどういう仕事なのかということも含めて勉強しながら、一日でも早くお仕事を覚えてほしいと言っております。

同時に、先輩の職員たちも、当然3年から長い人で5年ぐらいで異動はいたしますけど、もうそうすると市の全体の仕事の内容を掌握した、どんなことがあっても基本的なことは相談に乗れるような意識の変化をなさいということも常々言っておりますので、だいたいそれは進んで来てるのではないかなというふうに思っております。

#### ○5番（宮迫 勝議員）

ぜひこういう市民の方の声に応えるような職員を育ててほしいと思います。

向こう4年間の市政、住民本位の市政、市民のための市政、これは私ももう当然だと思っております。やっぱり大事なものは、市民と行政、課長級もですけども、職員等が一体となって垣根のない取り組みが必要だと思います。さっき言ったように、市民、住民目線での取り組み、これも含めてぜひ当選なった場合には目指してほしいと思います。

一つだけ、今回の公約には載せられなかったけども、市民からの要求要望というのはなかったのか。特に子育て世代の方々からの意見はなかったのか、これを一つだけ伺います。

○市長（五位塚剛）

若いお母さんたちと話す機会がこの間ありました。子育ての問題で、場合によって都会から曾於市に、全くここ出身じゃないところに旦那さんの関係で曾於市に來られた。

それで子育てを今してるけど、子育てで自分の両親がこっちにいないから、そういうときにいろんなことで相談ができることができないということで、そういう子育ての具体的な悩みを聞いてもらえるような、そういう支援センターみたいなものをやはり各町につくってほしいなという声がありました。これも非常に大事な声があります。

また、そのほかいろんな声がありますので、まだ具体化できないものがありますが、今後取り組むものについては取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○5番（宮迫 勝議員）

ぜひ若い世代、子育て世代の意見を聞きながら、まちづくりに努めてほしいと思います。

次にグラウンド・ゴルフ場です。私はオープンについては慌てる必要はないなと思っておりました。きのう新地公園に行ってきました。きれいに整地をされ、芝生がもうある程度根づいておりました。職員の方が数名で作業をしており、ここ数日間の雨の関係で砂が流れたところを確認しながら砂の補給、砂を入れるとこですかね、この辺のところの確認をしておりました。

これから芝の発育の作業を見守りながら、肥料をやったり除草剤の散布などを話してくれましたので安心したとこでありました。担当の方、工事関係者の皆さんには敬意を表したいと思います。

先ほどの市長答弁では、10月1日をオープンにしたいということですが、発表はいつごろにされる予定でしょうか。

○市長（五位塚剛）

10月の1日ということで条例の提案をいたしましたので、この夏の8月、9月の状況を見て、ここ2カ月ぐらいで相当な芝が生育するだろうというふうに思っております。

毎週芝を刈りながら、肥料やりながら専門家にやっていただいておりますので、9月ぐらいには、グラウンド・ゴルフ協会の方々とは横の連携を取り合っておりまして、芝の状況を見て10月から使えるようにオープン式をしたいなと思っておりますけど、なるべく早くお知らせはしたいというふうに思います。

○5番（宮迫 勝議員）

次の2番目、建設課からの引き継ぎについてでありますけども、引き継ぎまでは建設課が維持管理を行うということで安心をいたしました。ただ、引き継ぎ後の管理は社会教育課になるので、この芝の生育管理についての知識ですよ、これをある程度は備えてほしいと思うんです。

ただ、この10月1日の間でも建設課が維持管理をするんだというんじゃなくて、ある程度は一緒に行きながら維持管理についてのノウハウをちょっと身に付けてほしいなと思うんですけども、社会教育課長どうでしょうか。

**○社会教育課長（河合邦彦）**

10月1日に引き継ぎを受ける予定ですけども、当然ながら芝の管理のプロフェッショナルとなる建設課のアドバイスをいただきながら管理をいたしたいと思っております。

**○5番（宮迫 勝議員）**

先ほど言ったように、草が伸びてる関係で除草剤も振らなくちゃいけない、そして芝のためには肥料も振らなくちゃいけない、雨が降った後の砂の埋め戻しもしなくちゃいけないというようないろんな作業が残っていますので、これはもう建設課と社会教育課でぜひ連携を取りながら進めていってほしいと思います。

次の4番目の大会時に使うところに行きたいと思います。

社会教育課の担当の方は、これまでにグラウンド・ゴルフの大会に参加されたことがあるか確認いたします。

**○社会教育課長（河合邦彦）**

夏場、スポーツ推進委員が主催いたしますグラウンド・ゴルフ大会を実施しております。その際、社会教育課の職員協力しながら運用しております。

**○5番（宮迫 勝議員）**

グラウンド・ゴルフ協会の方々がこれまでにいろんな大会に参加をされております。そして、自分たちで大会を開催してきた経験があります。この協会の方々もぜひ維持管理というか、その他の大会については協力をしたいってことなのでぜひ、市長はそっき横の連携はとれてるって言いましたけども、社会教育課においてもグラウンド・ゴルフ協会の方々ともぜひ連携を取って、ノウハウを生かしていただきたいと思っております。どうでしょうか。

**○社会教育課長（河合邦彦）**

グラウンド・ゴルフ協会の方々メインに使われる部分ございますので、当然使われる方と話し合い、協議をしながらグラウンド・ゴルフ場の運営を図りたいと思っております。

**○5番（宮迫 勝議員）**

今回のこの条例の作成に当たっては、どこの条例を参考にされたのかお伺いします。

○社会教育課長（河合邦彦）

曾於市では、グラウンド・ゴルフ場として弥五郎伝説の里がございますけども、弥五郎伝説の里及び全国のグラウンド・ゴルフ場の条例等を参考にして作成させていただきました。

○5番（宮迫 勝議員）

私は、この今回出された条例案でちょっと気になったのが使用時間なんですね。オープンの時間と閉まる時間、夏でも冬でも9時から5時までなんですね。私がちょっと調べたところ、鹿屋では8時半から午後5時まで、ただし4月1日から9月30日までは8時半から6時までとするという幅があるんですけども、こういうところの弾力的な運用は考えられませんか。

○社会教育課長（河合邦彦）

条例の第6条に、使用時間及び休業日等と規定しておりますけども、その第3号の中に、前第2号の規定にかかわらず特別な事情があると市長が認めたときはという項目がございますので、使用者と打ち合わせをしながら随時対応したいと思っております。

○5番（宮迫 勝議員）

私が言ってるのは、使用時間のもう条例の中でただし書きでうたったほうが利用者にはわかりやすいんじゃないかと。ただし書きでのは使用者にはなかなか伝わらない、その都度市長が認めないと時間の変更ができないわけですよ。ただし書きがあれば夏場、4月から9月までは時間を延長も含めてできると思うんですね。

夏場で午前9時からっていったら、もう相当日が昇って暑いと思うんです。今後の文厚の委員会の中で審議されることですけども、その審議の中で弾力的なこのただし書きを含めてできるのかどうか、そういう余地はあるのかお伺いします。

○社会教育課長（河合邦彦）

管理を委託してるわけですけども、その管理者と使用者と協議して、弾力的に運用してもらうようこちらのほうからもお願いいたします。

○5番（宮迫 勝議員）

例えば、シルバー人材センターがこれを多分、今さっきの答弁では委託をすると、ここの協議っていうことですか。条例ではただし書きでうたわずに、ここの口頭でやるっていうことで理解していいですか。

○社会教育課長（河合邦彦）

社会教育課ではいろんな施設を管理しております。当然、使用に際しては管理者

との協議、それぞれ弾力的に対応しておりますので、その範囲内で実現は可能だと思っております。

○5番（宮迫 勝議員）

実現は可能だけでも、私が言ってるのはちゃんと条例で、ただし書きでもいいからうたったほうがいいんじゃないかっていうことなんですけども、再度確認します。

○社会教育課長（河合邦彦）

条例につきましては、これで運用させていただきたいと思っております。先ほども申し上げましたけども、社会教育課の施設それぞれ現場の係員が弾力的に対応致しておりますので、その範囲内で対応したいと考えております。

○5番（宮迫 勝議員）

私は最初に、このグラウンド・ゴルフ場は市民のための施設だと、楽しめる場所だと、だから市民のための施設、楽しめる施設にするためにはそういった硬直的な態度ではなくて、やっぱり夏場の9時ったらもう相当さっき言ったように暑い時間帯なんですね。5時たらまた日が昇ってます。だから、そういうただし書きでうたえばできるんじゃないかなという提言をしてるんですけども、まだそういう課長は考えでしょうか。

○教育長（谷口孝志）

宮迫議員のおっしゃることはよくわかります。しかし、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、また議員もおっしゃったように、あくまでもこのグラウンド・ゴルフ場は市民のための施設ということでつくるわけですから、先ほど条例の中で特に市長が認める場合というのは、例えば前もって大会等を実施する場合に、今回の大会については5時までちょっと終わらん可能性があるんで、そういう場合にはあらかじめわかるわけですね。

それから、例えば施設の管理運営をしていく中で、当日その場であってもちょっとこれで終わらないので延ばしてくれないかというなのがあった場合には、これは当然我々の管理する側の裁量の問題になってくると思いますので、決していやもう5時までなってますからやめてくださいというな対応はしないと。

私は今宮迫議員のおっしゃることもよくわかりますが、この条例認めていただけたらとしてこれで管理運営をずっとしていったときに、今おっしゃるような不具合が出た場合は、そこはまたその条例のこれではちょっと対応ができないということで、また市民の方からの意見も出るでしょうし、それから我々側も当然もう一旦定めたらそれはもう不変のものだということではないと思いますので、基本的には市民のための使いやすい施設ということを基本にしていきたいと思っておりますので、とりあえずはこれで対応できるんじゃないかと私どもは考えてるところであります。

○5番（宮迫 勝議員）

私は逆に、最初から緩やかな基準を設けたほうが利用しやすいんじゃないかなという思いで、ほかのところの事例も紹介しながら提案したとこでした。ゆくゆくは市民の声が上がったらそういうぐあいに直せばいいことであって、ここで繰り返し同じ議論してもしょうがないので次にいきたいと思います。

シルバー人材センターに業務委託をされるということだけでも、芝刈り機等のほかに受付なんかもシルバーでされるのか、この点の確認です。

○社会教育課長（河合邦彦）

芝刈りにつきましてもシルバー人材センターに委託するつもりでございます。受付も同じくでございます。

○5番（宮迫 勝議員）

最後に、市長からもグラウンド・ゴルフ協会の方々とは横の連携も取ってるということで、また担当所管の社会教育課課長もぜひそういうグラウンド・ゴルフ協会の意見も聞きたいということでありましたので、問題があればその都度協議しながら、いい施設、楽しみやすい施設になっていくことをお願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分  
————— . ——— . —————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第6、刈合昌昭議員の発言を許可いたします。

○2番（刈合昌昭議員）

2番、自民さくら会、刈合です。

2つの項目について、質問いたします。蔵之町地区廃ビニールの洗浄施設の現状は。

①、3月議会一般質問以降の状況を示してください。

②、蔵之町地区の方々は、環境問題に対して大変、心配しています。市の対応を示してください。

③、蔵之町地区の廃ビニールを放置していることは、産業廃棄物にならないか、示してください。

## 2、自治会未加入について

①、自治会未加入の状況を示してください。

②、公民館等総会で、自治会加入者から、未加入者を積極的に自治会に加入させるべきであるという意見が多くなっている。行政だけじゃなくて、地域全体で取り組む必要がある。行政として、今後の課題、取り組みを示してください。

③、アンケート調査等の実施する計画はないか、示してください。

### ○市長（五位塚剛）

測合議員の一般質問に対して、お答えしたいと思います。

1、蔵之町地区廃ビニール洗浄施設の現状は、①、3月議会一般質問以降の状況について、お答えいたします。

廃ビニール置き場の現状は、余り変わっていない状況で、進展もないところであります。市民課といたしましては、4月に県廃棄物・リサイクル対策課を訪問し、適正な処理と撤去について、今後も連携して対処してもらえるよう、お願いをしてきたところでございます。

1の②、市の対応について、お答えいたします。

市といたしましては、設置者に対して1日も早く撤去していただくよう、お願いするしか方法がないところであります。また、新たに物が持ち込まれないように、定期的な現状確認を行い、設置者と今後も協議を続けてまいります。

1の③、産業廃棄物にならないのか、ということですが、新年度に入り、県に今後の対応をお願いに行ったところですが、県は有価物として廃ビニールを収集し、保管しているので、産業廃棄物には該当しないとの見解でありました。

2、自治会未加入対策についての①、未加入状況について、お答えをいたします。

平成29年6月1日現在で、市内全体で1万7,986世帯のうち、加入世帯が1万3,057世帯で72.6%、未加入世帯が4,929世帯の27.4%であります。旧町単位での未加入の状況は、財部地区が未加入世帯838世帯の19.8%、末吉地区が2,900世帯の34.2%、大隅地区が1,191世帯の22.5%であります。

2の②、行政としての今後の課題、取り組みについて、お答えいたします。

最近の自治会を取り巻く課題は、市街地では若年層の未加入世帯の増加、市街地以外では高齢化や若手不足による自治会活動の停滞などが大きいと考えております。

今年度の市の取り組みは、集落支援員制度を活用し、市街地に数多くの立地している集合住宅の居住者への加入促進を図ることに主眼を置き、現時点では集合住宅等の調査、情報収集などに努めている段階にあります。これは、集合住宅居住者の既存自治会への加入等により、清掃活動等に参加して、地域とのつながりを持っていただくことで、地域の活性化を図っていくものであります。

なお、「行政だけではない、地域全体での取り組み」については、重要なことであり、今年度は全地区公民館に出向いて、今回の推進事業について説明をさせていただきながら、各地域の課題を把握し、一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2の③、アンケート調査等の実施計画について、お答えいたします。

平成28年1月に全ての自治会長及び無作為に抽出した1,500人の市民の方に対して「自治会加入に関するアンケート調査」を実施いたしました。

今回の条例制定や事業内容については、その調査結果を受けて検討してまいりましたので、アンケート調査は、課題の洗い出しや解決に向けて、重要な手段の一つであると考えております。今後も、この事業を進めていく上で、必要があると判断されれば、適宜、実施してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○2番（渚合昌昭議員）

今、一回目の質問させていただきました。市長もなんですが、今、廃ビニールの立て看板立ってる状況です。もうこれも2年になるんですけども、市長も通勤途上に多分、あの看板を見ると思うんですが、感想を聞かせてください。

#### ○市長（五位塚剛）

この問題については、当初、廃ビニールを集めて、それを商品化するという目的で業者が始まったようでございます。途中で、私たちのほうにも陳情を含めて要請がありまして、業者とのいろいろな話し合いをして、結果的に業者はこの事業についてはもうしないということを表明されましたので、そういう意味では、早く撤去してもらいたいということを強く感じておりますが、今も看板が残っているということは、非常に残念な思いでございます。

#### ○2番（渚合昌昭議員）

本当に市長が言うとおりのことなんです。地元方にすると、本当にこの看板を早く撤去したいという気持ちで出てます。

3月、4月ですか、蔵之町地区の総会があつて、行きました。入った話をしました。そん中でも、やはり渚合さんて、早く看板をのかしたいというのが、本当に切実として、残ってるところがあつて、この話が出てから、ちょうどもう2年たちます。その時、皆さんからいただいた陳情書ももらって、そして議会で提案をしたというのが、まだ記憶に新しいところですが、もう一回、私、陳情書を読み上げてみたいと思ってますんで、よろしくをお願いします。

曾於市末吉町諏訪方蔵之町地区、廃ビニール破碎洗淨処理施設建設に対する反対陳情書。

陳情の理由、蔵之町建設予定地は、人家に極めて近く、地元には全く説明しないまま、用地の購入や、造成を行っています。特に、造成時は激しい振動や、騒音に悩まされました。どのような構造の施設をつくろうとしているのか、わからないまま、整備は進んでいます。狭く、曲がりくねった市道を大型トレーラーが通ると聞いており、子供たちの登下校、不安であり、交差点での接触事故も懸念されます。農業用の廃ビニールを破碎洗浄し、乾燥したものを輸出すると聞いています。現在は、沈砂池と称するものをかなり深く素掘りしています。場所が高台にあり、市道側からは見通しは悪く、子供たちが敷地内に入り、過って深い沈砂池に落ちることもあれば、大変な事態が想定されます。

台風や大雨が降った時、下流の用水路施設の決壊や、河川へのビニールの破片の流入も危惧されます。騒音、振動、粉じん、臭気、沈砂池の蚊の発生や、河川の汚濁、破片の流出等の環境問題も深刻であります。図面、設置機械や、沈砂池の仕様書、排水計画書、洗浄水の水質等を盛り込んだ施設計画書を要求しているのに、提示されない。地域住民を無視した施設建設は、絶対に反対です。という、839名の署名をいただいて、陳情をしました。

これから、大変、今私言ったんですが、業者に対するデリケートなものも確かにあります。怒らせても、あともうほったらかしってというところがあると心配だということも聞きます。じゃなくて、やはり県と、市と一体となって、そういうことの交渉をいち早くしてほしいというのは、私の希望でございます。

質問ですけども、県のほうには、そういったお話をされたか、お聞きします。

#### ○市長（五位塚剛）

この間の経過については、一回目で答弁いたしましたので、市の基本的な考え方ということを含めて、あと、県とのやりとりについて、市民課長のほうで掌握しておりますので、答弁させたいというふうに思います。

#### ○市民課長（内山和浩）

お答えいたします。

この間、新年度になりまして、県のリサイクル対策課のほうに異動もありましたので、4月の28日に、県のほうに出向いております。その時に、今までの経緯等をお話をいたしまして、これからも連携をして、対処していただきたいというようなことをお願いをしてきたところです。また、県のほうとしましては、廃棄物として、産業廃棄物なのかどうかということにつきましても、その時に話をさせていただきました。産業廃棄物ではないというようなこともいただいておりますが、今後取り組みについては、もう本当、住民も困っているので、対応していただきたいということをお願いをしてきたところです。

以上です。

○2番（渚合昌昭議員）

なかなか、前に進まないのもすごく歯がゆいことがあって、課長も一生懸命、県のほうに交渉されるのは、よくわかります。私としましても、今の状態がどれぐらい続くか、見えないところがすごく不安なんです。この件が、例えば、ある時、期限を切ることはできないのかどうか、お聞きします。

○市長（五位塚剛）

この問題は、期限を切るということは、できる内容ではありませんので、やはり県のほうで撤去命令を出してもらおうとか、そういう措置をしてもらうのが一番いいんだろうと思っております。そのことを含めて、再度、県のほうにも強く要請をしていきたいというふうに思います。

○2番（渚合昌昭議員）

課長、濟いません、窓口になってると思うんですが、業者の方とかとは、連絡はとれるんですか。

○市民課長（内山和浩）

今のところ、直接お会いできないところがありますので、代理人を通したり、あと、電話では、本人には連絡がとれているところでございます。

○2番（渚合昌昭議員）

その代理人の方は、弁護士か何かでしょうか。

○市民課長（内山和浩）

鹿児島県環境協会の方でございます。

○2番（渚合昌昭議員）

課長が市民課長になってまだ間もないんですが、やはり蔵之町のほうにいろいろな説明会に来られた方ということですかね、お聞きしますけども。ごめんなさい。女性の方でしょうか。

○市民課長（内山和浩）

今、ちょっと環境協会と申しましたけれども……。

○議長（原田賢一郎）

マイクを近づけてください。マイクを近づけてください。

○市民課長（内山和浩）

環境協会と申しあげましたけど、環境カウンセラー協会の森島さんという女性の方です。

○2番（渚合昌昭議員）

今、森島さんて出たんですが、この方の、最初から建設するという時から、蔵之

町自治会に来られて、いろんな説明をされた方です。実際の社長ですか、オーナーは、余り見なかったというのがあって、ちょっと心配をしてたんですが、本当にこの現実問題となってしまったというのは、変な話ですけど、本当にこう、最初から地元で説明がなく、そして取り組んだ内容がこういう内容になってきた、その果てには、今、廃ビニールは山のように積んである現状を、本当、どうしたもんかっていうのがあります。

課長、これ、どれの面積、量ってというのはわかりますか。推定してますか。

#### ○市民課長（内山和浩）

大体で申し上げますけれども、業者の方に見ていただいたところ、1,000トンから約2,000トンの間ということで、実際、中身といたしますか、かきの量がわかりませんので、外からの見た目ということで、話を伺っているところです。

#### ○2番（淵合昌昭議員）

本当、市長ですよ、行政として。もちろん有価物ということで、今はこの出てる内容なんですけど、最悪の場合は市として、何か手だてを打つ考えはないか、聞きます。

#### ○市長（五位塚剛）

個人の財産に対して、市が強制的に撤去するという事は、現実的にはできない問題であります。ですから、先ほどから言いますように、県のほうでやっぱり指導していただいて、県のほうで撤去命令を出してもらうという。これは大事なことで、そのように市からも再度、お願いをしたいというふうに思います。

#### ○2番（淵合昌昭議員）

今、市長言うとおりの、ぜひ県のほうにお願いしまして、ぜひとも早く、今の廃ビニールを撤去していただきたいというふうに思います。本当、今の状態でいくと、環境的なことも含めて、景観も悪くなっています。ちょうどカーブのところです、悪くなっていますんで、きょうも蔵之町の方が見えてますけども、大変心配しています。ぜひとも早い解決をお願いしたいと、一つ思っています。

それでは、次のこの項目に入ります。自治会加入のことですけれども、実はこの質問も、私もう2回をします。今、高齢化率が曾於市38%という、以上ということで、高齢化進んでいる中で、やはり各自治会、若い人たちが本当に何人かで運営している、とかいうとおかしいんですが、大変な思いしています。

一つは消防会費とか、あるいは公民館費とかいろんなことを含めながら、自治会一体でやっていくというのが、この自治会なんですけど、いろんな問題があって、未加入がないということ、加入、未加入の人は入ってくれないということに危惧しています。本当、どうなんだろうかって、すごく心配しています。何か市長、答弁あった

ら、お願いします。

○市長（五位塚剛）

全体的に自治会の未加入者がふえておりましたので、これはやはり自治会としても、公民館としても、また消防の後援会としても、いろいろ問題が発生しておりましたので、今回、地域コミュニティ活性化推進のための条例を提案いたしました。

具体的に、自治会加入をしてもらうために、今、動き出しましたので、見守っていただきたいなというふうに思います。

○2番（淵合昌昭議員）

実は、2年ほどになるんですが、地方創生の中で、ひと・しごとということで、特別委員会つくってやってもらいました。その中で、基本目標を4つ決めたことがあります。

1つは、地方における安定した雇用を創出する。もう1つが、地方への新しい人の流れをつくる。若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。4番目ですが、時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るための地域ともに連携するというところで、4つうたってるんですが、私はこれ、一番大事だと思ってます。

前も一般質問をした時に、やはりなぜ入らないんですかって、加入しないんですかっていったら、若い方は、役が回ってくるとかいう話があったみたいです。だけでも、私はそれは思うんです。いろんなことをして、役員をしながら、そして地元で溶け込んでいくと思うんです。そして、大変なこと多いですが、やはりそこには達成感とかいろいろなことあるわけですから、ぜひそこら辺を重視して、ぜひとも市民課が窓口になってますんで、PRしてやっていきたいと思うんですが、どんなでしょうかね。

○市長（五位塚剛）

自治会加入を進めるためには、いろいろ、相手の、なぜ入らないのかという理由があるようでございます。ですから、若い人たちが入った場合に、地域のいろんな活動があるということで、制約があって出たくないという声もあるようでございます。

また、自治会加入するために、もともと公民館何かを、自治会の公民館をつくった場合、その負担金を一定払わなきゃならないとか、そういう問題もあるようでございますので、その地域、地域によって、自治会の加入についてはいろんな問題があります。

当然、そのあたりを少しずつクリアしながら、やはり自治会加入することによって、地域のコミュニティが、この地域が本当の意味での基本になるんですよということを、私たち行政も、また地域の方々も一体となった取り組みをしない限り、理

解はできないだろうと思います。これはもう、お互いに努力するしかないというふうに思っております。

○2番（淵合昌昭議員）

課長に聞きたいんですが、この自治会の未加入の状態で行きますと、現在、全体で34.2%が未加入ということですよ。ちょっと私、10年前の資料を見ておるんですが、その時18%あったんです。平成20年だったと思うんですが、18%だったんです。それからすると、だいたい、未加入ふえてる中でいくと、5年、10年っていうスパンで見た場合は、どれくらいのパーセントいくか、もしわかったら教えてください。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

今、議員がおっしゃいましたとおり、平成20年でいえば、加入率が81.3%でございますので、未加入が18.7%ほどということでございます。平成25年度で、76.3%、その後、年度ごとに75.4、74.4、73.9、72.6、毎年、0.7%前後、多い時には1%減少している状況でございます。ですので、このまま進んでいくのであれば、10年で七、八%、この後10年間で七、八%も下がるということになりますと、六十数%になる、そのような計算が成り立ちますが、それは今までの情勢で進んだ時の話でありますので、例えば、地域に若い人たちが残っていただけるような、あるいは来ていただけるような施策が図られていくと、数字は変わってくるものというふうに思っております。

以上です。

○2番（淵合昌昭議員）

今、課長から報告があったとおりなんですが、本当にいろんな、これっていうのは、曾於市だけの問題じゃないと思うんですが、やはりこの人口、高齢化率と、未加入の問題が比例していくというのは、すごく心配をされます。自治会の中でもいろんな清掃作業も、相当無理してやっているとあります。そういうこと含めて、ぜひとも市としての、あるいは自治会加入するための方策を、あとちょっと先ほど、そういうふうには書いてるんですが、アンケートのほうに書いてるんですが、アンケートのことを含めながら、そして公民館に、総会のほうで結構ですので、市役所の方が来られて、そんな話もするのも大事かというふうに思うんですが、どんなものでしょう、その辺のことは。

○市長（五位塚剛）

行政としては、先ほどから申しましたように、自治会の加入率を上げていくというのは仕事であります。そうしないと、市の情報が正しく伝わらないというののも

りますので、それはもう引き続き努力をしたいというふうに思います。

同時に、やはり皆さんたちの地域でも、地域でも新しい人が地域に来られたら、地域の方々が出向いて、私たちの自治会はこういう自治会ですよということで、こういう取り組みをしますよということ積極的にお願いをするということ、同時並行的にしないと、これはなかなか難しいと思います。議員の方々も、かなり努力をしていただいておりますけど、引き続きよろしくお願ひしたいなと思います。

#### ○2番（淵合昌昭議員）

市長が言われたとおり、自治会には自治会長が推進をやっている状況があります。よくある話が、隣の誰かが入っちゃらんでっていう話もある。それはもう別問題だと思うんですが、そんな話がある中でいくと、もうちょっとこう楽しみのある、あるいは各自治会がいろんなイベントをする、以前は、運動会や、あるいは夏祭りとかいろんなことがありました。最近は本当に、そういうのなくなってきつつある、よくないところはあるんですが、それも少しはちょっと勉強しなきゃいけない点か、あるいはそこへんが問題かなということも、私も思います。

ぜひ、この辺も含めて、何かの形で行政としての、自治会長を集めた時にそんな話をさせていただくというのも、一つの方法かと思うんですが、どうでしょうか。

#### ○市長（五位塚剛）

自治会長さんを集めてというのは、新しい年度が始まった時に、市の予算とかいろんな市の仕事についての内容の説明をいたしますけど、その自治会加入を前提とした自治会長さんを集めてのというのは、今までしておりません。

それができるか、今後、検討してみたいと思いますけど、やはり何とんでも、先ほどから言いますように、どここの自治会でしたら、その周りに若い人が来られましたら、顔出しをして、地域の方々とコミュニケーションをとっていただいて、自分たちの自治会はこういう自治会ですよということで、場合によっては、何かの行事に呼んで、飲み会をしたりとか、いろんな形での、そういうことをしない限り、私たち行政が、ただ入れ、入れということ言っても、これはなかなか進むものではありません。

しかし、今回、新しい集落支援員を含めてつくりましたので、いろんな形で行政としての役割は、積極的に支援をしたいというふうに思います。

#### ○2番（淵合昌昭議員）

今、市長の答弁にあったとおり、期待をしたいと思います。

自分の地域のことですので、本当に後々のことであるんですが、あと、この3番目に書いてある、私、アンケート、ちょっと今、さっき前後したんですが、このアンケートの内容にも、私、本当にこの市民の思いが入ってくるアンケートですので、

毎年1回くらいは、実施してやっていきたいと思うんですが、どうでしょうか、そのような計画はないでしょうか。

**○市長（五位塚剛）**

このことについて、アンケートを毎年していくということは、今、計画しておりませんが、必要ならば、当然、大事な時にはしなくちゃいかんと思いますけど、総務課長のほうで、この自治会加入についてのいろいろ問題点を洗い出ししておりますので、答弁をさせていきたいと思います。

**○総務課長（今村浩次）**

お答えいたします。

先ほどの質問に戻るんですけれども、自治会長を集めた会議でということでしたが、②番の回答の下のほうにそっと書いていたんですけれども、全体の自治会長を集めての会議など、当然、できないというふうに思っておりますが、5月25日の公民館長の会が、市内の会がございました。その会の中で、職員のほうが出向いていきまして、今回の制度等を簡単にですけれども、説明させていただきました。

その折に、返信用封筒をお願いいたしまして、8月以降、各公民館ごとに自治会長が集まる会議があれば、返信用封筒にそれを書いて返信してくださいと、そうしましたら、その中で、15分なり20分なり30分なり、時間をいただいて、こちらから説明に上がって、意見をいただきますというようなところで、今、お願いをいたしております。8月以降といたしましたのは、今回、補正予算をお願いしていることもありましたものですから、印刷関係があるものですから、そのようにしたところでございます。

そのようなところで、できれば今年度中に、全公民館、24公民館ありますけれども、出向いて行って、そういう話をしたいとは思っているところです。

アンケートの件でございますが、毎年というのは、なかなか難しいと市長が述べられたとおりでございます。ただし、回答にも、答弁書にも書きましたけれども、やはり重要な手段である。この事業を始めるに当たって、先ほどの、例えば自治会に入らない理由とか、そういうところも、こういうところで洗い出しができましたので、今後、必要となった時点で、随時、適宜、実施できるものは実施していきたいと思っております。

以上です。

**○2番（刈合昌昭議員）**

方策がどういう方策が一番いいかというものが、本当に、どういったのかわからないんですが、ただその問題としては、未加入の方をどんなして、そういった場に出ても

らうかというのも、一つだろうと思います。そういう方が出てくると、また話はわかるんですが、やはりそこを含めながら、いろんなことの活動しなきゃいけないと思うんですが、課長、そこら辺のことが一番でしょうけど、何か方法は考えてませんか。

その未加入の人をどうやって引っ張っていくかという考えです。

**○総務課長（今村浩次）**

これにつきましては、今、4人の集落支援員——2名の専任、2名の兼任でございますが——を中心に、いろいろと協議といいますか、進めております。今、進めている段階は、市街地部分の集合住宅関係の調査等を行っているところでございますが、それと並行いたしまして、特定の中心部の自治会の未加入者等の、今、洗い出しを行っております。

そういうところで、今回、補正予算にもお願いいたしておりますが、未加入者等に通知を出しながら、実際訪問をして、加入を推進していく。ただし、その場合には、単なるお願いだけでは、なかなか入っていただけないというところもございますので、その加入していただくメリットをどこに持っていくかというのを、今、内部でも検討しながら、いろいろ進めているところでございます。

進めていく中で、いろんな問題が、課題が出てまいりますので、スケジュールどおり、思ったとおりにはいかないところではございますけれども、一つ一つ潰しながら、進めていきたいと思っているところです。

以上です。

**○2番（淵合昌昭議員）**

これは、課長、市営住宅の入居者というのは、これは100%入ってるんですか。前もちょっと、ほかの議員さんからの質問が出たことがあったんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。もし、わかったら教えてください。

**○建設課長（新澤津順郎）**

きょうは、資料を持ち合わせてないんですが、自治会、市営住宅に入居時に、自治会加入をお願いをしているところでございます。大体の団地につきましては、団地ごとに自治会をつくっておられますので、その折について、加入をお願いしているところでございます。

**○2番（淵合昌昭議員）**

ということは、100%じゃないってことですね。

**○建設課長（新澤津順郎）**

資料を持ち合わせておりませんが、よければ後ほど確認させていただきたいと思っております。

○2番（淵合昌昭議員）

もう一つ聞いていいですか。振興住宅は入ってるんですか。ちょっと教えてください。

○建設課長（新澤津順郎）

地域振興住宅につきましては、入居時ていいですか、その選考委員会の中でも、それから入居時につきましても、加入が原則となっておりますので、自治会加入、それに自治会の活動には積極的に参加するように、お願いしているところでございます。

○2番（淵合昌昭議員）

今、課長が言ったとおり、強制力がないということもあって、いろんな面で大変だという気がします。総務課長、もう一つ聞きたいんですが、自治会に入った方には、自治会のほうには、謝礼というか、少しあったですよ、幾らかの謝礼が入るというのがなかったですか、そういう条文は、あったんですか。

○総務課長（今村浩次）

これにつきましては、1人に当たり1万円というところで、その制度を持っているところでございます。

濟いませぬ、1人じゃなくて、1世帯です。1世帯1万円です。失礼しました。

○2番（淵合昌昭議員）

この辺は、自治会の運営をする上ではいいかなと思うんですが、市長、どうでしょうか。今から先、こういう形のもので出てくる中で、今後、市長として、この未加入の問題、どんなふうに捉えますか。再度になりますけど。

○市長（五位塚剛）

もう何度もお答えいたしているように、やはり、自治会の未加入者がふえるというのは、行政上もよくありません。また、地域の方々とのトラブルもあります。ごみの出し方の問題も含めて、消防後援会の加入の問題とか、いろいろありますので、基本的には、その地域の方々の自治会に加入してもらうように、我々も、だから努力をいたしますけど、各地域の自治会のほうも加入がしやすいように、先ほど言った加入金の問題というのは実際あるんです。そういうのを不平等だから加入金を払ってもらわないと、入れませぬよというのは、現実ありますので、そういう問題を一つずつ一つずつ、クリアしないとできないものがありますので、やはり各自治会とよく協力し合って、場合によっては、準自治会員という形もとりながらしないと、全ては解決できないというものがありますので、引き続き努力をしたいというふうに思います。

○2番（淵合昌昭議員）

それでは、まとめになるんですが、先ほどから、廃ビニールのことをお願いしました。

ぜひ、行政として、あるいは県のほうにも要望していただいて、ぜひとも、早い解決をよろしく願いまして、一般質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、昼食のため、休憩いたします。

午後は、おおむね1時再開いたします。

---

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

---

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、先ほどの建設課の管理しています公営住宅の自治会加入率について報告させていただきたいと思います。

まず初めに、地域振興住宅でございますが、これにつきましては、条例にもそれから入居時の募集時、それから市報等にも記載されておりますが、入居の資格の中で自治会に加入し、地域行事及び活動に積極的に参加できる者という条件があります。

現在、地域振興住宅124戸入居されておりますが、そのうち122戸98%の方が自治会に加入されております。それから、市営市有住宅につきましては、そういう条例等とか決まりはないわけでございますが、入居時に自治会加入をお願いをしているところでございます。

その市営住宅につきましては、市全体で864戸、それから自治会加入者が665戸で、加入率が77%でございます。市有住宅につきましては、全体で97戸加入者が47戸それから、加入率が48%でございます。

市全体といたしましては、市営住宅全体でおきましては、市営市有地域振興住宅も合わせて全体で1,085戸で、加入者数が834戸、加入率が全体で77%という状況です。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

次に、通告第7、岩水豊の発言を許可いたします。

○1番（岩水 豊議員）

自民さくら会の岩水豊です。今回は自治会未加入者の増加や高齢者が多く自治会の維持ができなくなるため、地域コミュニティの活性化による地域住民相互の連帯意識の醸成、市民のまちづくりへの参加を促進するために制定された「曾於市地域コミュニティ活性化推進条例」について伺います。

すばらしい条例と集落支援設置要綱が示されています。これによって、自治会の維持運営が進められていくことを望む立場の一人として、条例の第9条、議会の役割を実行しているところであります。

そこで、伺います。まず1番目に集落支援員の設置の状況を示してください。2番目に市職員の自治会加入状況を示されたい。3番目に過去4年間の職員採用状況と新規採用者の自治会加入状況を示されたい。4番目に市長として職員の自治会での役割をどのように認識しているか伺いたい。

次に、現在ある14の特定目的基金の29年度末見込みについてであります。

3月議会で、我々議会に示された当初予算説明資料による金額と4月28日に開催された建設業界関係への説明会で配付された説明資料では、明らかに金額が異なるのはなぜか説明を求めます。

最後に、広域農道の災害復旧についてであります。現在通行止めになって11カ月が経過しています。工事が順調にいても1年半の長期にわたる通行止めは、我が市に及ぼす影響は、はかり知れないものがあるのではと思います。

そこでまず、復旧見込みは、いつごろの予定か伺います。2番目に長期間の通行止めの影響をどのように捉えているか伺います。最後に、今回の災害を検証し、今後の教訓とすることは何かを伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。誠意ある答弁を求めます。

#### ○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

地域コミュニティ活性化推進についての①集落支援員の設置状況について、お答えいたします。

平成29年4月11日に専任集落支援員を2人、兼任集落支援員を1人任命し、5月10日に兼任集落支援員を1人任命しております。よって、現時点では、専任集落支援員が2人、兼任集落支援員が2人、合計4人です。

1の②市職員等の自治会加入状況についてお答えいたします。

平成29年6月1日現在で、市職員、全職員354人のうち市内居住者が326人です。そのうち、自治会加入者が243人で、加入率74.5%です。また、消防組合職員119人のうち、市内居住者が58人であり、そのうち、自治会加入者が30人で、加入率51.7%です。

③過去4年間の職員採用状況と自治会加入状況について、お答えいたします。

平成26年度の新規採用職員は17人、うち市内居住者16人、そのうち自治会加入者4人であり、加入率25%であります。

平成27年度の新規採用職員18人、全員市内居住者であり、そのうち自治会加入者10人であり、加入率55.6%であります。

平成28年度の新規採用職員は15人、うち市内居住者14人そのうち自治会加入者9人であり、加入率64.3%であります。

平成29年度の新規採用職員は21人、全員市内居住者であり、そのうち自治会加入者11人であり、加入率52.4%であります。

4年間の合計で、職員採用数は71人で、うち市内居住者69人、そのうち自治会加入者34人、加入率49.3%であります。

1の④職員の自治会での役割についてお答えいたします。

市職員の役割は「曾於市地域コミュニティ活性化推進条例」では、「みずからも地域社会の一員であるとの認識のもと、積極的な地域活動参加や地域コミュニティ活性化の重要性を理解し、地域コミュニティの活性化の推進を図る視点に立ち、その職務を遂行しなければならない」と規定しております。

私自身も、市職員はさまざまな事情はあるとしても、地域や自治会において地域行事等に参加するなど、積極的に活動すべき立場にあり、また、行政とのつなぎ役や世話役として地域や自治会の中心的な役割を担うべきであると認識しております。

2、特定目的基金の残高見込みについての①当初予算説明資料と市政説明会の資料の違いについて、お答えいたします。

特定目的基金の年度末残高見込みについて、平成29年度当初予算説明資料では、平成28年度補正予算（第12号）までの特定目的基金残高80億6,085万4,000円を示しておりましたが、市政説明会においては、3月時点での基金見込額として85億6,000万円を示したところであります。

なお、平成28年度補正予算第13号では、基金積立金として9億6,220万8,000円を計上し、平成28年度末の基金残高では、90億6,432万8,000円になる見込みです。

広域農道の災害復旧工事についての①復旧見込みについてお答えいたします。

早期復旧を目指しておりますが、工事現場は、ほぼ垂直な崖下約40mの大変危険な場所であります。工事の安全性に配慮しながら、可能な限り早期復旧に向けて全力で工事を行っておりますことを御理解ください。

②長期間の通行止めの影響についてお答えいたします。広域農道は志布志市や霧島市などを結ぶ主要幹線道路であるため、市民の方々はもちろん、周辺地域の方々にも、大変な御不便、御迷惑をおかけしていると考えております。

③の今回の災害を検証し、今後の教訓とすることは何かについて、お答えいたします。

今回の台風16号は、時間雨量100mmを越える雨と風速40m以上の風が、いつもとは違う風向きであったため、木の倒木が多く、そのため、木の根を引っ張り道路等が崩壊しております。

また、雨についても、近年は異常気象などにより、時間雨量50mmを越える雨も珍しくありません。

今後は、今まで以上に、道路や水路などの日頃の点検や維持管理が大事だと考えております。

以上で終わります。

**○1番（岩水 豊議員）**

それでは、順次質問して行きます。

集落支援員の現在までの活動はどのように進んでいるか、まず、そこからお答えください。

**○総務課長（今村浩次）**

お答えをいたします。

集落支援員につきまして、4月の初めに3名を任命したところでございますが、最初はその事業の内容、条例等を熟読していただきまして、今後のスケジュール等の確認等をしていただいたところでございます。

その後、4月中下旬ぐらいから、集合住宅の現地調査にまず入っていただきました。地図の確認、そして、一覧表作成ということで、その集合住宅のオーナー、委託業者、あるいは住所、戸数等を調べていただいたところでございます。それと並行いたしまして、宅建協会、都城地区、それから大隅地区にもございますが、そこに出向いていただきまして、今後、曾於市と協定を結んでいただけないかというところなどを、協議をしていったところでございます。

現時点での数でございますが、6月1日現在で集合住宅が、市内に120。戸数にいたしますと765戸、今のところ、確認をしているところでございますが、このような戸数、棟数につきまして、現地調査等を行いながら一覧表等を作成し、それを地図上に落としていく、そのような作業をしているところでございます。

以上です。

**○1番（岩水 豊議員）**

条例の中に、「コミュニティ活性化推進審議会を」とありますが、まだ開催していないか、伺います。開催していないようであれば、いつごろの開催予定等、内容についてもお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

審議会につきましては、条例の第24条から出ているところでございますが、この第25条のほうに、集合住宅代表者等の代表等を入れるというようなものもございませぬ。ですので、29年度の当初予算にも計上していないところでもございます。予定といたしましては、平成30年度の6月、7月ぐらいに開催できればいいかなあというふうに思っているところでございます。

以上です。

○1番（岩水 豊議員）

また、「支援員が職務を遂行するための研修を受講される」とありますが、これについては、予算化されていたと思うんですが、どのような研修等を予定されているんでしょうか。お伺いします。

○総務課長（今村浩次）

研修につきましては、福岡で開催される研修会を予定いたしておりますが、これが7月にあるところでございますので、これに参加していただきたいと思っておりますが、今回また補正予算で県内を1カ所、それから九州管内を1カ所、お願いをしているところでございます。

以上です。

○1番（岩水 豊議員）

今の条例等で見れば、それぞれ支援員、専任の集落支援員、兼任の集落支援員、両方4名ずつ、4名以内となっておりますが、現在のところ、2名、2名ということですが、3年間の期限をもって進めるというような内容になっている中で、現在の人数でこのまま3年間いく予定でしょうか。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

現時点では、2名と2名でございませぬが、これは今回の補正予算によりまして兼任の支援員をあと1名、7月から3月までお願いしておるところでございませぬ。今年度につきましては、この5名で今のところはいいのかなと思っておりますが、今から事業をいろいろ進めていくに当たって、また必要であれば予算等をお願いして、追加しなければならないとは考えております。

以上です。

○1番（岩水 豊議員）

ぜひ、支援員を活発に活用できて、私も自治会が活性化することを望んでいる一人ですので、ぜひ、そのように進めていただきたいと思います。

次に、2番目に1の②に入りますが、まず、条例の中に議会の役割というのをわ

ざわざわたっただいているわけでありますが、どうも、私、これについて違和感を覚えます。

ここにおられる議員全員、自治会には加入しておられます。そして、その上地域の中心的な役割を務めておられます。地域おこしや交通安全など、青少年育成とか地域のあらゆるところで活動しておられます。全員、自治会に加入しています。市会議員の皆さん方は、そこで、地域のいろんな重要な役割をしています。

市長、いかがでしょうか。先ほど、報告いただきました市職員の皆さん方、新規雇用の職員の皆さん方、この数字を見て、私は非常に驚いているところであります。

市の職員の中には、私の地元であります月野分団や大隅南分団に消防団として加入し、みずから地域の一員であるという認識のもと、積極的に地域活動に参加している方もいらっしゃいます。大変すばらしいことであり、敬意を表したいと思っております。

そこで、総務課長、ひとつお伺いいたしますが、第1章の第10条で市の責務がうたわれておりますが、その第3項をちょっと読んでみていただけませんか。

#### ○総務課長（今村浩次）

第10条の第3項でございます。先ほど市長の答弁の中にもあったところですが、読み上げます。「市の職員は、自らも地域社会の一員であるという認識の下、積極的に地域活動に参加するとともに、地域コミュニティの重要性を理解し、地域コミュニティの活性化の推進を図る視点に立ち、その職務を遂行しなければならない。」以上です。

#### ○1番（岩水 豊議員）

非常に、私はこれを見たときに、最初これをうたう必要があるのかと、逆に思っておりました。当然のことだろうと思っておりました。

そこで、市長、いかがでしょうか。この加入状況を見て、先ほども渕合議員の一般質問の中で自治会加入についてありましたが、議員の皆さん方も一生懸命地域でそういうふうに、市民の皆さんに、未加入者に、加入を勧めてくださいと言われました。

まず、足元です、足元。どうでしょう、これについての問題点というのは、4年間を通じてのこの状況を見て、どう、執行責任者として、責任を感じておられますか。

#### ○市長（五位塚剛）

市の職員も自分の生まれ在り所、もともと曾於市の中で生まれ育ってまた地域で自分の生まれ在り所で住んでいらっしゃる人たちというのは、もともとがその自治会、入っておりますけど、市外から曾於市に来られた方々というのは、採用された方々

はほとんど集合住宅に入っていらっしゃるようでございます。

それで、集合住宅に入った場合のいろんな問題点がありましたので、そのことを含めて、私たちはこれは大きな問題だということで、今回、地域コミュニティ活性化推進という条例をお願いしました。

それで、市の職員にも基本的には各自治会に入っていただきたいということをお願いしましたが、その集合住宅が、どこの自治会になるかというのが、まだなかなかわからない部分のところもあるようございましたので、まだ問題点ありますけど、引き続き市の職員にも、そういう形で、まあ、どこの自治会になるかわかりませんが、何らかの形で入ってもらうように、今、指示をしているところでございます。

### ○1番（岩水 豊議員）

今、指示をしていることであるということですが。中にはまだ独身であり、地元採用で御両親と親と一緒に住んでいらっしゃる方、そういう方は、まだ親が健在であり、その一つの、一家の世帯として、加入されている方ももちろんいらっしゃいます。そういうのは重々承知しております。

しかし、今、先ほど言われた、単身者で新規採用した彼らの状況を見れば、50%を切っているんですね、50%を。特に平成26年度に、これ、市長が採用された方ですね、採用の辞令を交付された方々、その方、たった25%です。どうでしょう。

私は、この地域コミュニティ活性化推進条例をつくる前に、職員の地域コミュニティの活性化推進の条例と変えるべきぐらいのような危機的状況にあるのではないのでしょうか。これを今までほっておいたということに、私は驚いているわけです。まさか、ここまでの数字とは。

私は、少なくとも、先ほど渕合議員の質問でありました72.6%市内全体の、それを見たときに、新規採用の皆さん方50%です。一般市民より劣るんですよ、いかなる事情があろうと。「集合住宅がどこの自治会かわからん」そんな話ないじゃないですか。集合住宅がある自治会は、そこなんですよ、基本的に。それもわかっていらっしゃる話で。

先ほどのそういう説明で我々理解できませんよ。まして、消防署関係する消防署職員等についても51%、非常にこれは、やはり行政マンとして、まず何をしなければいけないのか。この条例にここまで明確に明文化せざるを得ない状況ということが、今この数字を見て私も初めて理解できました。こんなことをわざわざ明文化せんでもわかっている。職員の服務規程の中でもそういうことは、重々うたっているというふうに認識しておりましたが、わざわざここまでうたわないとできないんですか。

なぜ、これをこのような危機的状態を4年間、4年間、前に進んでいないのか。非常に危惧するんです。いかがでしょう。

**○市長（五位塚剛）**

職員も住んでいるところの自治会に加入していただきたいというお願いも、この間進めてまいりました。今、言われるように、これは低い数字であります。しかし、新しい集合住宅が非常に、今、数年間ふえてきております。その集合住宅について、具体的には、町の中も、やっぱり自治会がかなり入り混じっております。これは、現実でございます。

ですから、私たちはこの集合住宅について、建物所有者とやはりここの自治会は、集合住宅はどこに、やはり入るべきか。場合によっては、その集合住宅で新しい自治会をつくってもらふ必要があるのか。そのことを含めて、今洗い出しをしながら、スタートしたところでございますので、推移を見守っていただきたいと思っております。

**○1番（岩水 豊議員）**

その集合住宅はどこ自治会かとか、そういう問題というのを、私は一般の市民向けにする条例で、一般の市民向けの対応として考えることとしては、非常に重要だと思っております。しかし、要は職員の皆さん方ですよ。考えませんか、ごみはどこに出していらっしゃるんだろうとか、市道の清掃には参加されているんだろうとか、地域の行事には参加しているんですか、消防後援会には加入されているんですか。いかがですか、総務課長、その辺のは、わかっているはずですよ。お伺いします。

**○総務課長（今村浩次）**

自治会未加入の職員でありますと、当然、自治会で設置しているごみステーションには捨てられないというふうに思っておりますので、個人個人でクリーンセンター等に出しているというふうに思っております。

あとの市道清掃、それから地域の行事等につきましても、参加はできていないのではないかと推測しております。

以上です。

**○1番（岩水 豊議員）**

市長、辞令を交付されたときに、そういう話とか職員にはいつも、市民のためにということで、窓口業務にしても明るい窓口をとおっしゃっていらっしゃいます。しかし、この数字は現実ですよ。これは実績として、この数字が実績として残っているんですよ。いかがでしょう、反省点はないですか。

**○市長（五位塚剛）**

反省点がないかと言われると、反省はあると思っております。反省しなければならな

いと思っております。ですから、私たちも総合的に判断をして、新しい条例をお願いいたしました。同時に、今市民の職員の方々にも全て、自治会に入っているかどうかを本人の確認をしながら、担当課長からもお願いをしようということで、今準備を始まっております。この経過を見守っていただきたいというに思います。

○1番（岩水 豊議員）

そこでひとつ提案ですが、市民の皆さん方の自治会加入等を即する専任集落支援員、兼任集落支援員、あります。

どうでしょう、いっそのこと、職員の方の自治会加入を勧めるための支援員という制度を何らかの形で設けてそういうチームをつくって、上からというのではなくて、そういう人たちの声を聞きながら、その人たちの状況に応じた形で、地域の自治会に加入するような形。

集合住宅に入っていらっしゃっても、自治会に加入していらっしゃる方はいっぱいいらっしゃいます。集合住宅全体ではないですけど、その中に住んでいる方が地域の自治会に加入されている方も結構いらっしゃいます。私も知り合いの方たくさんおります。

ですから、まずは、集合住宅のどうのこうのなんて、そんな言い訳じゃあなくて、前向きに考えて、職員のこれだけの危機的數字を考えたときに、どうでしょう、80人以上ということじゃあないですか。80人もおるということであれば、何らかの形で支援体制をつくって、その方の事情等、加入しやすい環境等を考え、そういう支援をするプロジェクトを内部で検討してみてはいかがでしょうか。提案ですが。

○市長（五位塚剛）

この問題については、私たちも内部検討をしております。今回特に、地域コミュニティの推進員というの、市役所のOBの方々をお願いをいたしました。それで、担当課長に自分ところの職員が誰が入ってないのか、どういう理由で入れないのか、その辺りをまず調査しなさいということも言っておりますので、別にプロジェクトをしなくても十分できるというに思っております。

○1番（岩水 豊議員）

地域自治会の加入については、この条例をつくる前から、再三議会でも議論されてきたところであります。私が議員になって、まもなく4年になりますが、当初のころから先輩議員の皆さん方が自治会の存続、自治会加入については、加入率の向上に向けては、質問をいっぱいされております。市長もその都度、答弁されております。真つ当な答弁されております。

でも、市長が就任されて4年目を終えようとする中で、市職員の加入率というのは、この状態だということなんですよ。この状態だということなんですよ。議員の

皆さんが、4年間質問され、そうやって進めようという中で、市長、職員の皆さん方の状況把握というのが、今ごろになっているということです。今になっていると。職員を含めた、我々議員は全員自治会に入っているんですよ。

ですから職員の皆さん方も、親元の方は別としても、それを踏まえたそれ以外の方々については、そうやって加入を4年間、私としては、推進していなかったとしか思えないんですが、いかがでしょうか。

#### ○市長（五位塚剛）

推進していなかったということでは、ありません。ちゃんとお話しております。結果的にこういう数字が出ております。やはり、今見直しをする時期にきておりましたので、私たちも、職員みずから、やっぱりちゃんとすべきだということで、調査をいたしました。

それで、理由等はいろいろあるようですので、そのあたりを改善しながら、職員の加入率を高めていきたいというに思います。

#### ○1番（岩水 豊議員）

何もしていなかったとは言いませんということでありましたが、何かをしてもこの数字だったということですね、では。努力されたけどこの数字だったということです。責めるわけではないんですよ。現状がこうだということを言っているんです。

ですから、我々は地域コミュニティ活性化推進条例までわざわざ制定してやるわけですから、我々議員も、私は、条例の中で、先ほど言いましたが、違和感がありますよ。議員の役割なんて。議員から言わせりゃあ極端な話、「御無礼さあじゃねえか」と。議員もしたら地域から代表で、先ほど市長も渕合さんの答弁のとき言われましたとおり、地域の声を取り上げてやるというのは、重要な仕事であります。そのため自治会にみんな加入しております。

しかし、市職員は、市職員は、私から見たら、この数字になった原因というのが、非常に重いと思うんですよ。この数字が明らかになったということは、これは、異常としか私は言いようがない、この数字を見たら。本当に異常としか言いようがないような気がします。

どうか、ここについては、もう一回職員の皆さん方も、課長、先ほど読んでいただきました10条の第3項を見ても、明らかにこうやってうたってあるわけでありませぬ。まず、自分たちの足元からそういうところは進めていっていただきたいと思えます。

担当課長のほうで、この件について、この結果を受けて、一言だけ、どのような認識と危機感を持たれたかを伺います。

#### ○総務課長（今村浩次）

第1回定例会におきまして、この条例を議決していただきました。市といたしましても、先ほど申しあげました第10条のところは、こういう市の職員の責務がありますよというのをまず5月の庁議、4月28日に開催しましたが、そこで、文章化したしまして、こういう市の責務がありますというのを、まず、課長を通じて市職員に伝えていただきました。6月の庁議、これは6月1日に行われましたが、このときに、この率を示しました。こういう状況ですと。市全体の率とほぼ変わらない。そのような率であるということで、先ほど市長も申されましたが、各課長を通じて今名簿を作成中でございます。この名簿に基づきまして、まずは、各課長から推進をしていただきまして、それでまた率が上がらない場合は、また次の段階の策を講じようというの、その庁議のところ、全課長、庁議のメンバーの課長の中で協議をしたところでございます。

この数字につきましては、非常に我々も驚いた数字でございますので、今後これを少しでも改善していくように、また努力していきたいと思っております。

以上です。

#### ○1番（岩水 豊議員）

この地域コミュニティの活性化推進条例が出て、本日の一般質問がありました。この数字が市民に公表されます。さあ、どうでしょう。推進員の方々が加入を推進に回るときにこの数字が目になられば、市民の皆さん方からすれば、「おまえたち入っちゃらんじおっせい、おいどんたち入れちゅうとか」という声というのがすぐ出るんじゃないかなと思うんですね。ですから、この数字があるということ、これを認識した上で条例を出しているわけですね。ですから、市民の皆さん方から受ける影響というのは、非常に大きいものがあると思いますよ、これは。重大な問題だと思います。

ですから、条例を制定する際には、もう少し内部のほうも検討を十分してからするべきではないかと思えます。

また、災害時の物資の配布とか、熊本震災等でもありましたとおり、自治会に加入してない方々は物資が届かないとか。そうでしょう、自治会長が把握してないわけですから、そして、いろいろなマスコミ等で、私には物資が届かない、よう調べたら自治会に加入していないということが出ます。

ですから、一般市民を踏まえ、市職員等踏まえ、どうしても災害時の物資の配布とか避難も含めてです。特に、例の東北の震災でもありましたとおり、自治会加入率100%のところは、津波が来る前にその自治会のみんなが高齢の方なんかも連れ出して「どこさんがおらん」「どこのおばあちゃんは」とかということで、みんなして避難してて、死亡ゼロだったとかいうところもあります。

ですから、自治会に加入していない場合は、そこは何人住んでるのか、誰が住んでいるんだろうか、空き家なんだろうか、まあ、これぐらいはわかるかもしれませんが、住んでいる世帯数も把握できないような状況になれば、我々だっていつそういう目に遭うかわかりません。ですから、まず、市職員等の皆さん方の加入の促進を進めていって、これをまた公表できるような形で、上りましたよという形で、できないことには、これを市全体に広めていこうということになった場合は、なかなか進まないような気がします。

いかがでしょう、市長。

#### ○市長（五位塚剛）

私たちが、地域コミュニティのこの事業の条例をお願いしたのは、やはり今問題になっております自治会の未加入の問題がありましたので、どうしてもこれは、進めなきゃあならないという決断のもといたしました。

現実には市の職員が入っていないとの実態もわかりましたので、同時並行的にこれは必ず皆さんたちが納得できる数字にもっていきたいというふうに思っております。

#### ○1番（岩水 豊議員）

先ほど割合議員の中で、4年間で約5%ぐらい自治会加入者が減っているということです。約1万8,000世帯の5%と言いますと、約900世帯ですね。亡くなられて、世帯がなくなったところもあるかもしれません。しかし、大きいですね、900という数字は、計算してみると。ですから、一方ではそういう状況も生まれております。

ぜひ、これについては、積極的にそして、市職員の現状、こういう現状についても、明らかにしていく形で事業をすすめていってもらいたいと思っております。

それでは、次に入りますが、私ども議会に配られた平成28年度末の財政調整基金残高22億8,000万円。説明会では、27億5,000万円となっています。先ほどの答弁で、ある程度理解はしたつもりではおりますが、どうでしょう、1カ月足らずの間に特定基金のこの残高を含め、変わっていくということについては、いかがでしょうか、我々は3月議会でもらった資料をもとに市民から説明を求められれば、これをもってしか説明する機会はありません。

なのに一方では、我々議会には示されていない状況の中で、こういう数値が配られるということについては、非常に議会としては、いいんでしょうか。議会としては、我々としては、非常に違和感を持つんですが、どうでしょう。ちゃんと我々にもこういうのは、先に説明するべきじゃあないですか。議会にはどうでもいいというような形にしかとれんじゃあないですか。

ましては、また29年度の推移についてもしかり、我々がもらった資料によると、財政調整基金は15億円、特定基金で76億円となっているんですよ。それが配られて

いる数字については91億5,000万円となっているんですよ。もちろん両方とも見込みと書いてあります。

こういうふうにならなくなって我々に説明される部分と違うということについて、どうでしょう、いかが考えられますか。

**○市長（五位塚剛）**

議会があるときの状況のときの基金の残高というのは、ある程度確定がしておりますので、はっきりした数字が出ていると思います。しかし、28年度の事業がほぼもう確定して3月の末になると繰り越せる金額というのが出てまいります。当然その中で財政調整基金の繰り入れる、積み上げる数字というもの出てきますので、それは、どういう形であるかというのはそのときの私たちの財政状況の進みで変わってきます。

しかし、それは決して間違えではありません。議会の中で、審議の中で見込みについて、説明が足らなかった分については、おわびを申し上げたいと思いますけど、今後については、どういう形の議会への発表がいいかというのは、検討させていただきたいと思います。

**○1番（岩水 豊議員）**

いろんなところで、二重の数字が出回るんですね。そしたら我々が言えば、「おまえたつが言う数字は違わあよ」と、「説明会であった数字はこうだよ」と。我々は手元に何も資料を持っていません。反論できません。それが議会軽視ということじゃあないんでしょうか。市民にその数字を出すのであれば、特に財政ですよ、財政。非常に重要な問題です。我々議会を無視した形で市民にこれを発表するなんていうのは、いかがなものなんですか。議会がなくても、見込みでありますので、議決が必要な内容ではありません。そういうのを一般に出すのであれば、その前に議会に何らかの方法で配付するなりする必要があるんじゃないですか。説明する必要があるんじゃないですか。

**○市長（五位塚剛）**

我々が、議会に予算を提案する、議決を必要とするものは、ちゃんと手順を踏んでやっております。今回出した数字も間違えではありません。ですから、確定した数字というのは、やはり議会に必要でしょうけど、この数字は大きく間違っているということではありませんので、基本的には大体的見込みをというのが出せるわけです。ただ、出す時期が違いますので、同じ時期にしているわけではありません。そのことを理解していただきたいと思います。

**○1番（岩水 豊議員）**

ですから、議会のないときに、そういう数字がひとり歩き、我々はしているよう

にしか感じ取れないんですよ。3月議会で済んで、1カ月せん間に、もう別な数字が動いているんですよ。だったら、我々にも。

我々は、それをもとに、市民の皆さんから聞かれたら説明いたします。でも、一方ではこういう数字が動いている。だったら、こういうふうにしては、見ておられますということを、我々議会には示す必要があるんじゃないでしょうか。

私みたいなことを感じた議員はたくさんいらっしゃると思いますよ。聞かれたときに、いろいろなうわさの中で基金が目減りしているんじゃないか、基金が減っていないんじゃないかとかいう話がいろいろ交差しています。

それを踏まえたら、統一した見解を持つ上で、一方だけの数字が動くようであれば、我々議会だって何なんですか。執行部から説明を受けた分を、我々、市民に伝える必要があります。責任もあります。それが地域とのつながりをつくるさっきの条例とも関連する大事なことであります。その中に、我々が説明するとき、それが違うんですよ。さあ、議員はどうしたらいいんでしょうか。どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

3月の議会のときは。

○1番（岩水 豊議員）

それ、わかっている。

○市長（五位塚剛）

わかっているんですよ。

○1番（岩水 豊議員）

わかっておるんですよ。

○市長（五位塚剛）

だから、わかっていたら、その時点の予算を具体的に数字で出しております。3月の末で、基本的には予算が執行されます。そうすると当然、予算が執行した予算の中で全て剰余金が出てきます。

そういう剰余金を、どういう取り扱いをするかというのは、当然内部では、私たち行政の中では、議論しておくわけです。それが確定するのが3月の末で当然4月にも最終的にはなりましたということをやります。それは、結果的には、数字的には間違いではありません。ですから、3月の議会で皆さんたちが、じゃあ3月の末の状況はどういうふうになる見込みですかということを質問されれば大体の予算的な方向性というのは見えてきておりますので、それは、お答えをしたいというには思います。

○1番（岩水 豊議員）

我々議会は、その直近の数字は把握していなくてもよろしいというわけですか。

その数字を我々議会に示す必要はないということでしょうか。その1点だけをお願いします。

**○市長（五位塚剛）**

全体の予算は、ないものは、ふやせません。全体の予算というのは、もう決まっているはずで。その中で、積立金をどうするかというのは、剰余金の中からもやりくりでしていくわけです。だから、その時点の見込みを3月の議会のときに、皆さんたちのほうから、どういうふうにする予定であるのかという、そういうまた質問があれば、場合によっては、繰上償還をすとか財調に積むとかいろいろなやり方があります。そのやり方によって今回の単年度の赤字の問題が出てくるわけですので、基本的には、なるべく市の財政については報告はできるように努力はしたいというに思います。

**○1番（岩水 豊議員）**

市民に報告するのは積極的にして、議会報告するのは請求がないとせんというような状況じゃあなくて、市民に報告するのであれば、我々議員は市民の代表ですよ。市民の代表で来ています。

ぜひ、我々にはこういうのをそういうところで説明するんであれば、その以前に我々のところには、それを明らかにする必要があると思いますよ。その1点だけ。どうか、御検討願いたいと思います。

**○市長（五位塚剛）**

市民に説明をするというのは、全て、28年度の事業が全て確定をした後の結果を報告しておりますので、3月の議会では、まだそれが確定しておりません。ですから、そのようなことは言えませんでしたけど、確定した後の内容については当然、市政説明会がありますので、確定のことは、説明いたします。そのことを皆さんたちにも議員にも教えてください、同時並行でしてくださいと言え、それはそういう方向で、皆さんたちにも一緒に、その説明はいたしたいと思います。

**○1番（岩水 豊議員）**

なかなか開かれた議会という中で、私どもは市民に示す場合にはその数字というものは、我々もちろん知っておくべきことだと思っておりますので、そのところは改善を要求しておきます。

きのうの上村議員の質問の中で、財政調整基金の話も出たから持ち出しますが、実質単年度収支について、平成24年度から27年度までは、赤字でありますと、あります。これはこういう捉え方でよろしいのでしょうか、財政課長。

**○財政課長（上鶴明人）**

今の質問ですけども、実質単年度収支の関係では、そのとおりでございます。

○1番（岩水 豊議員）

きのう、その答弁の説明の中で、剰余金、財政調整基金等を含めると黒字になるというような答弁がありました。これは、非常に不適切な説明だと思うんですね。財政調整基金の取り崩しまた取り崩しとあわせて逆に積みました場合との、兼ね合いと考えれば、実質単年度収支というのは、そこを考慮した上での数字だと思うんですが、それをわざわざ積立金、剰余金を足した場合には黒字になりますというような、どうもいかんせん説明があやふや過ぎるような気がするんですが。

実質単年度収支というのは、地方財政法の7条で剰余金のうち2分の1を下らない金額は、剰余金が生じた翌々年度までに積み立て、または償還期間等の繰り上げ等に行う地方債の償還の財源に充てなければならないというところがあるわけですね。ですね。あるわけです。

あるわけだから、課長のその説明でいきますと二重に財政調整の部分についても、私はこれは繰り戻しの分、積み増しの分というに受け取って聞いておったんですが、この説明、どうでしょう、私の今話しと今先日に出了、含めると剰余金処分の財政調整基金積み立て分を含めると黒字になるところであります。これ、どうも矛盾するんじゃないですか。

○財政課長（上鶴明人）

今ありました質問にお答えします。

地方財政法では、議員の言われたとおり、当該剰余金の2分の1を下らない金額を翌々年度までに積み立てるまたは繰り上げ償還に充てなければならないとされておりますが、地方自治法の第233条の2において、決算剰余金は翌年度の歳入に編入しなければならない、ただし、条例の定めるところにより剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるというのがございます。それに基づきまして、曾於市の場合は、曾於市財政調整基金条例の第2条で、「地方財政法の第7条の第1項の規定に基づく積み立てるべき額については、翌年度の歳入に編入しないで、積み立てができる。」ということで規定しておりますので、これまで、合併をした後、曾於市につきましては、その額を歳入予算に編入せずに、翌年度に繰り越さずに、基金に積み立てをしてきた次第でございます。

以上です。

○1番（岩水 豊議員）

私が言うのは、要は実質単年度収支の計算方法の中で、剰余金の取り崩し、積み増しというのは、計算上引いたり足したりするわけですね。ですから、そこで、これを加えて黒字という表現ということは、どうも正確性に欠けるような説明になってないというか、どうも口を濁した形になっているような気がするんですね。じ

やあないでしょうか。どうも、剰余金処分の財政調整基金積み立てを含めると黒字になるところであります。この表現というのは非常に重いようであり、含める、これは、財政調整基金繰りはしてある。もう、当初から財政調整基金の積み立て分はプラスしてあるわけですね、実質単年度収支というのは。どうでしょうか。

○財政課長（上鶴明人）

先ほども説明をいたしました、今言われました実質単年度収支に、6月1日で財政調整基金に積み立てた金額は、含まれておりません。ですから、この実質単年度収支が赤字という形になってまいります。ですので、この予算に組み込まれない部分そのままトンネルで財政調整基金に行ってしまうので、このトンネルになった財政調整基金をそのまま、当該年度に積み立てをすれば、その点では黒字になるということの説明でございました。

以上です。

○1番（岩水 豊議員）

私は赤字とか黒字とかいうのを、問うわけではありません。災害が多かったりいろんな状況に応じて、そこで歳入の変動が起きます。でも歳出については、一定した額で補わないといけないというところで、そういう状況が出てくるのは当然であると思っております。

ですから、私が言うのは、実質単年度収支の数値としての問題を問うている中で、実質単年度収支としては、もう一回聞きますが、25年度から27年度までは、赤字ということよろしいのでしょうか。

○財政課長（上鶴明人）

25年度から27年度に至りましては、曾於市の決算上では、赤字ということになっております。

○1番（岩水 豊議員）

それでは、次に入りたいと思いますが、広域農道の災害復旧についてであります。耕地課長、今現在の広域農道の通行止めになっている箇所、川畑建設が施工している部分についてであります。工事の進捗率は何%になっているところでしょうか。

○耕地課長（小松勇二）

お答えします。

きのうの一般質問でも答弁をいたしておりますが、工区ごとでいいですか。

○1番（岩水 豊議員）

全部で。

○耕地課長（小松勇二）

全体で。全体では5工区ありますが、5工区全体で20.75%でございます。

○1番（岩水 豊議員）

現在のところ、まだ20.7%というところであります。このままでいきますと10月の開通というのは非常に危惧しているところであります。

そこで、伺いたいんですが、長期間の通行止めの影響、どのようなところで影響があったかと思われませんか、市長。

○市長（五位塚剛）

いろんな影響があったというふうに思っております。例えば、霧島方面の方々が志布志港から飼料を運搬されます。そのことによって、ここの部分を通れませんので迂回をしておりますので、少なくとも10分ぐらいの時間が長くなって迂回をされているようでございます。

また、市民の中には、例えば、財部記念病院に通院される方々が、七村のほうに回ったり馬立のほうに回ったり、そういう迂回路しなきゃあならないということで、御迷惑をかけていると思います。

いろんな意味のあそこを通れないということで、市民及びいろんな方々に御迷惑をかけているというふうに思っておりますけど、詳しく実態をアンケートしたわけではありませんけど、いろんな方々に御迷惑をかけているというふうに思っております。

○1番（岩水 豊議員）

市長、まずしっかり考えてみてくださいよ。消防、救急、そして経済への影響、いかがですか、消防、救急等の影響はなかったでしょうか。伺います、ないでしょうか。なかったでしょうか。

○市長（五位塚剛）

消防、救急であそこを通れなかったから、市のほうに対して、いろいろと問題になったところはありません。当然、消防、救急も含めて、迂回路というのは、ちゃんとお願いしてありますので、そのために問題が起きたということは聞いておりません。

○1番（岩水 豊議員）

影響はあるんですよ。消防、救急についても、決まった路線を通ります。急患が出ました、迎えに行きます、病院に行きます。そこ、いつも通っていたのが通れなくて迂回します。それは、助かる命も助からない可能性というのも出てきていると。これが、現実だと思うんですね。

また、火災、消防の出動があった場合等も、それぞれやっぱり影響を受けているんですよ。実際に受けているんですよ。ですから、やはり、なぜこういうふうになったか、私が3番目の広域農道の災害復旧について、検証して今後の教訓とするこ

とは何かと伺っているんですが、私はこういうことだけの問題で言っているつもりはなかったんですが。

例えば、なぜあそこがそういうようになったか、これ、あくまでも私が聞いた話でありますから、100%信憑性があるとは言えませんが、伊万里木材からの調整池が小さかったりして、その水が来て、道路をオーバーして、崩れたんじゃないかという話も聞いております。いかがでしょうか、これは、考えられることでしょうか。

#### ○市長（五位塚剛）

あそこの場所は、5カ所崩れておりますので、伊万里さんところからの調整池からの水も実際流れております。ですけど、そのことが全て原因ではありません。国道10号線からの排水も、かなりオーバーフローしておりました。ですから、原因については、かなりのかつてない雨量がありましたので、そのことが問題とやはり今回の場合は、この市道、農免道路沿いにも杉が植えておりました、やはりこの倒木による路肩を決壊したというのもありますので、いろんな原因があるというふうに思っております。

#### ○1番（岩水 豊議員）

当初災害が梅雨のときに起きたときに、仮設道路の計画がありました。そしてまた、その後の台風等により、被災が規模が大きくなった影響で仮設道路も断念されたとありました。

いかがでしょうか、垂水が橋が流れたのが御存じですね。台風時に橋が流れて、垂水市が。しかし、幹線道路です。私は、この広域農道についても、我が曾於市、志布志市、霧島含めた特にこの大隅半島の中では、主要な道路だと思っております。物資の輸送、観光面、先ほど言った消防、救急等についても重要な路線だと思いません。

しかし、垂水は橋が流されて2週間で通れるようになったんですよ、2週間で。これは、あくまでも仮設道路です。仮設の橋ですが、なったんですよ。これは事実、実際なっているんですよ。

私の考えといたしましては、当初の被災の段階で考えますと、伊万里木材側の山を削って、現在の道路より外側に1車線ぐらいつくるとしても、災害の中で、発注で工事ができたのではないかと思うんですね。

国の査定を受ける上で、それについては、十分予算は、認められるのではないかと思うんですが、そういうようなことは考えられなかったでしょうか。

#### ○市長（五位塚剛）

私たちも、あの災害が起きたときに、現場で市内の大手の建設業者、土木業者に

来ていただき、コンサルも来ていただき、検討をいろいろしました。今、言われるように、伊万里木材側のほうを削ってできないかということもいたしました。

それで、上のほうに農道が通っておりますので、農道を通って一番端のほうから下の農免のほうに、架設の道路をつくることもできるんじゃないかということも検討いたしました。これは、市だけじゃなくて、県、国とも相談をいたしました。最終的には当初の下で仮設をするということもして、予算のお願いいたしましたけど、その後の2次災害でまた広がり、また下の、ちょうど下に畑かん用の水のパイプが通っておりまして、これへの影響も出てくるということで、最終的にはもう本工事で上げるしかないということで、これは国のほうの指導もいただいて、こういうふうにした結果でございます。

#### ○1番（岩水 豊議員）

私が聞いたところと若干違うような答弁をいただいているんですが、私があるところで聞いたところによりますと、国土交通省の大隅河川国道事務所の技術職のほうの応援も来たそうではありますが、なかなかそこの連携がとれなかったりしたような話も聞いております。

災害工事の予算の中に仮設道路入れて、そして、国の査定を受けて、そして市民の生活に影響が最小限になるようにするべきということ、今後の災害時のときにもう少し長期にわたって、1年半年こういう主要道路が大きな震災とかいうことであればわかりますよ。でも、日常あるこういう台風や梅雨の災害で、ここまでこの主要な道路が止まっている、これについては財部の皆さん方だけではありません、曾於市全体本当に大きな、県内全体に与える影響というものもあると思うんですね。

この辺というのは、やはり私、技術者の皆さん方の研修やれ研さんがどうしても、もう少し予算化して研修されることと、また技術者が不足しているのではないかと、いうに思っておりますが、技術者の人数とそれと体制等については、十分足りているんでしょうか。お伺いします。

#### ○市長（五位塚剛）

曾於市の土木技術者というのは、基本的には減らしてはおりません。ただ、ベテランの技術者がやっぱり退職をずうっとしてきておりますので、若い技術者を育てるための努力をいたしております。

今回の場合は、私たち市の技術員だけでは、判断できる状況ではありませんでしたので、当然ながら、建設土木の専門の方々、そして、コンサルの方々にも何度も来ていただきました。そして県のほうにもまた国のほうにも、来ていただいて指導をいただきました。やはり、基本的には、2次災をしない安全で事業をするためには、最終的なこのような形でなっていきました。

そういう意味では、非常に早く通せないというのが残念な状況ではありましたが、1日も早い通行を、今業者の方々に、精一杯お願いをしているところでございます。

○1番（岩水 豊議員）

国、県の技術者等に要請して、協力をもらってとありましたが、国と言いますと農政のほうでしょうか、県といっても農政のほうでしょうか、それとも建設土木のほうでしょうか、協力もらったのは。

○市長（五位塚剛）

そのときの課長は、吉野の課長だったと思いますので、吉野課長わかったら答えますかね。

（笑声）

○財部支所長兼地域振興課長（吉野 実）

3年間ほど、耕地課長をさせてもらえましたので、私のほうが報告を申し上げますが。今、議員が申されたとおり、国につきましては、国土交通省の事務所の技術員の方々が3名来ていただいて御指導をいただいたところです。

それから、県におきましては、農政の関係の技術の方々も来ていただいて、いろいろ御指導いただいたと。それとプラス九州農政局いわゆるパイプラインが広域農道の10号線側から来ますと右側の下のほうに埋設があるということで、非常に影響があるというふうな指摘を受けて、このような長期間の通行止めになったというのが、実態でございます。

終わります。

○1番（岩水 豊議員）

曾於市も、測量コンサル協会また建設業界と災害協定を結んでいると思います。県もしかり、国もしかり結んでおります。

ぜひ、こういうときのための災害協定を活用していただいて、いかに長期間の市民に影響を与えない方法というのを、もう少し専門の皆さん方と協議していただいて進めていただければと思っているところです。

今後、私が感じた中でいきますと、この広域農道の災害については、その辺のことをもう少し考えていただいて、危機管理、経済に及ぼす影響というのを踏まえて、対策をとって、復旧工事に当たっていただきたいと思っております。

これで、一般質問を終わりたいと思いますが、私、自民さくら会の事務局を預かる立場から、この場を借りまして、さくら会会報第11号の配布について選管より注意を受けたことについては、反省しております。

この会報については、明確にし、政務活動費から支給していないことを報告しま

して、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は16日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

---

散会 午後 2時11分

**平成29年第2回曾於市議會定例会**

**平成29年6月16日**

**(第4日目)**

## 平成29年第2回曾於市議会定例会会議録（第4号）

平成29年6月16日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第4号）

- 第1 議案第44号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 第2 議案第40号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第3 議案第41号 曾於市新地公園グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について

（以下2件一括議題）

- 第4 議案第42号 曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第43号 曾於市過疎地域産業開発促進条例及び曾於市工業開発促進条例の一部改正について
- 第6 議案第45号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について

（以下2件一括議題）

- 第7 議案第46号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第8 議案第48号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第9 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（17名）

- |     |        |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 岩水 豊   | 2番  | 湊合 昌昭  | 3番  | 泊ヶ山 正文 |
| 4番  | 上村 龍生  | 5番  | 宮迫 勝   | 6番  | （欠員）   |
| 7番  | 九日 克典  | 8番  | 伊地知 厚仁 | 9番  | 八木 秋博  |
| 10番 | 土屋 健一  | 11番 | 山田 義盛  | 12番 | 大川内 富男 |
| 13番 | 大川原 主税 | 14番 | 海野 隆平  | 15番 | 久長 登良男 |
| 16番 | 谷口 義則  | 17番 | 迫 杉雄   | 18番 | （欠員）   |

20番 原 田 賢一郎

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

19番 徳 峰 一 成

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜 田 政 継 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 吉 田 宏 明  
専門員 津 曲 克 彦

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(25名)

市 長	五位塚 剛	教 育 長	谷 口 孝 志
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	外 山 直 英
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	河 合 邦 彦
大隅支所長兼地域振興課長	東 山 登	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	吉 野 実	商 工 観 光 課 長	荒 武 圭 一
企 画 課 長	橋 口 真 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	桂 原 光 一	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	内 山 和 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	桐 野 重 仁	会計管理者・会計課長	持 留 光 一
介 護 福 祉 課 長	小 園 正 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	川 添 義 一		

開議 午前10時00分

---

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

日程第1 議案第44号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

○議長（原田賢一郎）

日程第1、議案第44号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、議案第44号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第40号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について

### ○議長（原田賢一郎）

次に、日程第2、議案第40号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第40号は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第3 議案第41号 曾於市新地公園グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について

### ○議長（原田賢一郎）

次に、日程第3、議案第41号、曾於市新地公園グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず、海野隆平議員の発言を許可いたします。

### ○14番（海野隆平議員）

議案第41号につきまして質疑をいたしますが、この件につきましては、先ほどの一般質問でもかなりやり取りがあったところではありますが、二、三ちょっと不明な点がありましたので、お聞きしたいと存じます。

まず、1年間の利用者数の見込み、また使用料の見込み、この利用計画等につきましては、できているだろうと思えますけど、利用計画はどうなっているのか、お聞きしたいと存じます。

それと、これは一般質問でもありましたが、時間帯の問題であります。条例上では、9時から5時までというふうになっているわけではありますが、9時から5時までとした理由、いわゆる根拠は何なのか、お答えいただきたいと思えます。

第3点目ではありますが、グラウンド・ゴルフ協会との間で、県の大会を見込み、公認のグラウンド・ゴルフ場として設置はできないものかというような相談があったらというふうに思っておりますけど、公認のグラウンド・ゴルフ場としては利用できるのか、そのようにしてあるのか、以上3点をまずお尋ねしたいと思えます。

### ○社会教育課長（河合邦彦）

年間の利用者数、利用料見込みについてお答えいたします。

年間の利用者数は、昨年度の栄楽公園グラウンドの利用者数を勘案し、なお、新施設ということもございますので、その分を見込んで個人使用が約1万5,000人、占有使用を約7,000人と考えております。

また、使用料につきましては、減免措置等もありますので、年間7万円程度を見込んでおります。

それと、9時から17時までとした根拠ですけれども、条例を大隅弥五郎伝説の里に倣い、作成いたしております。また、グラウンド・ゴルフ協会のほうにお伺いしましたら、大体、協会の大会等3時間程度で試合は終了するという話を聞いておりますので、午前中、午後、9時から同じく17時までで終了すると考えております。

それと、公認コースにつきましてはですけれども、グラウンド・ゴルフ場の公認コースについて、新地公園グラウンド・ゴルフ場は、認定条件を照らし合わせて公認のグラウンド・ゴルフ場として条件を全てクリアしております。

以上、お答えいたしました。

#### ○14番（海野隆平議員）

利用計画はあるようではありますが、これもまた見守っていきたいなというふうに思います。時間帯のことでありますが、9時から5時までとした理由、大隅の伝説の里を引用したというようなことではありますが、しかし、これは条例上書いてあるわけですよ、9時から5時まで。大会だけがグラウンド・ゴルフじゃないんですよ。やっぱり、一般の方々が練習しに来たり、1日を通してそこを利用して楽しまれたりするわけですので、やはり夏場時間、冬場時間というのは、当然私ほうたうべきだというふうに思うわけでありまして、何か、通り一遍のこういう9時から5時までというのはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。

ここに、かのやグラウンド・ゴルフ場の規定があるわけですが、やはりちゃんとそこ辺は、第8条に使用時間のことでありますが、「午前8時半から午後5時までとする。ただし、4月1日から9月30日までの間は午前8時半から午後6時までとする。」というふうとうたわれているわけです。一旦条例でうたってしまうと、条例上そげんなっちゃうですがね、というふうにならないとも限らんわけですよ。だから、やはりここはもっと柔軟に私は時間帯を設定すべきじゃなかったかというふうに思うところでありますが、再度答弁をお願いいたします。

#### ○社会教育課長（河合邦彦）

社会教育課の施設では、こういう形で時間を区切っておりますけれども、管理者が運用において対応しておりますので、時間的に早い出、それと夕方の出という形を

対応できると考えております。

○14番（海野隆平議員）

市長の裁量というふうなことだろうというふうに思うわけではありますが、やはりそれじゃなくて、やはりここはきちんとうたっておかないと、いちいち市長にお伺い立てるわけじゃないでしょ。やはり、ここはちゃんとしてしっかり私は文章化すべきだというふうに思うところであります。

いずれにしても、もう3回までしか質問できませんけど、文厚のほうにこれを付託されると思いますので、十分文厚のほうで練っていただいて、時間帯についてはしっかりした条例にさせていただきたいなというふうに思っております。

最後に1点だけお聞きしますが、朝から恐らく夕方ぐらいまでグラウンド・ゴルフをされる方も多いうふうにいるわけですが、敷地内で簡単な軽食等は準備されているのか。また、1日を通して過ごされる方が多いと思いますので、そういった準備等はできているのか、そこをお聞きしたいと思っております。

○社会教育課長（河合邦彦）

このグラウンド・ゴルフ場は、学校の遠足も想定しております。ですので、場内での食事というものは制限されるものではございません。

（何ごとか言う者あり）

○社会教育課長（河合邦彦）

施設としては、屋根の整った施設はございませんけども、あずまや的なものはございます。

（「売店」と言う者あり）

○社会教育課長（河合邦彦）

売店は、設置しておりません。

○議長（原田賢一郎）

次に、岩水豊議員の発言を許可します。

○1番（岩水 豊議員）

まずは、条例が制定ということで上がっているわけですが、オープン時の規模について再度、何面、何コースになるかをお伺いします。

それと、使用料の算出根拠を明確に示していただきたい。

それとあわせて、年間の維持費が幾らになるのかをお伺いします。

また、昨日の一般質問の答弁でもありましたが、社会教育課に管理が移管されるのは、10月1日ということで間違いはないか、お伺いします。

○社会教育課長（河合邦彦）

オープン時の規模ですけども、お答えいたします。

オープン時の規模としましては、3面で6コースと考えております。各面はダブルコースが設置できる状況でございます。

使用料の算出基礎についてですが、使用料につきましては、占用使用におきましては、大隅弥五郎伝説の里に合わせた使用料となっております。また、個人使用につきましては、弥五郎伝説の里の場合は設定料金がございますので、近隣市町の使用料を参考に設定いたしました。

管理についてですが、10月1日をスタートとする予定でございます。その前につきましては、建設課と一緒に協議しながら、オープンに向けて準備をしたいと考えております。

年間維持費、10月から3月までの管理費を含めまして、今回は1,233万円を予定しておりますけれども、純粹に経常経費を積算しますと約800万円を超えるものと推測しております。

#### ○1番（岩水 豊議員）

今までの市長、一般質問の中で、この使用料はとらないということで一般質問の中でも再三出てきておったと思うんですが、使用料をとるようになった根拠がどうも明確になっていない、それについての説明を求めます。

また、社会教育課が管理をするということであれば、工事の段階からもう少し介入をして、最初から社会教育課の管理のもとに建設課で工事をするという形ではないと、社会教育課のほうが事前に調査したりして管理上の問題点や運営上の問題点を事前に検討することができたのではないかと。オープンを前にして3カ月余りで移管されるということであれば、不具合が出てこないのかをお伺いします。

それと合わせまして、オープンまでの当初計画とオープンまでの総工事費、これの説明を求めます。

#### ○市長（五位塚剛）

今回のグラウンド・ゴルフ場は、市民のための健康づくりの拠点の場所として始めましたので、市民については無料といたしました。市外の方につきましては、最低限の有料といたしましたけど、当然市民の方々と一緒にグラウンド・ゴルフをする方もいらっしゃいますので、そのあたりにも配慮した設定をいたしました。

最初から社会教育課のほうでよかったのではないかとということでございましたが、当然この整備につきましては、基本的には建設課と交えながら教育委員会のほうにも一緒にずっと入りながらいろいろ議論をしまして、建設については、やっぱり技術的な問題でありましたので建設課のほうで対応してはいたけど、最終的には教育委員会のほうの社会教育の事業の一環としていたしましたので、そのあたりもお互いに横の連絡を取り合っておりますので、問題はないというように思います。

○建設課長（新澤津順郎）

今回の新地公園のグラウンド・ゴルフ場についての建設工事費ということによろしいですか。27年度から28年度にかけましての建設工事費になりますが、敷地造成、園路、それから芝生等の工事につきましては、9,545万4,000円、それから管理棟、便所、あずまや等の建築工事につきましては、3,817万8,000円ということでございます。

それから、土地購入費につきましては、4名分、4筆分で1,533万9,000円、それから測量設計及び建築費等の業務委託費が1,163万4,000円となります。合わせまして、総事業費ということになりますが、1億6,060万5,000円ということになります。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

1億6,060万5,000円です、済いません。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

今回の補正の分については、社会教育課のほうでお願いします。

○社会教育課長（河合邦彦）

今回の補正で工事関係と申しましょうか、設備関係の補正が248万6,000円、これは看板を設置いたします。それと、植栽ですけども、396万円を予定しております。以上です。

○1番（岩水 豊議員）

それでは、10月1日から社会教育課の管理ということであれば、今回、今課長のほうで説明がありました看板もしくは植栽工事はオープン後の予定なのか、最後です。もし、これがオープン前ということであれば、所管が社会教育課じゃなくて建設課になるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

予算については、備品等を含めたものでありましたので、社会教育課のほうで予算をお願いをいたしました。当然、植え方を含めて、いろんな事業については建設課のほうでお願いをするというように思います。ですから、お互いに横の連絡を取り合って、進めたいというふうに思っております。

○議長（原田賢一郎）

次に、大川内富男議員の発言を許可します。

○12番（大川内富男議員）

それでは、議案第41号についてお伺いをいたします。

7項目質問しておりましたが、1番目は、ことしの10月1日にオープンするとい

われるグラウンド・ゴルフ場、これにつきまして総事業費は幾らかということは、今岩水議員のほうで質問されましたので、この質問は省き、答弁は必要ありません。

それでは2番目、今まで使用料は無料と聞いておりましたが、市外の個人使用と占有使用を有料にした理由は何か。

次、事業計画、収支計画が示されていないのでお聞きいたしますが、使用者数の年間見込みを市内、市外、占有使用をどのように見込んでいるのか。

次、有料使用者の占有使用の使用料をどのように見込んで、収入合計をどのように見込んでいるのか。また、そのほかに収入の見込みがあるのか。

次、オープン後の経費であります。電気、ガス、水道、薬代、芝の管理、管理棟の従業員、その他の経費は、全て年間幾らかかるのか。これは、先ほど一番最初の議員、海野議員ですか、ありましたがもう一回重ねてお伺いいたします。

次に、この会場で大会を開催する場合、1日で最大何人の大会ができるのか、またその方法はどのように考えているのか。

次に、大会を開くための駐車場の確保はどうか。通常、介護福祉課の職員や健康センターに来られる人たちの駐車スペースを差し引いた駐車場は何台分確保されているのか。

以上、質問をいたします。

#### ○社会教育課長（河合邦彦）

使用料を有料にした理由についてお答えします。

近隣のグラウンド・ゴルフ場においては、ほとんどが市内の居住者でも料金設定がされている場合がございます。市外の居住者が使用する場合は、1.5倍から2倍の料金設定をしているところもございます。新地グラウンド・ゴルフ場においては、近隣市町を参考に、市内居住者が使用しやすいように料金設定をしたところがございます。

使用者の年間見込みについてでございますけれども、年間の使用者数は、昨年度の栄楽公園グラウンドの利用者数を勘案いたしまして、なお新設ということもありますので、その分を見込んで、個人使用約1万5,000人、占有使用約7,000人を考えております。そのうち市外につきましては、個人使用が160人で、市外の占有使用が約400人を見込んでおります。

有料使用と占有使用のそれぞれの見込みについてですけれども、どの程度見込んでいるかということでございますけれども、使用料につきましては、市外居住者が個人使用をした場合が半日100円、占有使用について半日2,160円となっております。1日使用した場合は、ともに倍額になっております。占有使用につきましては、減免措置が適用される場合がありますが、収入の見込みとしましては、本年度分につ

いて半日占用使用が10件、1日占用使用を3件、半日個人使用、これは市外ですけれども50人、1日使用を30人、合計4万5,000円を半年間で見込んでおります。

なお、ほかには収入は見込んでいないところでございます。

次に、経費でございます。電気、ガス、水道、薬剤、芝の管理または管理棟における従業員の経費、その他運営に係る全ての経費は幾らかということについてお答えいたします。

新地公園グラウンド・ゴルフ場の経費につきましては、電気料が12万円、上下水道料が11万3,000円、除草剤・肥料が42万円、芝の管理として芝刈り、除草剤散布等の清掃業務に136万3,000円、管理棟の受付業務が126万3,000円など半年の運営に係る経費としまして、約400万円になると思います。なお、ガスは設置しておりません。

⑥この会場で大会を開催するに当たり、1日で最大何人の大会ができるか、またはその方法はどういう質問についてお答えいたします。

現在、曾於市の大会は1ホールを1チーム5人ずつの2チームで競技しております。1コースに8ホールございますことから、1チーム5人で換算しますと80人がスタートできると思っております。

新地公園グラウンド・ゴルフ場は3面ございます。それぞれダブルホールになっておりますので6コースできる換算になります。6コースそれぞれ80人がスタートできることから、480人が一斉に競技ができるということになっております。それを午前、午後に分けて競技いたしますと、1日最大960人規模の大会が開催できると考えております。

#### ○建設課長（新澤津順郎）

⑦新地公園グラウンド・ゴルフ場の駐車場の確保ということでお答えいたします。

保留地などの臨時駐車場を含めまして、近辺には約430台の駐車場があり、通常の生きいき健康センター及び市民プールの利用者と職員の駐車場を約50台としますと、約380台が駐車場として確保できるということでございます。この380台を超える駐車スペースを必要とする大会を開催する場合には、若干駐車場が不足するということが予想されます。

開催日の調整や車の乗り合わせをお願いするなど、グラウンド・ゴルフ協会との協議が必要ということになります。

以上です。

#### ○12番（大川内富男議員）

それでは、今、収支計画の使用料と管理料、これをお話いただきましたが、多分これは半年間のあれじゃないかと思うんですが、もう一度、1年間の使用料収入、

それから1年間の運営費、もう一回答えていただきたいと思います。

それと、今6番の大会で最大、午前、午後でしますと960人というんですが、課長もされたことがあるかも知れませんが、ダブルコースに行くと、今全コース8面に埋めるわけです。対戦相手から10名、それが8ホールありますので80名、それになるんですが、次に打つところはそこにも人がいるところです。だから、普通は半分なんです。その打つところに10人待っているわけですから、それがダブルコースになると20名、その地域になる。だから、そのホールはあけて、普通に大会ができるようになりますと、1つはあけるから、この半分だと私は思っております。されたことがあるかも知れませんが、私は半分だと思っているんですが、これでできるということであれば、これで結構です。その中で、市内と市外利用者、これを分けるのはどうして見分けているのか、これが質問の1点です。

年間の収入と年間の管理料、それから市内の方と市外の方をどうして見分けているのか。それは、誰が行うのか。市内の利用者、市外の利用者、誰がどこで見分けてそれをしているのか、まずその3点をお伺いいたします。

#### ○社会教育課長（河合邦彦）

使用料についてお答えします。半年で、今回補正で歳入4万5,000円見込んでおりますけども、来年度、平成30年度ですけども、見込みとしては約7万円を見込んでおります。

先ほど、個人使用が1万5,000人、占用使用が7,000人と申しましたけども、これは年間の見込みでございます。

管理費ですけども、半年で現在1,233万円補正をお願いしております。この中には、備品購入費等、それと看板及び植栽等が入っておりますので、通常経費は約400万円と見込んでおります。ですから、単純に1年間にしますと400万円掛ける2で約800万円、少なくとも800万円を超える金額になると考えております。

市内と市外を見分けるのは誰がするのかと、管理人がおります。個人使用につきましても、人数把握のために申請書というものを書いていただきます。その際、確認をする方法でございます。

以上です。

#### ○12番（大川内富男議員）

わかりました。年間の収入は7万円、それから管理料は年間800万円ということがわかりました。それから、市内、市外を管理人さんは、これはまた最後の質問になります。日曜、祭日、それごとにずっとおられるのかどうか。

それからもう一つ、これは最後に市長にお伺いいたしますが、前回の選挙におかれまして、市長は結局はパークゴルフ事業、この中の反対をされて当選されたと認

識しておりますが、そのときに私の9月の質問で、とにかくその事業、パークゴルフ、それからフラワーパーク等整備事業については、きっぱりと中止であると。その中にはグラウンド・ゴルフ場も入っております。その理由として、収支計画が年間1,310万円の赤字になると。私は、図書館とかそれから公園とか無料のところもあるんだから、それぐらいがいいんじゃないかと質問したところ、この1,310万円が将来的には2,000万円、3,000万円と赤字になる可能性があるから中止だと言われた。それが、今回は全く、年間の管理が800万円かかりますよ、収入は7万円ぐらいでとまっていますよという中でいきますと、700万円前後の赤字が出るんですが、それを前のときにあれだけ赤字がでるからと反対されたのが、今回はこの赤字が出て提案された理由、今まで言っていたことと今度の提案されたこの赤字が出てやるということの理由をお聞かせいただいて、私の質問を終わります。

以上です。

#### ○社会教育課長（河合邦彦）

管理人につきましては、休日が、年末年始の休日のみでございます。平日、土日出勤しております。

#### ○市長（五位塚剛）

胡摩地域にフラワーパーク建設事業の提案がありまして、やはり胡摩地区というのは畜産が盛んなまちでありましたので、花公園を含めた事業はなかなか難しいだろうということもありまして、私自身は反対をいたしました。

私もそのときは議員をしておりましたので、市民の中から、グラウンド・ゴルフ協会の方々から同時並行的に陳情が上がりました。そのときの陳情の状況は、胡摩地区にグラウンド・ゴルフ場をつくるということではありませんでしたので、全会一致で私を含めてこの陳情を採択いたしました。

この間、グラウンド・ゴルフ協会の方々との協議をしてきて、末吉にこういう空き地があるけど、このところをうまく利用してのグラウンド・ゴルフ場でいいですかということをしたら、非常にありがたいということを言われましたので、このような形で進めてまいりました。

市民のための健康づくりということで、無料といたしました。管理費についてもなるべくお金をかけないやり方ということで進めてまいりますけど、利用される、グラウンド・ゴルフをされる人たちにも草取りなんかを今後も協力をしていただきたいと思います。自分たちの施設という意味で、大事に使っていただいて、いろんな意味での節減は努力をしたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○議長（原田賢一郎）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

○16番（谷口義則議員）

通告外で恐縮ですが、今の同僚議員の質疑を聞いておまして、ちょっと奇異に感じておりますので、一、二点質疑をさせていただきたいと思います。

まず、1つの事案、いわゆるこの条例案の審議をするのに、2つの所管、2つの課の課長が答弁するこの異状な事態が不思議だと思う。予算の伴う条例案を2つの課の課長が、しかも一方は行政委員会の課長が答弁し、一方は市長部局の課長が答弁して1つの事案を審議するのに2人の答弁があるというのは、本当におかしいと思うんですよ。これは、大体わかっているんです。4月1日のオープンなら、そうでなくてもスムーズにいったかもしれないんです。10月1日のオープンだから、このような状態が生まれがちなんです。それにしても、平気でこの1つの事案に向かって2つの課長が答弁している姿は、私のほうは不思議に思わざるを得ないと思うんです。同僚議員がどういうふうにお考えかしれませんが、総務課長、この新しい条例を制定するに当たり、担当課と総務課の法制係との合議はしっかりとできていますか。

○総務課長（今村浩次）

この条例制定に当たりましては、総務課の文書法制係と、それから社会教育課のほうと、市長、副市長交えて協議したところでございます。

○16番（谷口義則議員）

新しい条例を制定するわけですけれども、私はこの附則の中に、2に「この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例を施行前においても行うことができる。」という条文があるんです。余り、こういう条文というのは僕は見たことがないんですが、これは何を、オープン前のこの準備行為とは何を考えて、条例にまで制定されたんですか。

それから、社会教育課長、このグラウンド・ゴルフ場に遠足も連れていきたい、本気で言っているんですか。まず、第一に、目的外使用になります。遠足で連れて行ったら。遠足のための施設じゃないんです、これは。ましてや大人が、ステッキを振り回しているところに子どもを連れて行くんですか。どういう発想ですか。だから、グラウンド・ゴルフを何のためにつくるかがわかっていないんじゃないですか、担当課として。

それと、附則の中の備考でこういうふう書いてあるんですけれども、本来これは要綱で決めていくべきものじゃないかと私は思うんです。何で条例のその中でこれをうたわないかんか。備考という形で。そうすると、要綱であれば、要綱でうたってあれば、その時間外の問題とかそういった問題も、わざわざ議決を得んでも

いけんかしてやっていけるんですよ。いかに、これをつくる前に時間がなかったかということになるんでしょうけども、こういうのは要綱で示すべきものじゃないかと、私はそう思うんですが。どなたでもいいからお答えください。

**○市長（五位塚剛）**

今回のグラウンド・ゴルフ場の条例については、やはり目的が基本的にはグラウンド・ゴルフ場という形での大型の利用というふうになると思います。しかし、これは入り口を、夜を含めて鍵をするわけでありませんので、当然市民の方々が健康の場として中を散歩されたり、また利用されていないときには子供たちが1つの遊び場として利用することもあると思います。そういう意味で、近くの保育園の人たちが来て楽しむ遠足の場となることも当然あると思います。そういう意味で、広く市民に開放したいというように思います。

基本的には、市民の方々の健康の場のグラウンド・ゴルフ場という形での条例の提案をいたしましたけど、やはり今言われるように問題があるものについてはちゃんと規則で提案するというのが大事だと思っておりますので、これについてはまた引き続き担当課を含め、総務課も、また我々も皆さんの御意見を、委員会で審議されるでしょうから、その意見を聞きながら、また直すところは直したいというように思います。

**○16番（谷口義則議員）**

今の要綱についても規則についてももう一度検討されて、委員会審議までにどうされるかは考慮していただければいいかと思います。

ただ、市長、子供や近隣の人たちがそのグラウンド・ゴルフ場で試合をしていないときに楽しむということまで制限しなさいと言っているんじゃないかと、教育委員会のほうで、遠足というのは学校行事でしょう。教育法の一環として教育課程の中で組まれているものなんです。それがこのグラウンド・ゴルフ場のところに連れていくんですよと設定ができるのかということを知っているんです。市長が言う、子供たちが遊びに来て、誰も使っていないときに遊ぶのまで制限するのかという意味じゃないんです。学校行事としてそういうふうな遠足というものに使えるようなものじゃないんだから、そういう認識でグラウンド・ゴルフ場の条例を制定すること自体がおかしいと言っているんですよ。いいですか。後は、委員会でしっかりとやっていただければいいので、これで終わります。

**○議長（原田賢一郎）**

ほかに質疑はありませんか。

**○9番（八木秋博議員）**

総括ですので2点ほどお尋ねいたします。

まず、愛好者、先ほど年間利用者数を個人は1万5,000人ほどと想定しておるといふ答弁がございましたですけど、ゴルフもいろいろありまして、普通のゴルフ、それとグラウンド・ゴルフ、ゲートボール、昔はありまして今もやっていますけど、それとパークゴルフ、パターゴルフは疎外しても、この4つの大体愛好者というのを何人ぐらいと捉えていらっしゃるのかということですが、まずそれが1点。

なぜ、それを聞くかということ、この各球技は一過性のあれがありまして、例えば普通のゴルフを最初スタートした方、なかなかパークゴルフあるいはゲートボールというかグラウンド・ゴルフまではしないと。パークゴルフに最初スタートした方は、なかなかグラウンド・ゴルフには行かない。最初、グラウンド・ゴルフをした方は最後までグラウンド・ゴルフをする。最初ゲートボールをした方は、終生ゲートボールをして、もうそれが廃れるまで待つというような感じがある。一過性のものであります。例えば、旧末吉町も体育館の下に立派な屋内のゲートボール場を持っていますけど、おそらくその稼働率がどこまであるのかというのはちょっと疑問なんですけど。

それを含めて、例えば今度の新地公園のやつは専用のグラウンド・ゴルフ場です。それと弥五郎の里も含めて、例えばほかの併用とか転用とかちゅうことは考えていらっしゃるのか。それは可能なのか、考えてられないのか、あるいはその研究するあれはないのか、2点ほどお尋ねします。

#### ○市長（五位塚剛）

今言われるように、どのスポーツで最初に入ったか、それによって、人にはよりますけど、もうそのゲートボールが好きな人はずっとされている方もたくさんおられるようでございます。しかし、中にはそのスポーツはやめて、今どちらかということ、この曾於市内を見ても、グラウンド・ゴルフで楽しく自分の一つのスコアというものが出てきまして、みんなでしながら自分のスコアが出てくるから、和気あいあいとできるのは、今グラウンド・ゴルフじゃないかなと思っております。

パークゴルフもその面があるんですけど、なかなか私たちの地域にはその敷地がありませんのでしておりませんが、いろんな競技が今盛んになってくるだろうと思っております。

ここの場合も、何人かが傘をひっくり返したようなやり方で競技をされているような人がここにもいらっしゃいます。その方々も、ぜひ競技をさせてほしいというような声もありますので、あいているところを使っただけであればいいんじゃないかなというふうに思っております。

あと、市内のいろんな施設があります。一番よく利用されているのが、大隅の弥五郎の里の公園については、もう毎日のようにたくさんの方々がグラウンド・ゴル

フを楽しまれております。それで、大会が重なると使用できないという方もいらっしゃいまして、できたら運動公園のところは今あいておりますので、あそここのところの縁石の撤去を指示をいたしました。だから、あそこをもっと活用してもらえれば、まだまだできるんじゃないかなと思っております。財部については、城山公園が、午前中は毎日のようにしておりますけど、あそこももうちょっと活用があったら広がるんじゃないかなと思っております。末吉の場合は、この栄楽公園と今回できるところがあればもっと楽しくできるんじゃないかと思っております。

あと、市民の人の考えは、通常はやっぱり自分のところの近くで自治会の人たちが持っていらっしゃいまして、そこを通常的にはしてございまして、ちょっとした大会を望んでおりますので、また市民のいろんな要望に沿った形の取り組みというのを全体の見直しが場合によっては必要になることがあるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○社会教育課長（河合邦彦）

グラウンド・ゴルフの愛好者の人数ですけれども、曾於市のグラウンド・ゴルフ協会が登録で1,219名いらっしゃいます。栄楽公園で通常やられている自治会、それぞれチームをつくられてやっておられる方が約300名いらっしゃいます。各自治会、公民館、グラウンド・ゴルフ場がございまして、その人数については把握仕切っておりません。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第4 議案第42号 曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第43号 曾於市過疎地域産業開発促進条例及び曾於市工業開発促進条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第4、議案第42号、曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び日程第5、議案第43号、曾於市過疎地域産業開発促進条例及び曾於市工業開発促進条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました海野隆平議員の発言を許可します。

**○14番（海野隆平議員）**

それでは、議案第42号と43号につきまして質問をさせていただきます。

まず、議案第42号であります。これは確認になるかというふうに思うわけですが、大都市圏内では非常に保育園施設が、幼稚園施設も含めて足りないというようなことも聞いているわけですが、曾於市内の保育園、幼稚園であります。これについては待機児童を含めているのか、どうなのか確認を求めたいと存じます。

また、現在この条例に該当する職員は何名いらっしゃるのか、あわせてお聞きしたいと存じます。

次に、議案第43号であります。

今回、情報通信技術利用事業を農林水産物等販売業に改めるというふうになっているわけですが、まず農林水産物等、「等」とあるわけですが、これはどこまでの範囲を「等」というのか、お聞きしたいと存じます。

また、2番目であります。今後も対象となる企業であります。何社ぐらい見込んでいるのか、お聞きしたいと存じます。

次に、3番目であります。対象となる企業の規模、規定等はあるのか、3点ほどお聞きいたします。

以上であります。

**○総務課長（今村浩次）**

お答えいたします。今回の条例改正の内容でございますが、「特別な事情」というところに「待機児童」というのを加えたところでございますが、本市におきまして待機児童は現在ないところでございます。よって、今回この条例に該当する職員はいないということになります。

以上でございます。

**○企画課長（橋口真人）**

それでは、私のほうから議案第43号につきましてお答えいたします。

まず1番目の農林水産物等でございますが、現在のところ、これにつきましては、いわゆる農産物、水産物、林産物、そういう市内で生産されたもののみを対象としているところでございます。

それから、2番目の対象となる企業が何社ぐらいかということでございますが、今回の条例改正につきましては、農林水産物等の販売事業者、いわゆる6次産業事業者を想定しているところでございますが、このような事業者が今後新規に施設を

整備する場合や既存施設に増設した場合に、固定資産税の減免を行うものでございます。

現在、この条例の対象となる企業としましては、大きなところではナンチクや横山食品、あるいはニチレイ・ロジスティクス、澁谷食品等が考えられますが、これらにつきましては製造業でありますので、現状のままでもこの条例の対象となっております。そのほかに、例えば市内にある事業者でありましたら、吉川農園さんとか大隅オリーブ会さん、あるいは日本有機さん等を想定しておりますが、これらの事業者につきましては、今後商工観光課や農林振興課と連携を図り、関係事業者へお知らせを行いたいと考えております。

また、この条例改正が認められましたら、新規に開業される方も考えられますので、市報等により広報も行いたいと考えているところでございます。

次に、この条例改正による対象となる企業の規模でございますが、本条例の改正の対象となる企業につきましては、規模及び従業員数の定めはありませんが、この過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令により、この施設整備に伴う減価償却資産の合計額、いわゆる施設整備に伴う整備費でございますが、これが2,700万円を超えるものが固定資産税の減免の対象となっているところでございます。

以上です。

#### ○14番（海野隆平議員）

今、課長の答弁である程度わかりましたが、議案第43号であります。この条例の最後に、「この条例は公布の日から施行する。」というふうに書いてありますけど、施行日はいつになるのか、具体的な施行日でありますけど、お答えいただきたいと存じます。

#### ○企画課長（橋口真人）

公布の日でございますが、この条例が可決になった後に議会から通知のあった日になるところでございます。

#### ○議長（原田賢一郎）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第45号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第6、議案第45号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、宮迫勝議員の発言を許可します。

○5番（宮迫 勝議員）

それでは、一般会計補正予算の第1号説明資料に基づいて、質疑をいたします。

まず、1番目に、27ページ、農林振興課の農業総務事務費、この中の農業公社設立準備貸金と財部支所一般事務補助貸金について、まず説明を求めます。

次に、同じく農林振興課、29ページです。花房峽憩いの森の管理費、この事業の内容を説明してください。

次は、商工観光課にお尋ねいたします。31ページ、33ページ、34ページで、それぞれ3つの駅で自動体外式除細動器の備品購入費が組まれています。当初予算でなく、なぜ6月議会の補正になったのか、まずこれを伺います。

それと、この自動体外式除細動器の有効期限といいますが、使用期限は何年なのか。また、そのチェック体制はどうなっているかお伺いします。

同じく商工観光課で31ページ、道の駅及び四季祭市場施設管理費で、施設修繕費で屋根撤去、ふきかえ修繕費とガードレールの設置工事が計上されております。四季祭市場は4月にリニューアルオープンしたばかりであります。ほかのところの不具合なのか、工事内容と理由を教えてください。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうから、まず、農業公社の設立準備貸金と財部支所の一般事務補助貸金についてを答弁いたします。

農業公社の設立準備貸金につきましては、今後農業公社の設立に向けまして、公社の形態であったり、組織の機構、それから長期的及び単年度的な事業計画、それ

からいわゆる構成団体との調整、それから業務の執行体制、予算、経営計画であったり設置場所といったような項目を事務的に進めていかなければならないということがございまして、専門的に事務処理をしていただく方の臨時職員賃金という形で計上をさせていただいております。

次に、財部支所の一般事務補助賃金につきましては、4月の14日付の人事異動によりまして、財部支所産業振興課の職員が1減になったところでございます。それによりまして臨時職員補充のための賃金という形で計上させていただいているところでございます。

それから、29ページ目でございますが、花房峽憩いの森管理費の事業の内容についてということでございます。

これは、先般の全員協議会でも御説明させていただきましたけれども、3月29日の火災によりまして、2棟のバンガローが焼失したところでございまして、その再建築をするための測量、設計の業務委託料と、あと火災による瓦れき等積み込み、運搬に係る業務委託料並びにその火災の跡地の人口張芝の材料費等を計上しているところでございます。

以上です。

#### ○商工観光課長（荒武圭一）

私のほうでは、31ページ、33ページ、34ページについてお答えいたしたいと思っております。

3つの道の駅に、今回入れかえ予定の自動体外式除細動器が設置されたのは7年前の2010年4月でありまして、社団法人建設弘済会より各道の駅に寄附されたものであります。その時点から現在まで、市の備品登録としてはされておりませんでした。

現在、設置されている自動体外式除細動器は使用期限が6年間のものであり、2016年4月で使用期限が切れております。本年4月に、使用期限が切れているとの報告があり、各道の駅を調査した結果、3台同時に寄贈されたものでありまして、期限切れしていることが判明いたしましたので、今回備品として購入する補正予算を計上させていただきました。

次に、道の駅四季祭市場のガードレール等の工事についてお答えいたします。

道の駅四季祭市場のリニューアル工事は、国の交付金事業を活用しておりまして、直売所やレストランの増築と、合併処理浄化槽の設置、外構工事などが補助の対象であり、既存施設の修繕は対象外であります。

屋根材の腐食に気づきましたのは本年3月で、原因はトイレの排気口からの廃棄物の成分で腐食しているものと思われまます。このまま放置した場合、雨漏りの原因

になりますので、修繕費として予算計上させていただきました。

また、ガードレールにつきましては、さきに述べました国の交付金事業で整備した新設の通路部分に設置するものであります。この通路といいますのは、出荷者の皆さんが搬入口に商品を運搬する通路でありまして、工事終了後に利用者の皆さん、出荷者の皆さんからガードレールを設置してほしいとの要望がありました。計画段階では安全性に問題がないということではしておりますが、現地で検討し、設置の必要性があると判断して、予算計上させていただいたものであります。

以上でございます。

#### ○総務課長（今村浩次）

自動体外式除細動器、AEDの有効期限とそのチェック体制についてお答えをいたします。

AEDの有効期限につきましては、メーカーによって異なります。メーカーが4つほどあるようでございますが、通常、本体につきましては、6年から8年、バッテリーにつきましては4年程度となっております。また、パッド等につきましても2年程度というふうになっているところでございます。

期限切れなどのチェック体制につきましては、現在のところ、それぞれの担当課が管理しているところでございます。

以上でございます。

#### ○5番（宮迫 勝議員）

それでは、2回目の質問に入ります。

農業公社の設立準備の事務的な専門家だという回答ですけれども、特別に資格がいるとは思いませんけれども、一般の方でも公募できるのか、それとも市役所のOBの方とかを想定しているのか、これがまず1点です。

農業公社の設立において、今までどの団体と協議をされてきたのか。それから、今後の設立に向けてのタイム的なこのスケジュール、いつごろまでにここまではしたいというのがあったら示してください。

次は、花房峡の憩いの森の管理費ですけれども、私はちょうど4月24日の全協にちょっと不幸がありまして、参加していませんでしたので、そのときの質疑と重複するかわかりませんが、若干確認のために質問いたします。

このときの報告書を見ると、出火原因は配線コードのとめるところの金具の部分から漏電して、それが原因ではないかということでありました。この花房峡憩いの森のバンガローは全部で10棟あったんですけれども、残りの8棟のバンガローとそれから財部の大川原峡キャンプ場にもバンガローがありますけれども、こちらのほうの点検はされたのか。

それから、建物共済の保険額の査定をするということでありましたけども、こちらとの関係はどうなったのか、この2点を確認いたします。

それと、もしこのバンガローが完成はいつごろなのか。もうすぐもう夏休み、キャンプ時期に入りますけども、これに間に合うのか。以上3点ですね。

それから、商工観光課のAEDについて、チェック体制がその事業所事業所、もしくは所管でやっているからこういうのがやっぱり起こり得るんですね。きのうの宮崎の新聞で、宮日新聞で、川南町の公用車が車検切れのまま12日間使用していたと。原因は、担当課の職員が自賠責保険の満了日と車検の日の満了日が同じだと勘違いをしていたということでした。この対策として、総務課が全車両を一元化して管理すると、一元管理をするという見直しをしたいということでありました。

総務課長にお尋ねしますけども、やっぱりチェック体制を1つじゃなくて、二重、三重にしたほうが安全だと思うんですね。やっぱりこの方法はとれないかと思うんですけども、総務課長の考えをお伺いします。

以上です。

#### ○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。まず、第1点目の農業公社につきましてでございます。

この賃金、どういった方を雇用するのかという御質問だと思います。今、農業公社のこの協議につきましては、市と農協、それからナンタク、あとまた共済組合等も入っておりますけれども、そういったところで協議をしているところでございますが、やはりこの構成団体の調整役というのにも必要になってくるかと思っております。そういったことで、今、農協のOBの方と今折衝をしているところでございまして、その方をお願いできればというふうに今考えているところでございます。

あと、この協議の段階でございますが、昨年6月の30日から協議を始めておまして、この準備委員会につきましては、今2回ほど開催をさせていただいているところでございます。そのほか、その下部の組織として幹事会、そしてその下にさらに作業部会、作業部会は耕種部会、畜産部会という形で持っております、それぞれの機関で協議をしていただいて、準備委員会に報告をするという形をとっているところでございます。

タイムスケジュール的なところにはいきますが、この協議の中で、先ほど1回目申し上げました設立計画書というのをしっかりとつくり上げたいと思っております。と申しますのは、やはりその目的、目標、事業の展開、そういったものを考えますと、どうしても県内たくさんの公社がございまして、やはり独立採算とれているところが少ないということもございまして、どの程度の規模にするのか、どういった事業をしていくのかということをしかりと計画を立てないといけないというふう

うに思っております。

そういった意味から考えますと、それを全てある程度の土台をつくりまして、どれだけ早くてもその構成団体のいわゆる承認が必要になってくると思います。例えば農協さんであれば総代会、ナンチクさんであれば取締役会か株主総会という形になります。市であれば議会ということになりますが、そういった構成団体の承認を得なければやはりスタートできないだろうということを考えますと、やはりどれだけ早くても30年の6月以降になるのかなというふうに考えております。

それから、花房峡の憩いの森の関係でございますが、おっしゃるとおり、配線コードの釘の打ちつけが強すぎたということが原因であろうという結論が出されたので、その後すぐに花房峡の残りのバンガローについては、全て点検を終わらせております。大川原峡につきましては、ちょっと確認がとれておりません。申しわけございません。

それから、共済の額でございます。一応、限度額は507万円ということで聞いておりますけれども、ただ、この再建築にかかわる設計等ができないと、その共済の額が確定しませんので、そういった形になろうかと思っております。

それから完成の予定日でございますが、今もうキャンプ場は利用期に入っておりますので、できれば設計ができ上がった段階と共済額を考えますと、やはり来年度当初予算に計上になるのかなというふうに考えております。

以上です。

#### ○総務課長（今村浩次）

AEDの件につきましてお答えを申し上げます。

現在、曾於市で管理している、所有しているAEDが今回の3台を含めまして52台あるようでございます。AEDにつきましては、非常時に使うわけでございますので、命にかかわる非常に重要な設備であるというふうに認識しているところでございます。今回のこともありましたので、今後の体制ですが、言われますとおり、二重のチェック体制をとることが非常に重要なことかなと思っております。

総務課のほう、消防防災係を持っている関係で、総務課のほうでその使用期限等をまず各課に照会をかけまして、一覧表を作成したいと思います。さらに財政課と協力をいたしまして、当初予算の計上等にそれがのってるかどうかというところを確認しながら、またその交換時期等も総務課のほうで確認しながら今後体制を整えていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。失礼しました。

次に、岩水議員の発言を許可します。

○1番（岩水 豊議員）

通告を出しておりましたので、質疑いたします。

今、宮迫議員の質疑と一部かぶる部分がありますが、再度確認のためにお伺いいたしますが、委員会説明資料の27ページの件であります。農業公社設立準備委員会の委員の構成を示してください。

それと、開催時期、オープンについては先ほどありましたので結構です。それについて説明をお願いします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

この設立準備委員会の構成につきましては、市のほうが市長及び農林振興課を担当する副市長、それからそお鹿児島農業協同組合代表理事組合長及び経済担当常務、それから曾於畑地かんがい農業推進センターの所長、それから農業委員会長、曾於農業共済組合長理事、株式会社ナンチクの専務取締役、それから曾於市の園芸振興会長、茶業振興会長、肉用牛の生産部会長、肥育部会長という形で12名で構成をさせていただきます。

○1番（岩水 豊議員）

今、この準備委員会ではどのような段階まで進んでいるかお伺いいたします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今、この準備委員会、直近では2月の3日に開催をさせていただきました。その中では、各先ほど申しました作業部会の畜産部会、耕種部会からのそれぞれの調査結果報告をさせていただきます、その上部であります幹事会での総括した部分を報告をさせていただきました。それから、委員の方から今後こういったものは考えられないかとか、いろいろな意見をお伺いして、今指示をいただきました。

そうしてる中で、また再度作業部会に戻しまして、3月、4月でそれぞれ部会のほうで調査、研修されて先般の6月2日に再度幹事会を開いているということでございますので、今後また準備委員会を次にまた報告をするという形になっております。

ただ、公社をどうやって、こういう形ですぐ設立をしましょうとか、設置場所がありますとか、予算でありますとか、そういったものについては、まだそこまで協議は至っていないところであります。

○1番（岩水 豊議員）

それで、市としての基本的な考えとして、設置場所、時期等については来年6月

以降ということですが、設置場所、基本的なその公社が持つ役割というところは、どのようなことを考えていらっしゃるかを伺います。

○市長（五位塚剛）

この問題につきましては、農協の方々、またナンチクの方々ともお話しをいたしました。今、畜産に関しましては、畜産農家の方々が高齢化によってやはりどんどんやめられていかれます。そういった場合に、最終的には、ナンチクのほうでも牛の確保が1万6,000頭したいんですけど、非常に厳しい状況になっていくということを懸念されております。そういう意味では、最終的にはそれを補強するための、民間の力ではなかなかできない部分がありますので、そこをやはりナンチクとJA等一緒になった牛の確保を進めていきたいというふうに思っております。

また、普通耕作の部門では、新規で農業をされる方が最初から研修するということもなかなかまだ公的な部分ではありませんので、やはりそういうものを例えば志布志みたいなああいいうピーマンのハウスの関係のものとか、いろんなことが考えられますので、総合的なものを考えていきたいというふうに思っております。

場所については、まだ確定はしておりませんが、市が所有する土地を有効活用したいというふうに思っておりますけど、例えば胡摩のフラワーパーク跡地が今のところまだ活用決まっておりますので、そこが一部分活用できるのであれば、そのことも考えております。

また、曾於市の末吉の堆肥センターの近くにも市の土地がありますので、この部分も有効活用ができるのかなということで、2つが候補に挙がっているところでございますけど、まだ確定しているわけではありません。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第46号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第8 議案第48号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ  
いて

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第7、議案第46号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算  
（第1号）について及び日程第8、議案第48号、平成29年度曾於市介護保険特別会  
計補正予算（第1号）についての2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表の  
とおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第9 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複  
式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書  
採択の要請について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第9、陳情第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の  
1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請  
については、配付いたしております陳情文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付  
託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月28日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

---

散会 午前11時29分

平成29年第2回曾於市議會定例会

平成29年6月28日

(第5日目)

## 平成29年第2回曾於市議会定例会会議録（第5号）

平成29年6月28日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第5号）

第1 議案第40号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について  
（総務常任委員長報告）

第2 議案第41号 曾於市新地公園グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について  
（文教厚生常任副委員長報告）

（以下2件一括議題）

第3 議案第42号 曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
第4 議案第43号 曾於市過疎地域産業開発促進条例及び曾於市工業開発促進条例の一部改正について  
（総務常任委員長報告）

第5 議案第45号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について  
（総務常任委員長、文教厚生常任副委員長、建設経済常任委員長報告）

（以下2件一括議題）

第6 議案第46号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
第7 議案第48号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
（文教厚生常任副委員長報告）

（以下5件一括議題）

第8 議案第47号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
第9 議案第49号 平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
第10 議案第50号 平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について  
第11 議案第51号 平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
第12 議案第52号 平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

第13 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について

(文教厚生常任副委員長報告)

第14 同意案第13号 農業委員会委員の任命について

(以下18件一括議題)

第15 同意案第1号 農業委員会委員の任命について

第16 同意案第2号 農業委員会委員の任命について

第17 同意案第3号 農業委員会委員の任命について

第18 同意案第4号 農業委員会委員の任命について

第19 同意案第5号 農業委員会委員の任命について

第20 同意案第6号 農業委員会委員の任命について

第21 同意案第7号 農業委員会委員の任命について

第22 同意案第8号 農業委員会委員の任命について

第23 同意案第9号 農業委員会委員の任命について

第24 同意案第10号 農業委員会委員の任命について

第25 同意案第11号 農業委員会委員の任命について

第26 同意案第12号 農業委員会委員の任命について

第27 同意案第14号 農業委員会委員の任命について

第28 同意案第15号 農業委員会委員の任命について

第29 同意案第16号 農業委員会委員の任命について

第30 同意案第17号 農業委員会委員の任命について

第31 同意案第18号 農業委員会委員の任命について

第32 同意案第19号 農業委員会委員の任命について

第33 発議第2号 曾於市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

第34 閉会中の継続審査申出について

第35 閉会中の継続調査申出について

第36 議員派遣の件

追加

(第5号の2)

第1 発議第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	岩水 豊	2番	湊合 昌昭	3番	泊ヶ山 正文
4番	上村 龍生	5番	宮迫 勝	6番	(欠員)
7番	九日 克典	8番	伊地知 厚仁	9番	八木 秋博
10番	土屋 健一	11番	山田 義盛	12番	大川内 富男
13番	大川原 主税	14番	海野 隆平	15番	久長 登良男
16番	谷口 義則	17番	迫 杉雄	18番	(欠員)
19番	徳峰 一成	20番	原田 賢一郎		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 浜田 政継 次長兼議事係長 森岡 雄三 総務係長 吉田 宏明  
専門員 津曲 克彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(25名)

市 長	五位塚 剛	教 育 長	谷口 孝志
副 市 長	八木 達範	教育委員会総務課長	外山 直英
副 市 長	大休寺 拓夫	学 校 教 育 課 長	中村 涼一
総 務 課 長	今村 浩次	社 会 教 育 課 長	河合 邦彦
大隅支所長兼地域振興課長	東山 登	農 林 振 興 課 長	竹田 正博
財部支所長兼地域振興課長	吉野 実	商 工 観 光 課 長	荒武 圭一
企 画 課 長	橋口 真人	畜 産 課 長	野村 伸一
財 政 課 長	上鶴 明人	耕 地 課 長	小松 勇二
税 務 課 長	桂原 光一	建 設 課 長	新澤津 順郎
市 民 課 長	内山 和浩	水 道 課 長	徳元 一浩
保 健 課 長	桐野 重仁	会計管理者・会計課長	持留 光一
介 護 福 祉 課 長	小園 正幸	農業委員会事務局長	吉元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	川添 義一		

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

日程第1 議案第40号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（原田賢一郎）

日程第1、議案第40号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

本案については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山田義盛）

おはようございます。報告をいたします。

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案4件、陳情2件を6月20日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案4件について、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

1、議案第40号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更について、審査における質疑内容と結果について報告いたします。

本案の変更の内容は、本計画における自立促進施策区分「その他地域の自立促進に必要な事項」に関し、本年第1回定例会において可決された「曾於市過疎地域自立促進特別事業基金条例」により基金を積み立てるため、事業計画表中に事業内容を追加するものであります。

これに伴い、自立促進施策区分の概算事業費の合計額が2割を超えること、なおかつ変更により計画本文の修正を行うことが計画変更の手續規定に定められた「大幅な事業量の増減」に該当するため、議会の議決を求めるものです。

委員より、財政計画や総合振興計画との整合性、合併特例債との違いについての質疑があり、関連する計画とは合致している。合併特例債との違いは、現年度積み立てた分を翌年度取り崩して使えるなどの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第41号 曾於市新地公園グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第2、議案第41号、曾於市新地公園グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任副委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任副委員長（上村龍生）

文教厚生常任委員会の報告をいたしますが、委員会のときに委員長が欠席届を出されておりましたので、副委員長のほうで報告をいたします。

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案4件、陳情1件を6月20日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

1、議案第41号、曾於市新地公園グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

市民の交流及び健康増進を図り、曾於市における生涯スポーツの振興に寄与するための曾於市新地公園グラウンド・ゴルフ場の設置に伴い規定を定めるものであります。

名称を「新地公園グラウンド・ゴルフ場」とし、末吉町に設置。管理は指定管理者に行わせることができること。また、使用時間は午前9時から午後5時までとし、使用料については、個人使用の場合、市内居住者は無料、市外居住者は有料等それぞれ定められており、平成29年10月1日から施行するものであります。

委員より、グラウンド・ゴルフ以外の使用について質疑があり、コースについては3面6コースのうち、1面の公認2コースのみを常設コースとし、残り2面4コースは利用者が設置するフリーコースである。それぞれのコースに柵等による仕切りは設けておらず、通常、フリーコースは公園として常時開放する予定であるため、ウォーキング、ジョギング、遠足等や休憩場所としても使用できるとの答弁がありました。

使用時間について、夏場は夕方の時間を延ばして午後6時までとするなど条例で定めるべきではないかとの質疑があり、市長の判断により時間延長等も柔軟に取り扱っていきたい。「弥五郎伝説の里」多目的広場も、午前9時から午後5時までの使用時間を定めているが、夏場は午前8時前から午後5時くらいまで解放し、柔軟に対応しており、同じような取り扱いとしたい。また、近隣の「かのやグラウンド・ゴルフ場」は、全てグラウンド・ゴルフ専用の常設コースであるため、管理上必要があり、夏場午後6時までと定められているとの答弁がありました。

委員より、本条例の運用に当たり、利用者の要望に沿って、使用時間については特に柔軟な対応を求める意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

#### ○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

#### ○14番（海野隆平議員）

副委員長に質問するのは、ちょっと甚だ迷いますが、二、三、委員会の審査過程を含めてお聞きしたいと存じます。

まず、今回こういう形で委員会で審査結果が出ているわけでありまして、新地公園、「公園とする」というような捉え方、また我々は当然「グラウンド・ゴルフ場」というような捉え方をしていたわけですが、中身がもうほとんど「公園」と

というような捉え方というふうになっているわけでありまして、どこでどうなったのか、そこ辺がちょっとまだ……。中身をもうちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、夏場時間です。8時から6時ぐらいまでは柔軟に対応できるというふうになっているわけですが、そうだったら、こういう書き方なら、この条例の意味するとか、いらんのかなと思ったりするわけですが、そこら辺は審議はなかったのか。

それと、入場料の件ですが、地元は無料と。あと、地元外は有料というふうなことになるわけでありまして、公園だったら逆にもう有料じゃなくて全て無料でもいいんじゃないかというふうに思うところではありますが、そこ辺の審議の過程をお聞かせいただきたいと思います。

以上、3点です。

#### ○文教厚生常任副委員長（上村龍生）

3点ほど質問をいただきました。

まず、1点目の新地公園、公園とグラウンド・ゴルフ場の関係ということで、これは委員会の中でも質疑が出ておまして、最終的に確認をしたのが、公園としての設置条例であるという理解をいたしました。したがって、公園であれば常時開放をしているということでしたので、時間帯の縛りといいますか、夏場の延長かれこれという、2番にも関係あるんですけど、というところまでの議論が出まして、最終的には公園として管理をしたいので、この方向でいきたいという説明だったと思います。

3番目の入場料の件につきましては、市内、市外、これは個人使用の場合でありまして、占有使用の場合には、市内、市外どちらも有料となっていたようですが、公園であるのであればどちらも料金は要らないのではないかなというようなことについての質疑、討論等はなされておられません。

以上です。

#### ○14番（海野隆平議員）

公園とグラウンド・ゴルフ場との兼ね合いについて、今答弁をいただきましたけど、そいやれば、この条例は、新地公園グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例というふうになっているわけですが、最初から公園ということを出せば、これはこういう条例をつくる必要はなかったんじゃないかなというふうに思うわけですが、そうじゃないのか。

公園というのは当然公園法というのがありますので、自由にどなたでも出入りできるというふうなことになるかというふうに思うわけですが、お金をとるとい

うこともありますので、ちょっとそこ辺が何か矛盾を感じるなというふうに思うところでもありますけど、そういう意見はなかったのか。

それと、夏場時間と冬場時間のことについても、いろいろ柔軟に対応するというふうなことでここに書いてありますけど、随時市長の許可を求めなきゃいけないような状況になるわけでもありますけど、ここはシルバー人材センターのほうで管理運営をされるわけでもありますけど、当然、お年寄り等については非常に朝が早いので、特に夏場涼しいうちにグラウンド・ゴルフを楽しみたいというような意見もあるわけですけど、一応9時から5時までというふうに規定としてはうたわれておりますけど、早朝から来ても何も文句は言われないと。当然、文句はないだろうというふうに思うところでもありますけど。

いずれにしても、この条例が意味するところが必要なのかなと。公園ならば公園法で定めたほうがよかったのではなかったかと思うんですけど、再度答弁を求めます。

#### ○文教厚生常任副委員長（上村龍生）

公園法との絡み、第1点のところです。

委員会のほうで、そのような議論はなされておられません。

それから、夏場、冬場の時間帯、特に夏場の早い時間帯の話につきましては、委員会でも話が出まして、先ほど報告いたしましたけども、弥五郎の里、多目的広場等でも、早朝朝早い、7時過ぎ、8時前ぐらいから、あそこも9時から6時なんですけども、今でも使っているということで、同じような取り扱いをするということで考えておりますということで答弁をいただいております。

以上です。

#### ○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○16番（谷口義則議員）

海野議員とちょっとかぶるんですが、私どもが今まで新地公園グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の審議あるいは総括質疑をした段階で受けとめておった考え方と、この委員長報告によるとだいぶ随分捉え方が変わってきていると思うんですが、委員長。

公園法に基づく、これは公園としての取り扱いを非常に強調されるのであれば、公園法が先に生きるんじゃないかと思う。これは、法律ですから。上位にあるわけですから。私どもはそういう観点で審議を見てこなかったもんだから、この委員長報告を見て、我々の審議をしていた視点と変わってきているなあというふうに感じるんですが、委員長、その辺の感覚はどうですか。

○文教厚生常任副委員長（上村龍生）

今、御意見のあったとおりでありまして、委員会審議のところ公園としての設置条例であるという理解をしたところであります。

以上です。

○16番（谷口義則議員）

それであれば、社会教育課長にちょっと謝っておかないけんですよ。

この前、総括質疑で遠足の話が出たときに、公園法に基づく設置であるということが明確にうたわれておれば、ああいう失礼な言い方はせんかったと思うんです。あくまでもグラウンド・ゴルフ場という捉え方だから、遠足というのはおかしいんじゃないかという話をしたわけで、こういう答弁があるのであれば、ああいう総括質疑はしておりません。あくまでも公園法に基づくものであれば、公園法を外してこういう設置をしなければ、地方交付税の対象にもなるんですよね、公園が設置されているということは。今度は公園法で運営をしていくちゅうのであれば、所管は建設課じゃないですかと私は思うんです。そういう視点での議論はなかったですか。

○文教厚生常任副委員長（上村龍生）

先ほども答弁いたしましたけども、その視点からの質疑等は出ていません。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。本案に対する常任副委員長の報告は可決であります。本案は常任副委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第42号 曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第43号 曾於市過疎地域産業開発促進条例及び曾於市工業開発促進条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

日程第3、議案第42号、曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び日程第4、議案第43号、曾於市過疎地域産業開発促進条例及び曾於市工業開発促進条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。

議案2件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山田義盛）

それでは、御報告を申し上げます。

2、議案第42号、曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、審査における質疑内容と結果について報告いたします。

本案は、人事院規則の一部改正が行われたことに伴い、関連する規定を整備するもので、「育児休業の再度の取得、再度の延長ができる特別の事情」及び「1年以内に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情」の要件に、「保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」、いわゆる「待機児童」の要件を加える条例の改正です。

委員より、現条例に該当する職員がいるかとの質疑があり、過去に再度の取得、再度の延長、育児短時間勤務を利用した職員はいないが、今後利用することも考えられるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

3、議案第43号、曾於市過疎地域産業開発促進条例及び曾於市工業開発促進条例の一部改正について、審査における質疑内容と結果について報告いたします。

過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、固定資産税の課税免除を行う対象業種が「情報通信技術利用事業」から「農林水産物等販売業」に変更されました。それに伴い、その規定を引用している曾於市過疎地域産業開発促進条例及び曾於市工業開発促進条例を改正するものです。

まず、曾於市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について、本条例に規定されている「情報通信技術利用事業」、いわゆる「コールセンター」を外し、「農林水

産物等販売業」に変更するもので、用語の意義は、過疎地域内において生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理した物を店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業の用に供する設備を有する施設で、いわゆる「第6次産業」の事業者を想定している。

条例の内容は、対象となった事業者が行う土地の取得や建物の建築、増築、機械等の購入に対して3年間の固定資産税の免除を行うものである。減額となった固定資産税の75%は翌年度の普通交付税に算入され、実質、市が負担するものは減免した額の25%である。対象となる事業者は、規模や雇用者数は考慮されず、土地の購入、あるいは施設整備費の総事業費が2,700万円を超えるものが対象となるとの説明がありました。

次に、曾於市工業開発促進条例の一部改正について、本条例からも情報通信技術利用事業を削除するものである。また、農林水産物等販売業を追加しなかった理由について、販売のみの事業は本条例の趣旨に合わない。しかし、ナンチク等製造を伴う事業所であれば対象になり得るとの説明がありました。

委員より、コールセンターが外された理由は何かとの質疑があり、法から国が外したもので、国や県に問い合わせたが、明確な理由は聞けなかったとの答弁でありました。

また、2本の条例を1本の条例改正案で提出したことに対して、わかりにくいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第42号、曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、曾於市過疎地域産業開発促進条例及び曾於市工業開発促進条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第45号 平成29年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第5、議案第45号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山田義盛）

それでは、報告します。

4、議案第45号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について（所管分）、審査における質疑内容と結果について報告いたします。

まず、総務課に関するものです。

自治会振興費については、集落支援員の増員と自治会加入促進チラシ等の印刷や配布に係る経費で119万4,000円増額するものである。各事業の職員給については、人事異動に伴う事業ごとの増減の補正であり、全体では434万8,000円の減額であるとの説明がありました。また、今回の補正には、市長の7月分給料の減額分が含まれているとの説明もありました。

委員より、加入促進の冊子やチラシの配布先や支援員選任についての質疑があり、担当課より、冊子やチラシは校区公民館や自治会説明会に使用するものである。支援員は行政や不動産関係に精通した方を選任したいとの答弁がありました。

次に、企画課に関するものです。

歳入については、雑入の340万円はコミュニティ助成金で、自治総合センター宝くじ社会貢献広報事業の採択によるものであるとの説明がありました。

歳出については、企画事務費のコミュニティ助成事業補助金340万円は、宝くじ事業に係るもので、岩北校区公民館と菅牟田校区公民館の2つであり、どちらも音響機材等の整備が主なものであるとの説明がありました。

弥五郎伝説の里管理費の937万2,000円は、温水ボイラー改修工事に係る経費が主なものです。平成8年度のオープンから使用しているもので、平成25年度から漏水が見られるようになり修繕を行ってきたが、本年3月、漏水がひどくなり、業者等にも意見を聞き検討した結果、改修の必要があるため補正予算を計上したとの説明がありました。

委員より、ボイラー2基の改修工事であるが、工事期間中は1基ずつの取りかえ工事を行い、休まず営業するのかなどの質疑があり、担当課より、3日ほど休館して、一度に改修するとの答弁がありました。

次に、財政課に関するものです。

まず、地方債の補正について、現年発生公共土木施設災害復旧費で限度額は300万円です。末吉2件、財部1件の災害復旧に充てるもので、総事業費は920万円、国庫負担金613万6,000円であるとの説明がありました。

続いて、歳入について、一般寄附金は、鎌田建設株式会社から創立50周年記念として300万円の寄附が主なものであると説明がありました。

基金繰入金について、財政調整基金繰入金は、補正額が3億4,805万9,000円で、補正後予算額は10億8,116万8,000円になる。また、その他の特定目的基金残高の状況については、平成28年度末残高は、総額90億6,432万円となり、前年度と比較して2億1,989万1,000円の増額になる。

なお、財政調整基金の平成28年度末残高は31億4,020万6,000円、平成29年度末残高の見込みは、20億5,943万2,000円になるとの説明がありました。

雑入の市町村振興交付金、サマージャンボ宝くじ7,286万5,000円は、市町村振興協会が例年交付しているオータムジャンボ宝くじに加え、新たに交付するもので、充当先については地方財政法で定められており、今回の交付金については、環境保全のじんかい収集及び運搬処理委託料に充当するとの説明がありました。

歳出について、財務管財事務費は、大隅支所の登記事務職員を非常勤職員とするための報酬が主なものです。現在はシルバー人材センターへ委託しており、2名の方が事務に当たっているが、今後、非常勤職員1名体制へ移行していきたいとの説明がありました。

大隅支所の登記事務職員の採用について、委員より、臨時職員、嘱託職員、非常勤職員の扱いが不明確である。職員採用は注意して扱うよう意見がありました。

普通財産管理費の820万8,000円は、財部町中幸平地区の市有地侵食対策工事に係る経費です。侵食に至った経緯、工法等の説明がありました。

委員より、侵食がここまで進んだ経緯、市の農地所有の関連について。また、災害復旧事業にはかけられなかったのか。土地利用の目的が曖昧ではないのか。市有地で侵食など類似した場所はほかにはないか。下流域の土地所有者からの苦情はないかとの質疑があり、この土地は、旧財部町所有の種雄牛の飼料畑として昭和39年ごろから所有しているもので、種雄牛がいなくなった後は、近隣の農家へ飼料畑として無償で貸し付けて維持管理をしてもらっている。平成27年度から少しずつ侵食はしていたが、平成28年度の大雨でここまで大きくなった。災害復旧事業には市の所有であるため該当しない。ほかに林業関係、治山事業で復旧できないか検討したが、いろいろな課題があり、市単独で行うことになった。侵食等、被害を受けている市有地はほかにはない。下流域からの苦情はないが、今後工事を進めるに当たっては、所有者へ工法等十分説明を行いたいとの答弁がありました。

土地の今後の活用方法について、農地で残すのか、森林にするのか、住宅地とするのか、今後検討を重ねたいとの説明でありました。

次に、税務課に関するもので、賦課徴収費38万3,000円は、軽自動車税提供データ変更委託料に係る経費です。軽自動車協会から提供されるデータに燃費基準が3項目追加され、これに伴い、曾於市行政総合システムの改修が必要になったとの説明がありました。

次に、市民課に関するもので、環境衛生費の廃タイヤ処理行政代執行委託料について、補正予算額273万6,000円は、大隅町久木山の廃タイヤ処理に係る経費です。昨年300万円ほどの予算をかけて処理を行ったが、地中部分に埋まっている廃タイヤを予測できず、まだ大量のタイヤが残っている状態である。市職員、延べ33人ほどで、敷地内の散乱しているタイヤ以外の物を106トンほど処理作業を行った。残

っているタイヤはおおよそ1万本との説明がありました。

委員より、行政代執行なので最小の経費で最大効果を求めるべきであるが、昨年300万円、今回270万円の予算をかけるというのは、当初の見通しが甘かったのではないか。また、職員による処理作業はすべきではなく、外注すべきとの指摘がありました。

以上、所管分の審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

**○議長（原田賢一郎）**

次に、文教厚生常任副委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任副委員長（上村龍生）**

議案第45号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について（所管分）、本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

介護福祉課関係の歳入では、介護給付費及び地域支援事業の平成27年度事業費の確定による精算分として、介護保険特別会計から一般会計へ2,354万7,000円繰り入れ、歳出では、人事異動による職員給870万7,000円、地域支援事業法定負担分の242万2,000円を介護保険特別会計へそれぞれ繰り出すものであります。

社会教育課関係の歳入では、新地公園グラウンド・ゴルフ場使用料4万5,000円を追加し、歳出では、財部中央公民館自動ドア修理費45万4,000円、図書館施設大隅分館エアコン取りかえ修繕費71万3,000円、新地公園グラウンド・ゴルフ場設置に伴う施設清掃業務委託料、施設運營業務委託料等1,233万円、財部農業者トレーニングセンター駐車場舗装修理費40万9,000円、大隅総合運動公園水道管漏水調査業務委託料45万4,000円をそれぞれ増額及び追加するものであります。

委員より、新地公園グラウンド・ゴルフ場に係る施設管理費の消耗品費で、肥料・除草剤等が計上されているが、これは施設運營業務委託料になるのではないかとの質疑があり、施設運營業務委託料は人件費のみの計上であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

**○議長（原田賢一郎）**

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

**○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）**

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案1件を6月19日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

議案第45号、平成29年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について（所管分）。

本案に係る所管分の歳入については、公共土木施設災害復旧費負担金の現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金613万6,000円、農地費補助金の多面的機能支払交付金事業費補助金902万9,000円を追加するものが主なものであります。

歳出については、地域振興・機体活用プロジェクト業務委託料等の追加により、観光総務費を385万2,000円、災害復旧に伴う農地・農業用施設災害復旧工事等の追加により、過年発生農地・農業用施設災害復旧費を1億81万円追加するものや、人事異動等による職員給の増減が主なものです。

なお、本案については現地調査も実施いたしました。

次に、質疑の概要を申し上げます。

農業委員会関係では、一般事務補助賃金は農地利用最適化推進委員の選任に関するのかとの質疑があり、仕事内容としては農地パトロールの結果の整理や農地利用意向調査の取りまとめ、地図への落とし込み作業などを予定しているとの答弁がありました。

農地利用最適化推進委員の選任については、現在、市報やインターネットによる広報を行っており、7月には候補者の公募・関係書類の受付を終了し、8月の定例総会において承認決定、9月1日から農業委員との活動がスタートするとの説明がありました。

商工観光課関係では、地域振興・機体活用プロジェクト業務委託について、首都圏から九州の路線で運行するソラシドエア社の機体1機を活用し、曾於市を全国にPRするものであります。

①機体側面へのデカール貼付。

②機内シートポケットへ本市が作成するパンフレット（観光地や特産品、定住促進事業、思いやりふるさと寄附金制度の記事を掲載したもの）を設置するものであります。

③都市圏における協同イベントの開催。

④客室乗務員による「そお星人」プリントエプロン着用。

⑤ソラシドエア社ホームページによる情報発信。

など、平成29年9月1日から1年間業務委託するものであるとの説明がありました。

委員より、機内のドリンクサービスについて、ゆずドリンクの提供や、子供たちに、そお星人グッズの配布も検討してほしいとの意見がありました。

岩屋観音の倒木の状況についての質疑があり、山林は民有地となっており大変危険な状態であるため、早急な倒木伐採作業が必要であるとの答弁がありました。

委員より、倒木伐採作業のみの予算となっており、倒木撤去後の対策が危惧される。事故につながらないように万全な対策を講じてほしいとの意見がありました。

農林振興課関係では、農業公社設立に向けての各課の取り組み状況について質疑があり、現在、公社設置場所も未定であり事業規模が確定しておらず、ハード面である繁殖センター、TMRセンター、コントラクター、ソフト面の農作業受委託等の計画書も煮詰まっていない状況であるとの答弁がありました。

委員より、農協、ナンチクとの設立へ向けての運営体制、予算、事業規模、事業補助等のたたき台を事務レベルで作成し、体制を整えて進めるべきであるとの意見がありました。

耕地課、建設課関係では、過年発生農地、農業用施設災害復旧費、過年発生公共土木災害復旧事業で補正額が大きいのはなぜかとの質疑があり、田植え時期に入り、昨年度の台風、大雨による災害に気づき、追加で申請があったとの答弁がありました。

委員より、災害の申請漏れが多いので、災害の大小にかかわらず申請してもらうよう市報や回覧文書、SOOGoodFMを活用し、周知徹底してほしいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

#### ○議長（原田賢一郎）

ただいまの総務、建設経済常任委員長及び文教厚生常任副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

#### ○19番（徳峰一成議員）

建設経済常任委員長に個人的に通告をいたしておりましたので、1項目質問いたします。

災害の、説明書で言いますと42ページから3ページ、公共土木災害現年、過年分について予算計上がそれぞれされております。これに関連いたしまして、ことし、もし夏に集中豪雨なり、あるいは台風の発生、通過に伴いまして大きな災害が心配されますが、もしそうしたものが発生した場合、そして市当局としては業者に対していろんな角度から災害復旧を発注したとして業者が果たしてどれだけ、ことしの場合は災害復旧に対応できるか。これは大きな、台風等の規模にもよりますが、本年度の場合は課題や問題が生じるのじゃないかという点が心配されます。

なぜかといいますと、先日の本会議での議案提案の中で繰越明許費というのがありましたけども、20億円、これ自体も非常に近年にない大きな金額であります、その半分、多くを占めたのが、いわば特に耕地課を中心とした災害復旧費が昨年度余りにも大きくて、また昔に比べて業者が非常に対応能力が弱くなっておりまして、昨年度中には対応できず、約10億円規模の災害復旧費が本年度29年度に延ばされました。多くが耕地災害、ほとんどが大隅町の耕地災害であります、その中には、予算は計上した、そして発注はしているけども、とても対応できなくてというのが多いんですけども、中には、予算はしたけども、まだ昨年度の発注が本年度に入ってからというもの幾らかあるようでございます。いずれも、大隅町が昨年の災害の復旧が終わるのが、本年度29年度の末ごろになる予定でございます。

細かく言いますと、これはもちろん県当局も同じでありまして、県当局も業者に頼んでも、大隅町の場合はもう手いっぱいであってなかなかしてくれないと大隅町の職員も先日こぼしておりました。ですから、そうしたいっぱい業者が抱える中で、ことし予期せぬ大きな災害が発生した場合に、業者はどこまで対応できるか。あるいは、既に発注している関連の、災害復旧費との関連で一定の調整が必要やないかと思うんです。やはり、優先度を与えて、ことし起きた緊急なのを優先して行う。工期延長を含めてです。これはすぐれてやはり、チェック機関の議会としても意見を申すべきじゃないかと思っております。まさに、この6月議会なんです。そうした角度からの議論がされていたら、お聞かせ願いたいと思っております。

#### ○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

ただいま現年発生公共土木災害と過年発生についての、今後の対応についての質疑を受けたわけでございます。

建設課関係で、まず28年度の災害復旧工事の進捗状況についての説明を求めまして、5月末現在での進捗状況等についての答弁をいただきました。

公共災害等につきましては、まず末吉の部分につきましては、5月末現在の進捗率が62%、大隅につきましては35%、財部につきましては85%、公共災害全体としましては55%の進捗状況であるということでございます。また、7月完成を予定しているのがかなりありまして、大部分が7月には完成すると。後は、大きな工事が残っておりますので、9月以降にかかるのが末吉で3件、大隅はなくなります、財部が1工区ぐらいです。が、公共災害であります。

市単独災害につきましては、5月末現在で、末吉地区が93%の進捗状況、大隅に関しましては85%、財部につきましては90%、全体として88%。市単独災害については、かなりの工事が進んでいるところでございます。

先ほど議員からの説明でありましたとおり、ことし、昨年並みの台風、集中豪雨

が来た場合、現在大隅地区につきましては、業者は手いっぱいのご状態でございまして、今現在でも末吉、財部の業者から手伝いをもたらしていると、そういう状況でございまして。ですので、昨年並みのこういう災害が起きた場合は、大変憂慮すべき事態が発生するんじゃないかと、そういうふうに委員会でも考えているところでございます。

以上の答弁でよろしいでしょうか。

(何ごとか言う者あり)

○建設経済常任委員長（伊地知厚仁）

そうです。それ以上は出ませんでした。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。本案に対する総務、建設経済常任委員長及び文教厚生常任副委員長の報告は可決であります。本案は、総務、建設経済常任委員長及び文教厚生常任副委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第46号 平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第7 議案第48号 平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ  
いて

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第6、議案第46号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について及び日程第7、議案第48号、平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでの2件を一括議題といたします。

議案2件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任副委員長の報告を求めます。

#### ○文教厚生常任副委員長（上村龍生）

議案第46号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第48号、平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上2議案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

まず、国民健康保険特別会計補正予算について、歳入では、国庫補助金として高額療養費限度額法改正対応システム改修交付金38万3,000円、事業報告システム改修補助金32万4,000円、国民健康保険特別会計繰越金4万9,000円をそれぞれ増額し、一般会計からの人件費繰入金40万1,000円を減額するものであります。

歳出では、高額療養費限度額法改正対応システム改修委託料38万4,000円、事業報告システム改修委託料32万4,000円、非常勤職員費用弁償4万8,000円をそれぞれ増額し、人事異動に伴う職員給40万1,000円を減額するものであります。

委員より、高額療養費限度額法改正の内容と事業報告システム改修の理由について質疑があり、高額療養費限度額法改正については、70歳以上の対象者の限度額が、外来で月1万2,000円から1万4,000円に、入院で月4万4,400円から5万7,600円にそれぞれ引き上げられたものであること。また、事業報告システム改修については、平成30年度の制度改正に伴う県単位の広域化に向けたシステム改修であるとの答弁がありました。

次に、介護保険特別会計補正予算について、歳入では、地域支援事業交付金（グループホーム利用者負担金助成事業）の法定負担分として国から484万3,000円、県から242万1,000円、一般会計から242万1,000円をそれぞれ増額し、地域支援事業の精算による追加交付金を支払基金交付金から16万円、さらに、一般会計から人事異動に伴う職員給870万7,000円、介護保険特別会計前年度繰越金として9,847万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出では、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）利用者負担金助成金（任意事業）として1,242万円、国・県支払基金への精算による償還金7,210万4,000円、一般会計への精算による繰出金2,354万9,000円、人事異動に伴う職員給870万7,000円の増額が主なものであります。

委員より、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）利用者負担金助成金増額の内訳について質疑があり、年収120万円以下から80万円以上の世帯で1日400円

の新規助成、年収80万円以下の世帯については、1日600円から900円に増額助成となるとの答弁がありました。

また、任意事業ということであるが、国・県等の助成はあるかとの質疑があり、介護給付費のおおむね2%以内であれば、国・県等からの法定負担金は受けられるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会は、議案第46号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第46号、平成29年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。本案に対する常任副委員長の報告は可決であります。本案は常任副委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、平成29年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。本案に対する常任副委員長の報告は可決であります。本案は常任副委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午前11時00分

再開 午前11時12分  
————— . ——— . —————

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第47号 平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第9 議案第49号 平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第10 議案第50号 平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第11 議案第51号 平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第12 議案第52号 平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第8、議案第47号、平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてから日程第12、議案第52号、平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの、以上5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、議案5件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第47号、平成29年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、平成29年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、平成29年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、平成29年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号、平成29年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第13 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第13、陳情第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任副委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任副委員長（上村龍生）

陳情第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について。

本陳情は、子供たちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること、義務教育費国庫負担割合を現在の3分の1から2分の1に復元すること、教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずることを求める内容であります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本陳情について採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。本案に対する常任副委員長の報告は採択であります。本件は常任副委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、陳情第1号は採択することに決しました。

---

#### 日程第14 同意案第13号 農業委員会委員の任命について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第14、同意案第13号、農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、迫杉雄議員の退席を求めます。

(迫 杉雄議員 退場)

○議長（原田賢一郎）

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第14、同意案第13号、農業委員会委員の任命について説明をいたします。

曾於市農業委員会委員の任期が、平成29年7月19日をもって満了となることに伴い、提案するものであります。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律が改正され、同法第8条第1項に「農業委員は、市町村長が議会の同意を得て任命する。」と規定されたことによるものであります。

また、同法第10条により、委員の任期は3年であり、本市の委員の定数は19人です。

なお、同法第8条第5項の規定により、「認定農業者である個人等が過半数を占めなければならない。」と規定され、また同条第6項の規定により、「農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。」と規定されております。

今回提案する19人の内訳は、認定農業者13人、認定農業者でない者6人ですが、認定農業者でない者6人のうち、利害関係を有しない者が1人含まれており

ます。

それでは、日程第14、同意案第13号は、末吉町在住の迫将嗣氏、40歳であります。現住所、本籍、最終学歴、職歴、推薦及び応募区分、認定農業者の有無等につきましては、履歴書を御参照ください。

よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第13号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、同意案第13号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第13号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は16人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に久長登良男議員及び谷口義則議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（浜田政継）

それでは議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。久長議員及び谷口議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成13票、反対1票、白票2票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第13号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（原田賢一郎）

迫議員の入場を許可いたします。

(迫 杉雄議員 入場)

- 
- 日程第15 同意案第1号 農業委員会委員の任命について  
日程第16 同意案第2号 農業委員会委員の任命について  
日程第17 同意案第3号 農業委員会委員の任命について  
日程第18 同意案第4号 農業委員会委員の任命について  
日程第19 同意案第5号 農業委員会委員の任命について  
日程第20 同意案第6号 農業委員会委員の任命について  
日程第21 同意案第7号 農業委員会委員の任命について  
日程第22 同意案第8号 農業委員会委員の任命について  
日程第23 同意案第9号 農業委員会委員の任命について  
日程第24 同意案第10号 農業委員会委員の任命について  
日程第25 同意案第11号 農業委員会委員の任命について  
日程第26 同意案第12号 農業委員会委員の任命について  
日程第27 同意案第14号 農業委員会委員の任命について  
日程第28 同意案第15号 農業委員会委員の任命について  
日程第29 同意案第16号 農業委員会委員の任命について  
日程第30 同意案第17号 農業委員会委員の任命について  
日程第31 同意案第18号 農業委員会委員の任命について  
日程第32 同意案第19号 農業委員会委員の任命について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第15、同意案第1号、農業委員会委員の任命についてから日程第32、同意案第19号、農業委員会委員の任命についてまでの以上18件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第15、同意案第1号から日程第26、同意案第12号までと日程第27、同意案第14号から日程第32、同意案第19号までを一括して説明いたします。

曾於市農業委員会委員の任期が、平成29年7月19日をもって満了となることに伴い、提案するものであります。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律が改正され、同法第8条第1項に「農業委員は、市町村長が議会の同意を得て任命する。」と規定されたことによるものであります。

また、同法第10条により、委員の任期は3年であり、本市の委員の定数は19人です。

なお、同法第8条第5項の規定により、「認定農業者である個人等が過半数を占めなければならない。」と規定され、また同条第6項の規定により、「農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。」と規定されております。

今回提案する19人の内訳は、認定農業者13人、認定農業者でない者が6人ですが、認定農業者でない者6人のうち、利害関係を有しない者が1人含まれております。

それでは、日程第15、同意案第1号から説明をいたします。

同意案第1号は、財部町在住の小倉範房氏、64歳であります。現住所、本籍、最終学歴、職歴、推薦及び応募区分、認定農業者の有無等については、履歴書を御参照ください。

次に、日程第16、同意案第2号は、同じく財部町在住の柿木伸幸氏、61歳であります。

次に、日程第17、同意案第3号は、同じく財部町在住の片平敏生氏、57歳であります。

次に、日程第18、同意案第4号は、同じく財部町在住の吉満忠吉氏、70歳であります。

次に、日程第19、同意案第5号は、大隅町在住の有村龍美氏、64歳であります。

次に、日程第20、同意案第6号は、同じく大隅町在住の池之上三好氏、58歳であります。

次に、日程第21、同意案第7号は、同じく大隅町在住の大口徳明氏、61歳であります。

次に、日程第22、同意案第8号は、同じく大隅町在住の荻迫純明氏、56歳であります。

次に、日程第23、同意案第9号は、同じく大隅町在住の酒匂孝一氏、61歳であります。

次に、日程第24、同意案第10号は、同じく大隅町在住の竹元守氏、61歳であります。

次に、日程第25、同意案第11号は、同じく大隅町在住の豊永峯雄氏、62歳であります。

次に、日程第26、同意案第12号は、末吉町在住の河野由紀子氏、42歳であります。この方が、利害関係を有しない方です。詳しくは、履歴書を御参照ください。

次に、日程第27、同意案第14号は、末吉町在住の高岡俊彦氏、58歳であります。

次に、日程第28、同意案第15号は、同じく末吉町在住の濱田實氏、62歳であります。

次に、日程第29、同意案第16号は、同じく末吉町在住の堀留美津子氏、63歳であります。

次に、日程第30、同意案第17号は、同じく末吉町在住の光行純市氏、68歳であります。

次に、日程第31、同意案第18号は、同じく末吉町在住の森岡俊弘氏、65歳であります。

最後に、日程第32、同意案第19号は、同じく末吉町在住の山口裕之氏、52歳であります。

以上で、日程第15、同意案第1号から日程第26、同意案第12号までと日程第27、同意案第14号から日程第32、同意案第19号まで一括して説明をいたしました。よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

**○議長（原田賢一郎）**

これより質疑に入ります、質疑はありますか。

**○19番（徳峰一成議員）**

本来だったら、全部終わった後、一般質問でやるのがいいかと思えますけども、一般質問でいたしませんので、1点だけ。

今回の本日の提案というのは、これまでも条例制定等でも質疑いたしましたけども戦後ずっと続いてきた農業委員の、いわゆる選挙制度から、先ほども市長が上げられました市町村長の任命制に大きく変わりました。そうした中での今回の提案であります。

現在の段階まで、いわゆる選考委員会も設けたりいたしました。4名だったですか、本日の提案から外れましたけども、こうしたことを含めて、あるいは提案されている方々のいろんな職業を含めて、農業専業者だけじゃないですので、年齢等を含めて、この3年後に生かすべき、特に曾於市にとってやはり教訓なり反省点はつかんでいくべきだと思うんです。そして、恐らく今後ずっと任命制が継続されますので、国としても、一歩ずつであっても改善の方向で、やはり曾於市としてはしていくというのが大事じゃないかと思うんです。

ですから、これまで、本日の段階で市として今後に生かすべき教訓点なり反省点が議論されていたら、お聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

**○市長（五位塚剛）**

今までは、農業委員会の選任につきましては、みずから農業をしながら立候補して選任をされる者と、また議会を含めて農協からの推薦等を含めた、そういう形での選任をしておりました。

基本的には、私はそのほうが良いと思っております。立候補された方々が人数的にオーバーになったら農業委員会の選挙に基づいて市民が選ぶわけですので、そのほうが非常に公平だと私は思っております。

ただ、国の法律の改正に伴ってこのような形になりました。今回も本人みずから、また推薦を受けた方が選考委員会9名の中で外されたという結果もあります。本人にとっては、なぜ外されたのかという疑問点も残る状況もあります。そういう意味では、なかなか非常に難しい部分もありますが、これについてどう改善しようと思ってもなかなか改善できない部分もあります。なるべく選考委員会の中で、各町に与えられた枠数と、また農業委員については、今回もそうですけど、地域別に選考するという目的がありましたので、その地域ごとに偏った場合は、どうしてもそこから外されるということもありました。もともとこのことについて、各地域でよく話し合いを厚遇とされて、うまく人数が調整されたところもありました。そのことがいいのか悪いのかというのは非常に難しい部分もありますが、今後の教訓としては、今回の検討委員会の結果を踏まえて、内部検討として生かされるものについては、引き続き検討はしていきたいというようには思います。

以上です。

#### ○19番（徳峰一成議員）

本来はやっぱり選挙制度だというのは全く同感であります。いかんせん国が法を変えましたので、2点目に関連して質問でありますけども、これまでも昔と違って、選挙制度であってもなかなか立候補者が少なくてほとんどのところが無投票というか、こうしたぬぐえない課題、問題点はありましたけども、今後その傾向が、こういった選挙制度に変わっただけやなくて、農業の担い手等が少なくなったということを含めて、なかなか少なくなると思うんです、曾於市だけやなくて。そうした意味で、かねがねのやはり1つは、教宣というか、その制度のあり方を含めて周知徹底が私は必要じゃないかと思うんです。今回1回目でありますので。ですから、一歩ずつ改善というのは、そういった点だったんです。

2点目、2点目も事務運営でも今回が初めてだったですけども、事務のあり方、その期間設定のあり方を含めて、もし改善点がありましたら、あるいは今後の協議にしたいということであつたら、これらを含めて、2点だったですけど質問が、答えていただきたいと思っております。

#### ○市長（五位塚剛）

今回、初めてこういう形での提案をいたしました。もう既に済んでいる自治体もたくさんあります。今後は、やはり各町の、各地区ごとの農業後継者を育てながら農業委員の役割を十分議論していただいて、やはり地域で地域をまとめてもらえるようなリーダー、そういう農業委員を育てるとするのは非常に大事でありますので、今後農業委員会とも、我々行政ともよく相談をしながら、そういう農業委員会の選び方についても、また運動についてもできる限りのことを支援をしていきたいというように思います。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

事務運営については、基本的には農業委員会のほうでもこういう流れになりますよということをずっと説明してきまして、農業委員会の中でも相当議論していただきました。それを受けてやっていきまして、事務運営については、ほとんど問題がなかったというように思っております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案18件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、同意案18件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、同意案第1号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第1号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。  
議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に迫杉雄議員及び徳峰一成議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（浜田政継）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。迫議員及び徳峰議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成15票、反対0票、白票2票。以上のおり賛成が多数であります。白票は反対とみなします。よって、同意案第1号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（原田賢一郎）

ここで昼食のため、休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

---

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

---

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、同意案第2号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第2号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岩水豊議員及び澁合昌昭議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（浜田政継）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。岩水議員及び荊合議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成16票、反対1票、うち白票1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第2号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（原田賢一郎）

次に、同意案第3号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討

論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第3号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に泊ヶ山正文議員及び上村龍生議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（浜田政継）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。泊ヶ山議員及び上村議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成15票、反対2票、うち白票1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第3号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（原田賢一郎）

次に、同意案第4号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第4号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に宮迫勝議員及び九日克典議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（浜田政継）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。宮迫議員及び九日議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成15票、反対2票、うち白票1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第4号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（原田賢一郎）

次に、同意案第5号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討

論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第5号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に伊地知厚仁議員及び八木秋博議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（浜田政継）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。伊地知議員及び八木議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成16票、反対1票。

以上のおおり、賛成が多数であります。よって、同意案第5号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（原田賢一郎）

次に、同意案第6号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第6号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に土屋健一議員及び山田義盛議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（浜田政継）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。土屋議員及び山田議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成15票、反対2票、うち白票2票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第6号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（原田賢一郎）

次に、同意案第7号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討

論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第7号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大川内富男議員及び大川原主税議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（浜田政継）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。大川内議員及び大川原議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成15票、反対2票、うち白票1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第7号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（原田賢一郎）

次に、同意案第8号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第8号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に海野隆平議員及び久長登良男議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（浜田政継）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。海野議員及び久長議員の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成15票、反対2票、うち白票2票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第8号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（原田賢一郎）

次に、同意案第9号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討

論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第9号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に谷口義則議員及び迫杉雄議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（浜田政継）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。谷口議員及び迫議員の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成16票、反対1票、うち白票1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第9号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（原田賢一郎）

次に、同意案第10号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第10号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に徳峰一成議員及び岩水豊議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（浜田政継）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。徳峰議員及び岩水議員の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成14票、反対3票、うち白票1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第10号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分

---

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、同意案第11号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第11号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に澁合昌昭議員及び泊ヶ山正文議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第73

条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので順番に投票願います。

(投票)

○議会議務局長（浜田政継）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。渚合議員及び泊ヶ山議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。投票総数17票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成14票、反対3票、うち白票1票。

以上のおおりに、賛成が多数であります。よって、同意案第11号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（原田賢一郎）

次に、同意案第12号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第12号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に上村龍生議員及び宮迫勝議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（原田賢一郎）

投票用紙、配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので順番に投票願います。

(投票)

○議会事務局長（浜田政継）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。上村議員及び宮迫議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。投票総数17票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成14票、反対3票、うち白票1票。

以上のおおり、賛成が多数であります。よって、同意案第12号は同意することに

決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(原田賢一郎)

次に、同意案第14号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原田賢一郎)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原田賢一郎)

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第14号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長(原田賢一郎)

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に九日克典議員及び伊地知厚仁議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(原田賢一郎)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原田賢一郎)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(原田賢一郎)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので順番に投

票願います。

(投票)

○議会議務局長（浜田政継）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。九日議員及び伊地知議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。投票総数17票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成15票、反対2票、うち白票1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第14号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（原田賢一郎）

次に、同意案第15号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第15号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に八木

秋博議員及び土屋健一議員を指名いたします。

投票用紙を配付をします。

(投票用紙配付)

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので順番に投票願います。

(投票)

○議会事務局長（浜田政継）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。八木議員及び土屋議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。投票総数17票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成10票、反対7票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第15号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(原田賢一郎)

次に、同意案第16号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原田賢一郎)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原田賢一郎)

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第16号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長(原田賢一郎)

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山田義盛議員及び大川内富男議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(原田賢一郎)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原田賢一郎)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(原田賢一郎)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので順番に投票願います。

(投票)

○議会事務局長（浜田政継）

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、  
14 番、15 番、16 番、17 番、19 番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。山田議員及び大川内議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。投票総数17票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成16票、反対1票、うち白票1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第16号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（原田賢一郎）

次に、同意案第17号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第17号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大川原主税議員及び海野隆平議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので順番に投票願います。

(投票)

○議会事務局長（浜田政継）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。大川原議員、海野議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。投票総数17票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成14票、反対3票、うち白票3票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第17号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（原田賢一郎）

次に、同意案第18号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第18号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に久長登良男議員及び谷口義則議員を指名いたします。

投票用紙配付します。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので順番に投票願います。

（投票）

○議会事務局長（浜田政継）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、

14番、15番、16番、17番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。久長議員及び谷口議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。投票総数17票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成14票、反対3票、うち白票3票。

以上のおおり、賛成が多数であります。よって、同意案第18号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（原田賢一郎）

次に、同意案第19号、農業委員会委員の任命について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第19号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（原田賢一郎）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に迫杉雄議員及び徳峰一成議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（原田賢一郎）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原田賢一郎）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので順番に投票願います。

（投票）

○議会事務局長（浜田政継）

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、19番。

○議長（原田賢一郎）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。迫議員及び徳峰議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（原田賢一郎）

投票の結果を報告いたします。投票総数17票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成14票、反対3票、うち白票2票。

以上のおおり、賛成が多数であります。よって、同意案第19号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時05分

---

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第33 発議第2号 曾於市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程案第33、発議第2号、曾於市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者の提案理由の説明を求めます。

○10番（土屋健一議員）

発議第2号、曾於市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてお願いいたします。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

平成29年6月28日、曾於市議会議長、原田賢一郎殿。

提出者、曾於市議会議員、土屋健一。

賛成者、曾於市議会議員、泊ヶ山正文、同じく、八木秋博、同じく、海野隆平、以上の議員でございます。

提案の理由でございますが、本条例が第1条の趣旨にのっとり、適正に運用されるよう政務活動費の使途範囲を明確にするため、現行条例の一部を改め、本案を提案するものであります。

改正する条例案を簡単に御説明いたします。第6条に、次の2項を加えるものでございます。

3としまして、政務活動費は、政党活動、選挙活動、後援会及び私人としての活動に要する経費に充てることができない。

4としまして、会派及び議員は政務活動費を前3項の規定に従って適正に使用しなければならない。

以上でございますが、よろしく御審議、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第34 閉会中の継続審査申出について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第34、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

総務常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

### 日程第35 閉会中の継続調査申出について

#### ○議長（原田賢一郎）

次に、日程第35、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

### 日程第36 議員派遣の件

#### ○議長（原田賢一郎）

次に、日程第36、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第167条の規定により、次期定例会までお手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において決定することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において処置することに決しました。

ここで、追加日程配付のため、しばらく休憩いたします。

---

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時12分

---

#### ○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま会議規則第14条第1項の規定により、発議1件が別紙のとおり提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、発議1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書案

○議長（原田賢一郎）

次に、追加日程第1、発議第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書案を議題といたします。提出者の提案理由の説明を求めます。

○4番（上村龍生議員）

発議第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり、曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年6月28日、曾於市議会議長、原田賢一郎殿。

提出者、曾於市議会議員、上村龍生。

賛成者、同じく、八木秋博、賛成者、同じく、大川原主税。

提案理由、将来を担う子供たちを育む学校現場において、豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠であり、子供たちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために計画的な教職員定数改善の施策を講じる必要があることから、関係機関に意見書を提出するものであります。意見書につきましては、別紙のとおり、御目通しをいただきたいと思います。

以上、御採択くださいますよう、よろしく願いいたします。終わります。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は、閉会中の継続審査として議決されたものを除き、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

本定例議会におきまして、一般会計の補正予算、また、条例等をお願いいたしまして、全て承認していただきました。ほんとにありがとうございます。また、執行に当たりましては、各議員の方々から出された意見を十分尊重しながら進めていきたいと思っております。

特に、新地公園のグラウンド・ゴルフ場の条例についてはいろいろ御意見がありました。十分、市民に迷惑にならないように、また、健康づくりのために進めてまいりたいと思っておりますのでどうかよろしくお願ひしたいと思っております。いろいろとお世話になりましてありがとうございます。終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上をもちまして、平成29年第2回曾於市議会定例会を閉会いたします。

---

閉会 午後 3時17分

## 別紙

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

#### 総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 0 号	曾於市過疎地域自立促進計画の変更について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 2 号	曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 3 号	曾於市過疎地域産業開発促進条例及び曾於市工業開発促進条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 5 号	平成29年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について（所管分）	全会一致 原案可決

#### 文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 1 号	曾於市新地公園グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 5 号	平成29年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 4 6 号	平成29年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第1号）	全会一致 原案可決
議 案 第 4 8 号	平成29年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第1号）	全会一致 原案可決

#### 建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 5 号	平成29年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について（所管分）	全会一致 原案可決

別紙

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
陳 情 第 1 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について	全会一致 採 択